

秋 田 県 公 文 書 館

研 究 紀 要

第 二 号

【論文】

- アーキビスト養成・資格制度に
関する問題点の考察…………… 寿松木 毅… 1
- 「秋田藩家蔵文書」の伝来の過程…………… 伊 藤 勝 美… 19
- 明治十三年の比較試験法改正について…………… 柴 田 知 彰… 35
—自由教育令期の秋田県教育行政における位置—
- 明治十年代秋田県の勸農政策の一事例…………… 高 橋 務… 63
- 加賀谷長兵衛家の土地集積について…………… 菊 池 保 男… 89

【史料紹介】

- 角館郷校運営に関する史料…………… 加 藤 民 夫…116
—吉成文庫整理の中間報告—

【集報】

平 成 8 年 3 月

アーキビスト養成・資格制度に関する問題点の考察

寿松木 毅

はじめに

一 国の施策の時期・環境・内容について

- 1 国立公文書館の委員会設置は時期・環境が適切であったか

- 2 委員会の設置よりも先にやるべきことはなかったか

二 アーキビストについて

- 1 アーキビストの機能は個人だけのことか

- 2 アーキビストはプロフェッションか

- 3 アーキビストは長期勤続者でなければならぬか

三 アーキビスト養成の時期・課程・付与する資格について

- 1 初期研修重視か実務研修重視か、また派遣研修課程の編成はいかにあるべきか

- 2 長期派遣は本当に必要か

- 3 付与する資格のランキングはどうすべきか

四 アーキビスト像を探る

アーキビスト養成・資格制度に関する問題点の考察

はじめに

平成七年度全国都道府県等公文書館長会議において、国立公文書館が設置してきたアーキビスト養成問題に関する第二次の委員会である「公文書館における専門職員の養成機関の整備等に関する研究会（以下『第二次委員会』）」の報告書（以下『第二次委員会報告書』）の概略報告とこれに対する意見聴取が行われた。すなわち、専門職員資格取得のための履修期間の合計が満二年間に及ぶ大学院修士課程相当とする履修課程案に対するものであるが、参加館長等の発言は、館職員派遣期間の長すぎることに對し、消極的なものが大半だったと思う。また会議終了後、出席館長等に対するアンケート調査が郵送された。

本稿は、このアンケートに添付した意見書の論点と当館の運営状況をベースに、一般に流布している二、三の著書及び全史料協の機

関誌・会報等に掲載されている諸氏の参考意見等をピックアップし、それを〇つき数字で表示し（末尾に引用文献として掲げる）、その内容を評価しながら、私なりの主張と提案を試みたものである。各種の検討の場で、批判を受けながら検討材料にされればさいわいである。なお、文中の傍線・ゴシック化は筆者が施したものである。ご諒解願いたい。

一 国の施策の時期・環境・内容について

1 国立公文書館の委員会設置は時期・環境が適切であったか
国立公文書館が設置した「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会（以下『第一次委員会』）」が発足したのは平成元年十一月で、その報告書（以下『第一次委員会報告書』）が出たのは平成五年である。発足時点での都道府県及び政令指定都市の公文書館・文書館は二〇館であり、調査検討期間の下限とみられる平成四年度前半まででは二三館である。しかし『第一次委員会』を構成した諸氏が、いったいこれらの館をどのくらい調査し、参考にできたのだろうか。報告書から受ける印象では、せいぜいその半数以下ではなかっただろうか。

また、「文書」館という施設が教育委員会の機関として設置されるのが当たり前で、知事・市長部局の機関として開設される館は例外的な存在であると見られていた『第一次委員会』発足の当時と、

『第二次委員会の報告書』が出された平成七年度時点では、二〇対一一と知事・市長部局に所属する館のほうが多数派に逆転しているものであり、今後この傾向がますます拡大することは確実な情勢である。このため国立公文書館が、その後の情勢変化を加味しないままの対都道府県・政令指定都市政策を続けていると、成果を収めることが極めて難しくなると予測される。

ところで次のような論は、『第一次委員会』設置当時の国内状況が、将来にわたる基本的事項を検討するには、あまりにも未成熟な環境にあったと考える私の見解を裏付けしてくれていると思う。

①…全史料協、あるいはその前身の史料協の時代でも最初に集まってきたのは、いわゆる行政サイドの人ではないんですね。たまたま近世・中世・近代の歴史研究者たちがああいう施設で勤めてみて、初めてぶつかった相手が公文書だったわけです。それをどうするかというので、まったく大学の歴史講座のなかでもみたことも聞いたこともないものですよ。…
②…大量に生産され廃棄される文章の中から、どれを将来の歴史資料として保存していくかということを決めるのは、非常に難しい仕事である。欧米の諸国のように文書のライフサイクル全体を管理する機能が、立法化、制度化されている場合はそのシステムに従えばよいが、残念ながら我が国では、まだそのシステムが構築されていない。文書が廃棄されるという情報が入れば、その場へ行って、わずか1〜2時間のうちに

選別を行わねばならぬこともあるというのが現状である。：
③：だから文書館というのは、逆説的にいうと「廃棄」というのが非常に重要な仕事になるんですね。それだけの責任をもつというところが図書館とは根本的に違うと思いますね。：

つまり、生産される文書に関してはすべて文書館が最終的に責任を負うことです。それが文書館の本来の機能、あるべき姿だとすれば、収集という概念は少し違ってくると思います。

④：今までは、永年保存というのは文書庫にそのまま残され、有期限の文書に関しては廃棄ということで廊下に放り出されたものの中から集めていたから、収集という言葉を使っているわけです。だからわれわれの使う言葉自体を変えていかなければいけませんよ。

⑤：いろいろな分野の出身者が必要なんですね。
⑥：それを巧みにカバーしてやってきたのが京都なんです。専門の歴史畑の人の他に、行政畑でわりと経験の長かった人、それも商工労働部とかこまかく分けて、囑託ですけれど、三人連れてきて収集したんです。これはまさに経験的などころから出てきたんですね。やはりそうしないと文書館はできないという証拠なんです。：

①は、初期の文書館・資料館では古文書・史料の保存部門のほうで公文書保存部門を併設するケースが多かったために、行政職出身

の職員が一人もいないような環境のもとで公文書を取り扱う苦勞があったことがわかる。しかし、すでに教委系機関であっても行政職員を出向させて公文書に当たらせる組織を設け、又は知事部局系機関でも教職員を出向させ古文書に当たらせているケースが多くなっているように（都道府県や政令都市以外の館ではこのようにいかないため別の手立てが必要になるにしても）公文書館発展史における一段階としての初期状況であって、制度的に解決できる問題であった。

②③④は、一回きりの勝負で、個別の職場での短時間の評価・選別しかできなかったことが、ことさらに評価・選別の難しさを強調する結果を招いてきたということを示している。しかし、この②が載った平成三年三月からわずか二年七カ月後の平成五年十一月時点で、ゴシック表示部分を実現して発足した館が、都道府県レベルでも少なくとも当館及び神奈川県立公文書館の二館は開館しているのであるから、一大ハードルのように受け取られ、アーキビストが我が国の専門職であるとする根拠のひとつとされてきた課題の一角は崩れており、システム化することにより、高度な専門職員個人の能力の高さによるのではなく、担当セクションの全員に、その選別理由が理解できるような方式で、組織的に時間の余裕をもって解決することの可能であることが実証されているのである。

⑤は、知事部局側からみると、これだけの当たり前のようなことが、優れた方法などと評価されたことでわかるように、国立史料館

とその影響下にある文書館・歴史資料館の人々の意見が、大きなウェイトを占めていたことがわかるのである。

⑦：私はまず実際に文書館・公文書館といわれている施設がどのようなアーキビストを必要としているのか、こういうようなアーキビストが欲しいんだと、つまり実際仕事をやっているそのなかでやはりこういうアーキビストが欲しいんだというのがあると思うんですよ。それに答えられるアーキビストはどうかたちで養成するのか、ということになってくるのではないかと思うんです。

⑧：その業務にたずさわる専門職についての細則は法的に設定されていない状況にある。こうした過渡的な時期においては「文書館専門職とは何か」ということを、法的・制度的に定義することは不可能であり、したがって「行政職≠非専門職」という公式もなりたたない。各地方館が自らが置かれた独自の条件下での日常活動としての専門的業務を創造しなければならぬ。いわば法的に確立した専門職は存在しないために「専門職はどうあるべきか」というテーマを持ちつつ「形なきアーキビスト」の姿を各館の中で確定させつつ、将来の法定にむけて実戦的に寄与すべき過渡的時期にあるといえるだろう。

⑨：欧米的な文書館専門員制度をモデルとして意識し過ぎ、いくつかの重要な論点がドロップ・アウトしている感じさえ受け

ている。

⑦及び⑧は、それぞれが、みずからの館運営の体験から吐露したものであり、全く正当な意見である。にもかかわらず、国の第一次・第二次の委員会設置という施策は、これらの現実に応えるものではなく、一足飛びになっていることがわかるであろう。

⑨は、博物館学芸員サイドからの意見で、公文書館のみならず博物館の運営にかかわる人々にも、欧米的な制度をそのままモデルとすることの不自然さを感じている人が少なくないことを示している。

2 委員会の設置よりも先にやるべきことはなかったか

⑩：委員会は一九九三年に「修士課程におけるアーキビスト養成のためのガイドライン」を公表した。このガイドラインはアーキビストが基本的な文書館事業を実施するための、必須の知識とは何かということに焦点を当てた。

…二一世紀を迎えようとするアメリカの文書館教育は、現在ふたつの大きな課題を抱えている。ひとつはガイドラインの策定であり、文書館教育の現場に修士課程を増やすことである。順調に進めば今世紀中には実現するであろう。

⑩は、長年大学で養成教育を行ってきたアメリカにおいてさえも、わが国の『第一次委員会報告書』の提示年によくガイドラインの案が提示された程度であって、本格的な修士課程設置についてはこれからであることを示している。学部教育の経験さえない我国において、いきなり修士課程相当の養成制度や養成期間や教科課程を

設けようとすることは、果たして内容が伴うだろうか。

そもそも、第一次委員会が都道府県の専門職員をターゲットにしているといいながら、これらの館の代表を一人も参加させない委員構成で現実を顧みず、まず高踏派的結論を目指したこと自体理解に苦しむ措置であった。アンケートに付した意見書のなかで、満二年に及ぶとする派遣研修の案に対応できるのは、館の成立に財団のからんでいる三館と、全国で唯一文部省から研究施設としての補助金を受けている山口県のみであろうと予測したが、個別に的中しているかどうかは別として、集計の結果は、合計で満二年間も職員を派遣できると回答したのはまさに四館だけである。このゆえに、都道府県・政令都市の意見を十分見極めてから乗り出しても遅くはなかったと思うのである。

それゆえ、まず七〇八割の都道府県に公文書館が開設されるまで、企業診断的に館の運営状況の観察データを蓄積し、しかるのちにこれらのデータを検討しながら、我が国の公文書館行政として、どう対処していったらよいかを打ち出すことが、今後とられるべき施策であると思う。⑦の意見にもそれが現れている。国立公文書館は、まず、このような調査を代行してもらったためのワーキング・グループ的なメンバーをこそ委嘱すべきだったのである。何世紀も続けようという政策の始めなのであるから、拙速で着手する必要などないのである。

自館を引き合いに出しては恐縮だが、公文書館問題について全国

的な立場で活躍中の方で訪れてくれた方は、開館当時地元大学のシンポジウムに参加のついでに視察にきてくれたケースを除くと、小川千代子氏と案内役で同道した当県出身の茨城県立歴史館職員である高橋実氏だけである。その結果は「開館二年目の秋田県公文書館がこれほどやっているとは予想もしてなかったし、またファイリングシステムを廃止していることにも驚いた」という小川千代子氏の感想となって現れており、全国の館を巡回している方々にしてなお、新しい館の訪問にはなにかの発見が伴っていることを示しているのである。

こういった事例を多く収集し、分析することから真の日本の公文書館学の充実がもたらされるのであり、それがひいては、最も有効なアーキビストの（養成）制度に結実していくはずなのだ。

⑩：本法の定める「専門職員」についてすら、その資質・職務内容、採用・処遇条件等が未確定なのであるから、現時点で、将来的な理想的な専門職員像にとって足枷となるような、自縄自縛的な養成機関の特定は、謹むべきであると思う。…その際忘れてならないのは、すでに二〇以上の施設が様々な名称の下に設置・運営されているという事実である。その前提への配慮なくしては、いくら日本の文書館制度のあり方を模索してみても「公文書館法」がいたずらに空文化するだけで終わってしまうような気がする。…

⑪は、以上の意味で、これを書いた一歴史研究者の現実感覚の確

かさが鮮やかである。

二 アーキビストについて

1 アーキビストの機能は個人だけのことか

アーカイブズの活動（調査研究と限定してもよいが）が、もっぱら専門職員の個人活動によってもたらされるかのような論は、これまで著書や史料協の諸資料にも多数見出すことができる。

⑫：アーキビストは、人類の文化遺産である記録史料の守り手として、社会公共に奉仕していくために親組織である行政体や企業の規制から自由な立場で、自らの判断によってその職務を遂行できる意志と能力と権限を、もつ必要がある。：

⑬：今後多くのアーキビストが育ち、そして十分機能するようになって、公文書館は初めて日の当たるところに出せたということが出来る。：

⑭：現在だけでなく遠い将来にわたって起こりうる、さまざまな学術的文化的利用（及び次に述べる行政的利用）の可能性を予想し、すべての情報記録を適切に評価した上で永久保存するものを選択する。言葉にすれば簡単だが、責任の重い重大な仕事である。アーキビストが、人文・社会・自然科学の幅広い分野にわたる知識と、深い洞察力、的確な判断力を備えた高度の専門職でなければならぬ理由はここにある：

⑮：整理して公開するために働く訓練されたアーキビストがいなければ、利用するための検索手段が作れないということを利用して貰いたい。：

⑯は、次の疑問が湧く。複数のセクションを設置されているような館で、セクション内の共通認識も統一性も課長の指導管理もなにもない状況下で、ただ専門職員が自分の判断だけで仕事を進めるといような状況がベストなのかどうかであろうか。現実の館においては、少なくとも組織がある以上、なんらかの組織としての機能が働いていないわけがない。館の親組織である行政体や企業の規制から自由な立場での判断によって、その職務を遂行できる意志と能力と権限をもつ必要があるというのは、勤務する専門職員個人の責任よりも先に、館（長）自体の問題だと思ふのだが、アーキビストという特定個人ないしは担当組織に属するメンバー各個人が、バラバラに各自個人的な判断基準で選択し、その結果を管理者が黙って尊重することが最善であると言いたいのであろうか。それとも、担当セクションの所属者のほとんどが共通的理解はもちながら、はみ出る意見があってもそれはそれで認め尊重しつつやっていくことはなお結構としたいのだろうか。そのへんが不明ではあるが、これらの論からは、そのような可能性にまで考えが及んでいるとは受け取り難い。

このようになわが国の自治体における組織の機能を視野に入れずに、ただ個人の働きだけに着目する機能論・養成論では、満足な結論や

解決に到達することができない。この点において、まず従来定説的になってきているアーキビスト論には、大きな欠陥があると思う。

⑯の傍線箇所のように正常な表現が、例外的にしか見出されないということに問題があると思う。

⑰それは現用部局の判断に委ねられるべきものでなく、公文書館ないし、その「専門職員」の判断が不可欠であり、そのような方向に公文書館ないし「専門職員」の権限を強化する必要がある。：

⑱こうして一つ一つ検討して来ると、早くも私はアーキビストになるのを諦めるべきかもしれないという気になってくる。また、これだけの知識と判断力を持った人間を学校教育の枠内のみで創り出そうとするのは、おそらく無理があるだろう。それに日常業務の量から考えて、一人の人間にこれら全てを要求するのは現実的ではない。：

⑲文書館の規模・機能に対するアーキビストの人数基準等を設定しておくのも一つの案である。：

⑳現行の博物館法の規定での学芸員には……多面的な職能が要求されてきている。言うまでもなく、これだけの職能を、唯一人の人間が行うことは不可能である。従って、これまでも欧米諸国の事例をベースにした学芸員分業体制論が何人かの研究者によって提起されてきており……

：大切なのは、それが組織として、また専門職員の相互関係の中で、有機的な関連を持ちうるか否かという点であろう。

その意味では、組織論としての分業化論も今後の検討すべき考え方の一つであると思う。

⑰は、世の定説的アーキビスト論の矛盾を素直にとらえている点で、共感される方も多いと思う。

⑱は、博物館学芸員サイドからのアーキビスト考察論に現れた提案だが、⑰のような問題に対する一つの解決案になっていることが分かるであろう。

⑲は、博物館学芸員の側でも、アーキビストの場合と同様の事情にさらされていて、その対策には分業的組織論を持ち出さないと、やっていけないようになってきていることが示されている。

⑳資格を有する学芸員や教員においても、実質的に鍛えられるのは実務においてである。個々の事例に遭遇し実務を通して、文書館員としての素質を身につけていくのである。この面で最も必要なのは、館内会議を定期的に行うことで、全員で検討することである。その目的は結論を出すことに限らず、結論に至る過程を大切に、日常業務を理論化することである。：

㉑は、組織内における実務上の育成力の大なることを、館経営者としてよく認識している論となっている。特に、傍線部分は真の(公)文書館学が館の日常業務から生み出されていくものであることを認識してレベルの高い論である。しかし、ここまで到達してい

れば、さらにもう一步進めて、これからの成熟社会には、こちらのほうがむしろ養成の大道なのだといいるところにまで価値観を転換すべきときなのではないだろうか。

我が国の一般の役所といわれるところは、おおかた組織活動により機能を果たしてきているものであるにもかかわらず、欧米の状況を即取り入れたような理論がまかり通ることの大きな原因は、日本の役所の仕事の進め方を、日本ではまだ学問的に究明できていないせいであると思われる。次の論は、表面的には別のことを言っているようだが、こういう見方を裏付けているものだと思う。

②：かつて津田秀夫氏は、「近代の公文書等には前近代の文書類と異なる点がある」とした上で、「近代公文書の特有の領域を対象として体系付けるような業績が歴史研究者の側から生まれてきていない（『近代公文書館学への模索』）」と述べている。文書館に関する新しい研究領域の確立が望まれるが、その萌芽はむしろ、公文書館等において実務に就いている専門的職員の業績の中にこそ見出せるものだ。：

アーキビストの機能が、本来館の組織機能として成立しているものであるということの本身は、具体的にいえば百の課程をマスターするスーパー職員がいなくとも、二〇の課程をマスターした職員を何人か組み合わせることで、機能は果たせるものであるということである。百の課程をマスターした職員が何人もいたところで、それぞれが一度に百の業務を手掛けることができるわけでも

ない。せいぜい履修した課程のうちのいくつかを、それもしばらく実習を積んでからものになるということである。規模が大きくなれば、それなりの人数がいなくてはとうしようもないことである。より積極的にいえば、現実の館機能はもっと複雑であり、たとえば将棋の各種の駒のような特徴ある個々の役割を、それぞれが分担することの組み合わせで初めて成り立っているものであるというふうに表示することで、ようやく本当の機能が表現できているのかもしれない。

我が国には、公式の専門職員養成制度が存在しない以上、現実には、大なり小なりこのようにして各館が運営されていると考えることができるのであるが、専門職員養成課程の卒業者がほとんどいないということが、我が国の（公）文書館運営のレベルの低さをもたらしているという証拠らしき現象は特に報告例も見当たらない。内容程度が低い館も現存することは事実だろうが、設立準備段階での研究不足や、開館後の視野がまだ開けていないせいなどであって、仮に養成課程の卒業生がいたところで、上のほうに理解や活気がなければ同じ結果を招くおそれは十分である。また、古文書等の非常勤専門職員が多くて地位を引き上げる必要に迫られているという問題は、親組織の理解不足、意欲不足に起因する問題であって、仮に法制度で義務づけても、親組織にやる気がなければそれまでのことである。アーキビストと館の関係について真実をついた、次の論がある。

②…(全史料協の)委員には人事異動の影響を受けないアーキビストが多いので、いきおい職能団体としての特徴がでてくる。アーキビスト達は自分達の地位向上が文書館等の地位向上につながると思っているかのようだが、私はむしろ逆に文書館等の地位向上が先行し、それがアーキビストの地位を向上させるという構図で認識している。大学と大学教授との関係がそうだからである。村役場が市役所になることで市職員の仕事も向上している。早い話、文書館や史料館ができたからこそアーキビストも誕生したのだ。：

2 アーキビストはプロフェッションか

プロフェッションに関する我が国と欧米との土壌の違いについては、すでに次の二論が全史料協の会報等で具体的に指摘しており、我が国におけるアーカイブズの専門職員のプロフェッション化が、無理な考え方であることを客観的に示している。

③…元来専門職のための職業学校や専門養成機関を設け、そこで技術を習得した後に就職するという形は、ヨーロッパのツングフト制(徒弟制)の発展の中で成立してきた制度であって日本にはなじまない。日本の専門職の場合、むしろ就業したあと職場内教育によって専門家として自立していく場合が多いし、現実に古文書を扱う仕事に従事している者も、若い時にアルバイトや嘱託で仕事をする事によって、次第に様々な技術を身に付けている。技術内容も発掘そのものの技術の他

に測量、出土品の実測や修復、写真撮影、整理から最終的に報告書の作成まで、実にさまざまなものであり、文書専門職に比べて決してひけをとらない。：

④…また専門職に進入後も、その職階を昇るには、同様に試験の受験あるいは養成機関での正式な勉学の結果としてのディプロマや学位が要求され、年功序列は殆ど考慮されない。これが欧米での専門職制の実態である。…欧米では、人事は各設置母体単位であっても雇用形態が期限付きの契約制なので、雇用者、被雇用者何れにとっても流動が自由であり、おのずから図書館専門職という設置母体を超えた大市场を形成している。この市場の存在のために閉鎖的な職能専門集団の維持が容易であり、養成や資格授与に排他性を持たせることが出来る。わが国でこうした市場形成があるのは、法規や厳しい社会制約のために有資格者以外は開業、就業が出来ない医療職、司法職、教育職等のみである。設置母体を超えた市場形成の困難さという点でアーキビストは図書館員と同じではないだろうか。：

二一世紀に向けて生涯雇用の慣行が崩れかかっているとはいえ、わが国の自治体にまで及ぶのは、まだかなり先のことになるであろう。したがって、自治体の生涯雇用の制度に折衷を全く試みない論では現実性がない。『第一次委員会報告書』では、④で呈示している欧米流プロフェッション制度を、わが国の地方自治体の生涯雇用

は明らかにされなければ、今後の正しい議論の発展は保証されないことは明らかである。

欧米風アーキビスト論を唱える人々は、概していえば、研究一筋的な立場の方が多く、担当組織や相当数の職員を抱えている運営管理の立場の方や、実際に館活動に携わっているかたがたには少ないと思われる。後者のかたがたであれば、⑧や⑩のような経営者の意見になるか、⑬～⑮のような実践的な論になっているの対し、前者のようなかたがたは⑫～⑭のような一見専門的ではあるが、よくみると観念的・教条的な論で止まっていることがわかる。すなわちこういうかたがたには立場の違いで、アーカイブズ活動のなかで見えていない死角部分が存在するということを感じさせられるのである。このような立場の違いということには、当人が単一的な組織体験しか持たないか、複数の質的に異なる組織体験を有しているかの差異がもたらしている影響というものも無視できないだろうと思われる。

『第一次委員会報告書』においても、このような死角の存在を感じさせられる部分がある。すなわち公文書館専門職員養成機関で受け入れようという各自治体推薦の候補者を「学問と実務に裏打された歴史的素養及び行政的素養のある者」とし、また職員を採用するに当たっては「歴史的素養と行政的素養を兼ね備えた者を採用し、専門職員としての養成が図れるような方策が確立されるべきである」としている。前者は、それだけではつきりしているぐらいいなら、もはや研修に派遣するまでもないし、後者は、そのような相反する素質

の双方ともに恵まれるという人間を、二十代の若者から三十代にかけて見抜く手段があると考えたのであろうか。そんな好都合な人間が、いったい万人中何人の割合で見出すことができるというのであろう。少し考えてみれば、とてもこれは現実感覚のある論とはいえない。

小規模な館では、個人がオールラウンドに業務をこなすべき度合いが高いので、広範囲にこなせる専門職員養成を待望するニーズが高いことは当然だが、国内に欠乏する上壤にプロ制度が生まれる見込みは極めて薄いし、また養成制度ができたところで、いきなりスーパー職員を養成できるはずもない。観念的にアーキビストの専門性を唱え欧米流の制度の実現を待望するのではなく、我が国の風土のなかで、他の部門などの例も参考にしながら有効な方策を探求してみるのでなければ、実質的な前進は得られないであろう。

3 アーキビストは長期勤続者でなければならぬか

次のような論はどう考えるべきか。

⑯：実際多くの文書館で、現代行政文書の扱いについては行政職の経験のある職員を配置して、その収集・評価・選別・閲覧にあて、歴史的重要な性のある古い歴史記録史料の扱いは、歴史系の教員経験者もしくは大学院生のアルバイト・嘱託をあてている例が見られる。しかし、こうしたやり方はあくまで暫定的な方法にとめなければならぬ。この方法の最大の欠点は、行政系職員や教員はその異動、嘱託は退職により、折

角のノウハウの蓄積が常に失われることと、行政系と歴史系の連けいがうまくとりにくいことにある。…

②⑥は、長期在職の専門職員がいることで、ノウハウの蓄積が保たれるとする常識的な論の展開である。しかし反面、長期在職にともなう昇進の停滞や新鮮な発想の枯渇などの問題は、必然的につきまとう問題であることも併せて取り上げるべきであろう。そして、異動にともなうノウハウの喪失を、絶対的に回避する手段はないかもしれないが、その反面、交替にともない次のメンバーが別の環境で育ってきたがゆえに持ち込んでくる新鮮なノウハウの、プラス面との相対的評価で論じるのでなければ正しくはない。すでに述べてもいるように、システム化すればスムーズに通常レベルに処理できる業務を、アーキビスト個人の高度な学識や技量によらなければ用が足りないもののように見てきた面が多分にあり、アーカイブズの運営を、実際よりもことさらに難しいものとする観念が定着してきた疑いが多分にある。知事部局の職場では、四〜五人の係員全員が一度に交替することがあっても、なんとか仕事を引き継いでやっている例もあることに比べても、生涯型の専門職員がいなければ不十分だ、或いは居ればまずまずという論は、一つのものの見方にとどまるといふべきであろう。

しかしながら、大きな問題はむしろその外側にある。知事部局・教委いずれの機関である館にせよ、研究の積重ねの必要な史料に対する日本史専攻の教職者ないし歴史研究者を、交替を繰り返しながら

らでも、必要なだけの質量を供給してくれるだけの当該県の教職員プールの容量があるかないかの問題と、出向にともなう待遇低下防止などの問題の解決ができるかどうかである。この点は、それぞれの都道府県の規模や固有の事情で大いに異なる面もあるから、国全体としてみると、大いに不安定な問題で、まして出向など望めない中小都市以下の館では検討以前のことになる。したがって、後出③④のような、扱う資料の違いによる甲乙の資格付与なども含めた、必要性の高い問題の個別の検討も必要である。単に一律的な修士課程相当という課程の検討だけでは問題は解決されない面があるということである。

この点では神奈川県のように、遠大な展望で歴史専攻の受験者を一般職員として継続的に採用すべく、採用試験の選択科目に歴史学を含めている施策は大いに評価される。

三 アーキビスト養成の時期・課程・付与する資格について

1 初期研修重視か実務研修重視か、また派遣研修課程の編成はいかにあるべきか

『第一次委員会報告書』にみられるごとく、我が国のアーキビスト養成論の大半は、初期に長期の集中的研修を施すことによつて、その履修者に資格を付与し、これをもって各館の需要に応えることができるのだとする欧米流の理論にとどまっている。しかし、これ

までみてきたように、学芸員養成・資格付与制度と就職後その矛盾に悩まされる経験を経てきた博物館学芸員の側から、このような初期の研修のみに重きを置く制度の在り方に疑問が投げかけられており、また実務上の研修効果の大なることがアーカイブズの館長側からも示されている。

ところで過去において、学芸員や司書の例のように、採用以前の学習による育成とこれに対する資格付与によって、博物館や図書館の機能を果たさせようとしてきた制度が、世界的に共通的なことであつたとはいえ、その発生した時期は、それぞれの社会がまだ大いに啓蒙を必要とする時代であつたことには大いに注意する必要があるだろう。

このような制度は、社会教育上これらの館の設置促進を大いに図ろうとした時代に、ベテランの専門職員などは充足しようもなく、規格教育を施しその履修者に資格を付与することにより員数を間に合わせるために採用された方式であると思うが、一面では、一般社会の学歴レベルが相対的に低かつたからそれでも成り立っていた制度であつたともいえるのではないか。

ところが当時とは全く異なる社会に変貌してしまつた平成の時代において、法は施行されたとはいえ国や自治体の責務に依拠する訓示的な法に止まつており、自発的な文化行政への意欲を起動力として設置されることを期待する公文書館の、そこで働く専門職員の養成に対してもなおこういう方式を全面的に踏襲しなければならぬ

のか、という視点から根本的に考え直してみる必要があると思つて

いると思つて。社会の豊かさ、高度さ、複雑さが増進していくにつれ、専門職員の業務が、初期の教育だけで間に合わなくなっていく面が出ることは当然である。しかしその不足分を埋め合わせるには、欧米のように採用以前の資格付与の段階で、研修課程の高度化を図ることも一つの行き方ではあるが、これが必ずしもベターやベストでもないことは、世界各国で、新時代への対応に苦慮してよに見えることからも窺うことができる。次に『第二次委員会報告書』のように、採用後の長期派遣による大学校等での集中研修もあり得るが、地方自治体の現状では、沖縄県大田知事のごとく特別な思い入れを抱いて就任した首長にでも恵まれないかぎり無理というものである。しかし前二者は、対象自体が手法が生み出された当時の対象とは変質してしまつているにもかかわらず、旧来の手法の強化に依存しようとしている点で、大きな効果を期待することには本質的に問題があるだろう。第三には、短期派遣研修の充実による方法がある。さらに第四の方法として博物館学芸員サイドからいろいろ述べているような、日常実務段階での自己研鑽ないし職場研修によって高度化を図る方法がある。

地方自治体の汎用電算機部門に例をとると、自治省の外郭団体である財団法人地方自治情報センター及び各汎用電算機メーカーが、通年的に準備する各種の短期講座を、毎年あれこれ選択受講させな

から専門職員を養成し、充足していく方式が電算処理導入の初期から行われている。今行われている国立公文書館や国立史料館の主催する短期研修一回分を一つの科目だけに集中して、このメニューを豊富にし、通年的に開催するとやや似たものになる。しかし、電算研修の場合に限らず、いかにこれらを受講しようとも、実務において研修成果を磨く機会がなければ、つかいものにはならないことはいうまでもない。

『第二次委員会報告書』のなかでも、職場研修の価値を重視する姿勢一応みせてはいるものの、実務上の実習こそが最高の研修なのであるから最高の価値を持つものはこれなのだと言っている。と転換し、その上で現実的に可能な制度の在り方を検討するのでなければ、本当に効果のある養成制度は出来上がらないと思うのである。

ただし、自然放任したままで実務上の研修がどこの館でも同じレベルに行われるわけもない。そこで、本稿一で述べたように、客観的基準に基づいて館ごとに診断し、レベル評価を明らかにしておくこと、さらには、具体のレベルアップ方策の勧告まで実施すること（制度化）が必要になる。このようにして勧告を受けた場合に、要請により指導に赴かせることのできる指導力のあるメンバーを確保するため、ハイレベルなアーキビストの協会の設立に介添えすることこそは国立公文書館の役割であろう。この場合、各公文書館・文書館・歴史資料館においては、遅れているといわれるのが国の公文

書館を本当に充実したものとするために、採用以前の課程履修や派遣研修に期待するだけではなく、自らもこのような館運営の向上を迫及する姿勢が求められる。低いランク評価を受けたら大変だという狭量さを捨てて、我が国全体のレベルアップの見地から各館が参加する勇気をもつべきであることはいうまでもない。

2 長期派遣は本当に必要か

『第一次委員会報告書』が「国際的なアーキビストの養成水準を考慮に入れたとき、専門職員養成の学科の程度としては、大学院修士課程相当の高度に専門的なものが必要」というのは仮に異論がないとしても、各公文書館の現場で必要な体験をすることが、どうして養成機関で研修させられる修士課程の学科内容よりも、はるかに低レベルだと仮定することができるのであろうか。実際にそうは表現してはなくても、はるかに低レベルでもなければ、わざわざ二年も派遣してまで研修に赴く必要もないのであるから、結局そう決め付けられているのと同じことになるのではないか。実習が四割ぐらい予定されているとはいえ、その大半が、自分の館で行っていることと同程度ないし以下であるなら、なにもわざわざ貴重な旅費を使って出掛ける必要もないことになる。この意味でも館のレベル評価を行うことには意味がある。

したがって、初期課程については、なにも採用後国立公文書館に付属した特定大学で行うのでなくとも、いずれかの学部に基づいた理論課程のみの一年コースの研究科課程を置くぐらいにして、その

終了者にはアーキビスト補の資格を付与しておき、公文書館における一定の実務経験と年齢に達したときに専門職の資格を付与することが現実的である。また実務上の指導性からいっても、AないしBランクの評価を受けた館の課長を努めた経験者などは、マスターアーキビストといった類の称号や資格が付与されてもよいであろう。そうとなれば、設置を希望するどこの大学で課程の設置がなされたとしても、異議をとなえる必然性は薄れる。歴史的資料の選別に当たる人間を、国家が一元的に行う研修でのみ養成しようとすることは、これまでの歴史政策の例からみても、むしろ国全体の歴史資料選択眼が狭められてしまう危険性がある。次の⑳㉑はこの意味でも正論である。

㉑…私自身は、アーキビストになるためには必ず大学院をでていなくてはならないと考えているわけではない。むしろ、多様な人材を文書館界に受け入れ活用するためには、単一の制度で養成するのではなく、養成コースに幅と柔軟性をもたせておいたほうがよいのではないか、と思っている。…

㉒…養成制度が新たに文書館職員になろうとする人びとにも開かれた制度であろうとするならば、養成機関の一元化は、到底発想されなかつたはずである。あわせていうと、アーキビスト養成は、専ら現職者教育によって行うという大前提でありながら、再三長期の実務研修が必要であるという。現職者であるならば、既に現場で必要な体験をへて来ているのである

アーキビスト養成・資格制度に関する問題点の考察

から、あらためて長期の実習を行う必然性はないであろう。『(第一次)報告書』は、このことへの論理的な説明を欠いている、と言わざるを得ない。…

㉑ イタリア 大学の専門学科の卒業資格と国立公文書館学校の卒業資格に同じ価値を与えることに関する法的な問題がある。

3 付与する資格のランキングはどうすべきか

『第一次委員会報告書』では、アーキビストのランキングについてはなら触れていない。しかしこのことは館運営の実際上からも、ゆるがせにはできない問題である。年齢の差が能力の差に相当程度比例せざるをえない我が国の行政職員と、同様に歴史学の専攻教職員の現実があるにおいて、『第二次委員会』の案のままでは、発足したばかりの館では最も若い養成課程の履修者が唯一の有資格専門職になり、その他の実力ある職員がこの若い職員に遠慮しなければならなくなるケースが生じる可能性は大いにある。こうなると、専門員制度はいったいなんのための制度か、ということになりかねない。したがってランキングの問題は、制度発足と同時に必ず解決しておくべき問題である。

このような点に鑑み、養成課程の履修者は「アーキビスト補」たる資格とすべきであり、専門職員の資格付与は一定の年齢以上であることと、一定の経験年数の双方を満たすことを条件にすべきである。ただし「補」の有資格者は専門職員への昇格に相当年数割り引くこともそれは当然であろう。

全史料協 第二次専門職問題特別委員会では、学歴のレベルによりランキングに差を設ける意見が出ている。実務の研修価値を最重視すべきとする本稿の趣旨からいえば、学歴のレベルによるランキングの差は、補としての一級なり二級なりの差をつけることでよい。また、アーキビストの資格付与の折り、年齢、経験年数の一方又は双方で相応の優遇を図ればよい。このほか、次のイタリアに起こっている問題は、我が国でも検討の必要が大いにあるだろう。

③〇：現在、専門教育のあり方に対する新たな要請を考慮するなかから、古文書アーキビストと現代記録アーキビストの二通りのアーキビストを分けようという案が出されている。政府のアーカイブ行政の現在の組織は、同一のアーキビストに対して多様な役割を想定しているため、この養成に対する大きな障壁になっている。

四 アーキビスト像を探る

『記録と史料』4中の海外事情報告のなかに、アーキビスト像の過去と現在を示す次の論がある。

③①：報告者はドイツのマールブルク文書館学校のアンゲリカ・メンハリッツで、彼女はフランスのアーキビスト、ブルーノ・デルマの定義を引用しながら、文書館の歴史を3段階に分類した。第1段階はフランス革命時代、記録は法的権利の証明

として功利的理由で保存された。従ってその時代のアーキビストは法律を学んだ。第2段階は19世紀ロマン主義の台頭による歴史主義の時代、記録は法的実用性だけでなく歴史資料として研究対象になり、それを通して「原秩序尊重の原則」と「出所原則」がアーキビストの基本原則として確立された。アーキビストにとっては、文書館学と歴史学の蜜月の時代であった。彼女によれば第3段階は、現代の文書館が置かれている状況であり、そこにおいては文書館と歴史学との共生関係はすでに破綻し文書館の中心的課題は記録評価の問題である、という。そして、今後の文書館学の方は戦火、災害の難を逃れて保存された記録の歴史的価値を歴史の補助学として記述する文書館学ではなく、情報の発生事情や構造、機能の分析に基づいた評価論の構築をめざすところにあると説いた。

現代の記録を評価し選別して何を残すかという問いに対して、19世紀以前の文書館学では回答を見出せないのは明白である。そのアーキビスト問題に対する問いはそのまま現在のアーキビスト養成の問題でもある。地域、歴史、文化的伝統によりアーキビスト像はさまざまに変わり得る。しかし本質的な位層でアーキビストをアーキビストたらしむる核が認識されなければならない。アーキビスト養成を支える文書館学の大きな課題である。

右の第3段階といったところで、全く当たり前すぎるようなことが、いまごろようやく学問の原理として認識されるようになったようなものだが、行政職出の職員にも専門的職員としての出番到来という趣きがある。

③は、教育を受けるだけでは生まれてこない知恵を示している点で、アーキビストにとって何が最も大切なのかを示している論だと思ふ。

③：昭和四六年度から続けてきているが、古文書解説講座については運営の実務は他局とし、講師専従のタイアップ方式とすることで維持できている。利用拡大につながるものではないが、文書保存や文書館理解への「環境づくり」の一環として営んでいる。要は、「その程度にシテイル・トドメテイル」のである。副次的な「利用面」「世間体」がエスカレートし、オーバーフローしたのでは、文書館は空洞化、ドーナツ化する。……「ヤル」ことも見識であるが、「ヤラナイでいる」「ほどほどにしかヤラナイ」こともまた見識であり賢明さである。文書館としての「ワキマエ」「自重」「配分」は大切である。それなくしては文書館たりえない。もちろん、これらのバランスワークは各館の「規模」や「段階」に応じて異なる。大規模館でないかぎり「重点傾斜」とその段階的な「重点移行」でもって対処するしかあるまい。そのためには、「基盤」施策なのか「環境」施策なのか、の使い分けがポイント。

アーキビスト養成・資格制度に関する問題点の考察

次③は、養成教育や資格制度がすべてではないこと、主体的思考と自己研鑽に基づく柔軟な対応のできるものが核心であることを論じた英国教授のことばで、意義が深い。

③：日本にアーキビスト養成教育がないことを述べて、資格認定をどうしたらよいかと問うてみた。彼の答えは、セルフ・リコグニションでよいではないか、であった。史料館／文書館学についての研鑽を重ね、自分自身を鍛え、アーキビストとしての自尊心を育てる道のきびしさを前提にした、いかにもイギリス人らしい心対であった。：

引用文献

- ① 岩上二郎著『公文書館への道』（共同編集集、一九八八年）三六頁
―佐久間好雄氏の発言
- ② 渡辺佳子「文書館における『専門職』の必要について」（『会報』一一一）
- ③ 岩上前掲書 一五八―一五九頁―安藤正人氏
- ④ 同 一五九頁 安藤秀一氏
- ⑤ 同 一八四頁―安藤正人氏
- ⑥ 同 一八四頁―佐久間好雄氏
- ⑦ 同 一七一頁―高野 修氏
- ⑧ 大和武生「過渡期における地方文書館の専門職問題」（『記録と史料』4）
- ⑨ 君塚仁彦「学芸員とアーキビスト」（同4）
- ⑩ デビット・B・グレイシー ウィリアム・D・コーリン「アメリカ合衆国におけるアーキビスト養成」（同4 石原 則氏訳）

- ⑪ 中野目徹「国立公文書館と『公文書館法』」(『歴史評論』四六三)
- ⑫ 『記録と史料』4 三頁、安藤正人氏
- ⑬ 岩上前掲書 五七頁
- ⑭ 大藤 修・安藤正人『史料保存と文書館学』(吉川弘文館、一九八六年) 一一頁、一〇九頁
- ⑮ 安澤秀一『史料館・文書館学への道』(吉川弘文館、一九八五年) 三四頁
- ⑯ 日本学術会議要望書(平成三・五・二〇) 二一二第二
- ⑰ 畑中佳子「アーキビストの養成について最近考えること」(『会報』二一)
- ⑱ 井上 潤「アーキビスト養成に向けて」(同二七)
- ⑲ 君塚仁彦「学芸員とアーキビスト」(『記録と史料』4)
- ⑳ 大和武生「過渡期における地方文書館の専門職問題」(同4)
- ㉑ 中野目徹「国立公文書館と『公文書館法』」(『歴史評論』四六三)
- ㉒ 大野正義「全史料協についての数々の疑問」(『会報』二六)
- ㉓ 吉井敏幸「アーキビスト(文書館専門職員)養成における中間的措置について」(同二七)
- ㉔ 長倉美恵子「アーキビスト養成と図書館情報学教育」(『記録と史料』4)
- ㉕ 大野瑞男「公文書館法と文書館」(『歴史評論』四六三)
- ㉖ 畑中佳子「アーキビストの養成について考えること」(『会報』二二)
- ㉗ 大藤 修「アーキビストには変人こそがふさわしい」(同二二)
- ㉘ 鈴江英一「公文書館法の問題点を増幅した『報告書』」(同二八)
- ㉙ パオラ・カルーチ「イタリアにおけるアーキビスト専門教育について」(『記録と史料』4 安藤雅子氏訳)
- ⑳ 同
- ㉑ 石原一則「アーキビスト養成の歴史と課題」(『記録と史料』4)
- ㉒ 北川 健「地域の中の文書館」(『会報』一八)

「秋田藩家蔵文書」の伝来の過程

伊藤 勝美

はじめに

- 一 資料名「秋田藩家蔵文書」の問題点
- 二 「秋田藩文書」(仮称)の伝来の過程
- 三 伝来の過程と「目録」
- 四 「秋田藩家蔵文書」の伝来の過程
おわりに

はじめに

秋田県公文書館(以下、公文書館と略称)の開館にともない移管された古文書類のなかで最大の文書群は、かつて秋田藩に保管されていたものである(以下「秋田藩文書」と仮称する¹⁾)。版籍奉還・廃藩置県を経て分割された古文書の大部分が、公文書館の開館によりひとつの書庫内に収蔵されることになった。

一点一点の古文書はさまざまな伝来の経過をたどっており、どの

「秋田藩家蔵文書」の伝来の過程

ような機関に保存されていたかという観点からも「古文書」はそれぞれの歴史をもっている。資料の原型保存がさかんにとええられるが、どの段階を「原型」と判断するか非常にむずかしい問題がある。公文書館でもさまざまな検討がなされたが、これまでの共通理解としては次の二点である。

- (一) 書庫内に配架するにあたっては移管された時点の構成をくずさないこと
- (二) 古文書の調査研究の成果を反映した新しい目録をつくること

つまり秋田藩内ではひとつの「ままとまり」としてとらえられていた古文書が、「旧県庁文書」と「佐竹文庫」(旧秋田図書館所蔵)等に別れて伝えられてきた場合、書庫内の配架は旧県庁・旧図書館のままとしておき、新しい目録のうえでは再構成することを考えているわけである。

本稿で検討の中心となる「秋田藩家蔵文書」は、秋田図書館時代

に請求記号A二八〇―六九―一―六一で整理された六一冊の資料である。

「秋田藩家蔵文書」については、ア資料名としてかならずしも共通理解を得ていないこと、イ整理記号上の問題点があること、ウ伝来の過程が十分に明らかにされていないこと、エ編纂・成立の過程が十分に明らかにされていないことなど、さまざまな検討課題が存在している。本稿では以下ア・イ・ウについて検討する。紙数の都合等でエについては割愛するが、ア・イの問題が生ずるのは、ウ・エの問題が解決されていないからであり、エの問題（別稿を予定）が解決されて初めて「秋田藩家蔵文書」の史料性格が浮かび上がってくるものと考ええる。

一 資料名「秋田藩家蔵文書」の問題点

「秋田藩家蔵文書」の検索には、秋田図書館作成の『秋田藩家蔵文書』対照索引¹⁾が利用されている。これには、昭和五十三年版（ガリ版、以下『対照索引』A）と昭和六十一年版（活版印刷、以下『対照索引』B）とがある。両者は前述の六一冊と樋口九三氏の筆写による「秋田藩家蔵文書」四〇冊におさめられた文書の対照索引であり、「約四、六〇〇通」を「差出人」²⁾ことに整理したことにより、個々の文書の検索にあたっては非常に有効である。

前述の六一冊と千秋文庫所蔵の六冊を合わせた六七冊を「秋田藩

家蔵文書」というまとまりとして認識し、「秋田藩家蔵文書」という資料名を採用したのは秋田図書館である³⁾。だが、『国史大辞典』・『日本史大事典』⁴⁾ともに見出しは「秋田藩採集古文書」をとっており、「秋田藩家蔵文書」はその一部としての位置づけである。

「秋田藩家蔵文書」の整理記号上の問題点が存在することについては、すでに市村高男氏によっても指摘されている⁵⁾。また、現段階での「秋田藩家蔵文書」について最も新しい研究成果を反映したものととして、『茨城県史料』中世編IV・Vがあげられるが、ここでも問題点の指摘にとどまっている。前述の「六十七冊」⁶⁾が、はたして「秋田藩家蔵文書」の「全容」であるのかといったことについては、ほとんど検証されていない。この点については、公文書館の前職員であった鈴木満氏（現県立角館高等学校教諭）の館内レポートがあるだけである⁷⁾。

『対照索引』Bの冒頭部分『秋田藩家蔵文書』の概説⁸⁾によると、「明治4年の廃藩置県によって秋田県庁に継承されたものがそのまま移管されたものである」という。しかし「そのまま移管された」という記述は誤解を招くと思われる（伝来の過程については四節で検討）。

あまりにも有名になりすぎて「ひとり歩き」している「秋田藩家蔵文書」はさまざまな問題をかかえている。編纂・成立過程を調査した結果を反映させた「再整理」が必要であり、これは、現在所蔵機関となっている公文書館の課題のひとつであると思う。

二 「秋田藩文書」(仮称)の伝来の過程

秋田藩文書は「明治二年(一八六九)六月、佐竹義堯(第三十二世)が久保田知藩事に任命されるに及び、城内にあった資料が佐竹一家に関するものと、行政関係とに分けられ、佐竹氏に関するものは佐竹家に引き継がれた」という。

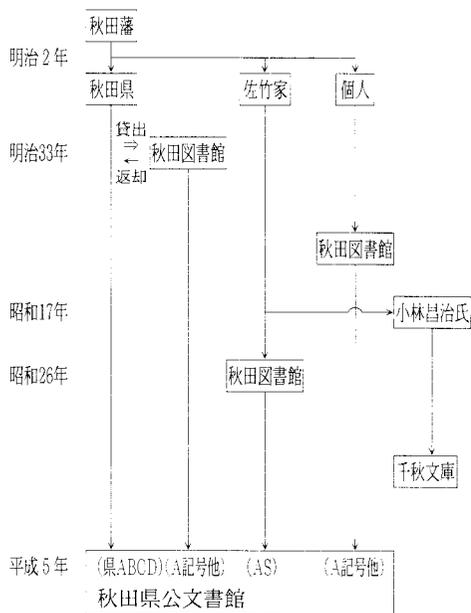
このうち「行政関係」資料は秋田県に引き継がれ、明治三十三年にはそのなかから秋田図書館に貸し出されたものがある。その後県に返却されたものもあるが、最終的に秋田図書館所蔵資料として登録されたものがある(秋田図書館の整理では「一般郷土資料」、通称A記号)。

佐竹家に引き継がれたもののうち、一部は昭和十七年(一九四二)に小林昌治氏に譲られ、現在千秋文庫所蔵となっている。また昭和二十六年、佐竹別邸にあった資料が秋田図書館に寄贈された。これが秋田図書館の整理では、佐竹文庫(宗家)(整理記号AS)として伝えられることになった。

なお、秋田藩から秋田県と佐竹家に分かれたもの以外に、時期は不明だが個人蔵となり、それがのちに秋田図書館所蔵(寄贈・購入等による)となったものがある(主にA記号で整理されている)。

秋田県庁記録書庫に保管されていた古文書類は、『古文書目録』(秋田県)の分類を継承し、公文書館では便宜上県A・B・C・D

図1 秋田藩文書(仮称)の伝来の過程



て整理していただく。

要約すれば、公文書館に移管された秋田藩文書は現在の整理記号では、県A・B・C・D、佐竹文庫(A・S)、A記号に大別できる。

これらを伝来の過程から分類すると、次のI〜IVのようになる。

- I. 秋田藩 → 秋田県 → 公文書館(県A B C D)
 - II. 秋田藩 → 秋田県 → 秋田図書館 → 公文書館(A記号)
 - III. 秋田藩 → 佐竹家 → 秋田図書館 → 公文書館(A・S)
 - IV. 秋田藩 → 個人 → 秋田図書館 → 公文書館(A記号)
- 参考のため、図1に秋田藩文書(仮称)の伝来の過程の概略を示してみました。

三 伝来の過程と「目録」

文書(群)の伝来の過程をたどる際に、「目録」の活用が有効である。本節では、以下の六点の目録について、どのような「まとめり」を反映したものか、その性格を検討する。なお、以下では便宜上目録A～Fとする。

目録A 「御文書^并御書物目録」

目録B 「御蔵書目録」乾・坤

目録C 「佐竹家蔵書目録」

目録D 「旧書籍目録」

目録E 「佐竹文庫目録(壹)」

目録F 「移管文書目録(七)」

目録Aは、佐竹文庫(宗家)所収(請求記号AS〇二九一)で、表紙に「宝永六年己丑五月日 御文書^并御書物帳目録受取渡目録」とあり、末尾は以下のように記されている。

右引渡所如件

宝永七年七月日 中村又左衛門

吉成 藤兵衛殿

渡辺奥右衛門殿

中村又左衛門は、元禄期の秋田藩の修史事業で、岡本元朝のもとで活躍した中村光得であり、吉成藤兵衛は『佐竹家譜』のうち「義

隆家譜」と「義処家譜」の編纂を担当した人物である¹³⁾。したがって、この目録は元禄・宝永期の修史事業の過程で収集された古文書等を収めたものと考えられる。「旧本分」・「旧本写分」・「御文書^并諸士文書分」等の構成になっている。

目録Bは、佐竹文庫(西家)所収(請求記号AO〇二九一)で、「坤」の末尾は以下のように記されている。

調

岩堀宗六

田所平八郎

天保三年壬辰六月 平山順吉

貴志主税

若木頼母

宮田直記

岩堀宗六は、記録方右筆筆頭として「義和公譜」と「御亀鑑」の編纂を担当した人物である。他も記録方右筆などであり、この二冊の目録は、記録所が調査・整理を担当した史料群に関する目録であると考えられる。「一部」から「四十五部」の構成になっており、佐竹文庫(宗家)のなかには、表紙に「七ノ信」などと朱書されているものがある。整理記号のうえでAOとなっている点が大きな疑問であるが、本来は、佐竹宗家に伝わるべき(ASとなるべき)内容の目録である。

目録A・Bは、秋田県・佐竹家に分けられる以前のまとまりの様

子がわかる目録である。ただし、秋田藩文書を網羅しているわけではなく、県庁文書として伝えられた古文書のなかには、この目録に見られないものも多い。秋田藩の職制の変遷の過程を研究するなかで、それぞれの文書がどのような部所で作成・保管されてきたかを明らかにする必要がある。

目録Cは、秋田図書館の請求記号七―三八九で、通称「混架資料」のひとつである。表紙裏に「大正五年六月七日 東京市麹町区富士見町一―三一 佐竹侯爵邸内 樋口九三氏寄贈」とある。その内容から、秋田県と佐竹家に分かれたものうち佐竹家に引き継がれた古文書類（の一部）の目録と考えられる。「御記録目録」（ア）と「御記録目録草稿」（イ）に大別されるが、（ア）には「佐竹家譜」や「国典類抄」の「正本」が含まれており、（イ）にはその「副本」が含まれている。

なお、「混架資料」とは、戦前秋田図書館にはいつてきた資料の一部であり、このなかから公文書館に移管された資料については伝来の過程を検討して新しい目録を作成する必要がある¹⁶⁾。

目録Dは明治三十三年に秋田県から秋田図書館に貸し出された古文書類の目録であり、資料名の上に「一・二・三……」と記載されている。この漢数字が朱書で古文書（簿冊）の表紙に残されているものが多い。秋田藩から秋田県と佐竹家に分かれたもののうち、秋田県に引き継がれた「行政関係」資料を含む目録と考えられる¹⁶⁾。すべてをカバーしているわけではないが、目録C・Dからは秋田

藩から秋田県と佐竹家に分かれた古文書がどのようなものであったかが推測できる。

目録Eは昭和二十六年に秋田図書館に寄贈された佐竹家の古文書類をND Cにしたがつて分類した目録（昭和三十年発行）であり、これと千秋文庫の目録を比較検討することにより、秋田藩から佐竹家に引き継がれた古文書の大部分が把握できると思われる。

目録Fは、秋田図書館から公文書館に移管対象となった資料の一部をパソコン入力したものである。秋田図書館が寄贈・購入等により収集した一般郷土資料（A記号）や混架資料等がおさめられているが、秋田藩関係以外のものも多い。これらA記号・混架の資料を「家分け」の原則で再整理することも¹⁷⁾、公文書館の課題のひとつとなっている。

四 「秋田藩家蔵文書」の伝来の過程

本節では、目録A・B・Dと「秋田藩家蔵文書1 文書目録」（A二八〇―六九一）（以下、「文書目録」と略称）の四点の目録から「秋田藩家蔵文書」六一冊の伝来の過程を概観する。

四点の目録ではそれぞれ以下のように記載されている。行頭の算用数字は便宜上筆者が付したもので原本にはない。また「文書目録」の朱書部分はカギカッコでくくり、右傍に*印を付した。

〔目録A〕

御文書并諸士文書分

- 1. 一、御文書一冊
- 2. 一、城下諸上文書十五冊（但末巻ハ城下庶民階級文書ナリ）
- 3. 一、眞壁甚太夫安幹家藏文書一冊
- 4. 一、岡本又太郎元朝家藏文書一冊
- 5. 一、宇都宮典綱家藏文書一冊
（中略）
- 26. 一、諸家文書
 - 小野岡義伯大市大夫 伊達処宗九郎 箭田野某藤二郎
 - 小貫頼忠团右衛門 今宮永教四郎 眞崎処純兵衛
 - 須田某内記 佐藤清信忠左衛門 梅津忠昭洋右衛門
 - 梅津忠経与左衛門 玉生武宗八兵衛 大越貞国十郎兵衛
 - 大塚資名九郎兵衛 信太勝行東市郎 八木為忠作助
- 27. 一、同一冊
 - 古内義陣及右衛門 武茂某石馬 松野綱利石市助
 - 今宮処以伊織 前小屋忠兼市右衛門
- 28. 一、渋江内膳処光及組下刈和野士家藏文書一冊
- 29. 一、諏訪棟札写一冊
- 30. 一、神社仏閣文書二冊
- 31. 一、他家文書一冊
- 32. 一、境内庶民文書一冊

〔文書目録〕

文書目録

- 1. 五冊 御文書
 - 2. 一冊 佐竹式部少輔義都家臣
（中略）
 - 11. 一冊 岡本又太郎元朝
 - 12. 二冊 同組下角間川給人
（中略）
 - 27. 一冊 白河七郎兵衛朝盛
 - 28. 十四冊 旗本諸士文書一（城下諸上文書巻一〜十三とあり）
 - 29. 二冊 近進以下文書一
 - 30. 一冊 城下陪臣文書
 - 31. 一冊 城下庶民文書
 - 32. 二冊 寺社文書
 - 33. 一冊 諏訪棟札写
- （右目録中「旗本諸士文書」(題義には「城下諸上文書」とあり 十四冊の内容を示したるものが左記なり)
- 28. 一 卷第一
 - 旗本文書十四冊
 - 伊藤権左衛門祐久
 - 伊藤四郎左衛門忠守
- （下略）

〔目録B〕

三部下

1. 一、寺社文書 二冊
 2. 一、家藏文書 二十六冊
 3. 一、城下諸士文書 十三冊
 4. 一、近進以下文書 一冊
 5. 一、城下并在京諸士家藏文書 一冊
 6. 一、諏訪棟札写 一冊
 7. 一、城下陪臣文書 一冊
 8. 一、城下庶民文書 一冊
 9. 一、文書目録 一冊
 10. 一、御旗本在々諸士系図伊呂波寄 十五冊
 11. 一、横手給人高屋五兵衛（マ、ハ）所藏古書写 一冊
- (中略)
14. 一、寛政以来新出家藏文書 六冊
 15. 一、同城下諸士家藏文書 四冊
 16. 一、同三國社神主大友正木家藏文書 一冊
 17. 一、近進以下庶民文書 一冊
 18. 一、文化新出御旗本家藏文書 一冊
- (中略)
24. 一、土屋氏文書写 一冊
 25. 一、御家中小旗帳 一冊

〔秋田藩家藏文書〕の伝来の過程

〔目録D〕

旧藩引送諸記之部

茶色友紙

- 八七 一、家藏文書 四十冊
- (中略)
- 八九 一、社寺文書 二冊
- (中略)
- 一一五 一、古文書写 一冊
- (中略)
- 一二九 一、戸村十太夫義國書 一冊
- (中略)
- 一六四 一、諏訪神社棟札写 一冊
- (中略)
- 一七二 一、文書目録 一冊
 - 一七三 一、家藏文書 十六冊
- (中略)
- 四二九 一、近進並以下諸氏文書 一冊
- (下略)
- 引用する際に「省略」したが、目録Aには朱書・付箋等があり、引き渡されたあとで照合に用いられていることがわかる。前節三で検討したように、目録Aは、宝永年間に修史事業が一つの区切りを向え、中村光得から吉成藤兵衛らに引き渡された文書のリストであると考えられる。

「文書目録」では、「家蔵文書」は佐竹宗家伝来の「御文書」を筆頭に、佐竹一門・重臣・旗本諸士（城下諸士）・「近臣以下」・陪臣・庶民・寺社・諏訪棟札写の順序で配列されている。また「組下給人」・「家人」（宗家から見れば陪臣）の「家蔵文書」はそれぞれ重臣のもとにまとめられている。したがって、「文書目録」の配列は、引渡・廻座といった秋田藩内の家格を意識したものであると同時に、政治組織をも考慮したものであると考えられる。

「目録A」と「文書目録」とでは、巻構成に若干のくいちがいがあるが、最終的に元禄・宝永期の「まとまり」を表現しているのは「文書目録」と考えてよいと思う。その後の編纂過程をふまえて分類・整理したものが目録Bであろう。明治二十三年には「家蔵文書四十四冊」（八七）・「社寺文書二冊」（八九）・「文書目録一冊」（一七二）・「家蔵文書十六冊」（一七三）といった状態で把握されて貸し出された資料に、「秋田藩家蔵文書」としての「まとまり」を与えたのは秋田図書館であり（前述）、その際「古文書写」（二二五）・「戸村十太夫義國書」（二二九）をそれぞれA二八〇―六九一六〇、六一としてまとめた姿勢は評価できる。

だが、たとえば「諏訪棟札写」は、目録Aのなかで「御文書并諸士文書分」のひとつとして分類され、「文書目録」にも含まれ、目録Bでも「三部上」で他の家蔵文書と同じまとまりに分類されていたが、目録Dで「一六四」として独立の資料として扱われ、秋田図書館の整理記号ではA一七五―二〇として伝わっている。この一点

についてだけでも「秋田藩家蔵文書」の性格を検討するうえでまだ問題が残っていることが理解されよう。

また六十一冊の番号のつけ方も、基本的には「文書目録」の順序にしたがったと思われるが、一部錯綜しており、伝来過程を十分に反映した請求記号とはいえない。

なお、「表上」に「秋田藩家蔵文書」の一冊ごとの表紙に記録された「情報」を記し、四点の目録と対照した結果を示してみた。たとえば、「秋田藩家蔵文書」佐竹式部義都家人家蔵文書（A二八〇―六九一）の表紙は、「茶色」で、表紙の右上部に「三」・「庚」、右下部に「八七」、左下部に「共四十二」といった「情報」がいずれも朱書されている。このような「情報」がどの段階でのまとまりを表現しているのかを検討するための基礎資料である¹⁹⁾。

「三」については目録Bの「三部下」との関連が考えられるが、今後の検討を要する。「庚」については現段階では不詳。「八七」については目録Dとの対応関係があることがわかる。「共四十二」については目録Dの「四十冊」と数字の食い違いがあるので今後の検討課題のひとつである。

また目録A・文書目録・目録Bの算用数字は、前述の「便宜上筆者が付した」数字であり、目録の記載順序を表現するためのものである。目録Dの「一七二」や「八七」は六一冊と目録Dの対応関係を表現したものである。

おわりに

「秋田藩家蔵文書」は藩による何段階かの過程を経て編纂され、版籍奉還・廢藩置県により秋田県に伝えられた。明治三十二年の秋田図書館の開館にともない、同三十三年に秋田県から貸し出された資料のうち「六十一冊」は、のちに「秋田藩家蔵文書」として整理され、その中におさめられている古文書はさまざまな形で研究されてきた。

だが、おさめられている個々の古文書の研究の進みぐあいにくらべ、「秋田藩家蔵文書」のまとまりに対する研究は必ずしも進んでいないとはいえない。請求記号上の問題点を含め、「六十一冊」のまとまりには再検討が必要である⁽²⁰⁾。

まず、現在の請求記号は編纂・成立過程を十分に反映した順序になっていないことである。たとえば、「松山給人石塚主殿義敬組下家蔵文書」（「秋田藩家蔵文書」二九、以下番号のみ記載）は「文書目録」では七番目に記載されている。同様に「文書目録」の記載順からみれば、「城下諸士文書」一三冊（四〇～五六）のあとに「城下井在京諸士家蔵文書」（三三六）と「近臣以下城下諸士文書」（五七）をひとつのまとまりとして配列するのが適当と思われる。また「城下諸士家蔵文書」四冊（五三～五六）は、その記載内容からイロハ順（五六・五五・五三・五四）にすべきであろう。

「秋田藩家蔵文書」の伝来の過程

次に「六十一冊」以外に「秋田藩家蔵文書」と同様の性格の史料は存在しないのかということである。四節で検討したように「諏訪棟札写」（A一七五・一〇）は、秋田藩においては「家蔵文書」として扱われたものであった。また「城下諸士文書」一三冊と「近臣以下城下諸士文書」のまとまりからみれば、「城下諸士家蔵文書」四冊と「近臣並以下庶民文書」（県A一五〇、目録D四二九カ）は、簿冊の体裁上からみてもひとつのまとまりと考えてよい資料である。他に「高屋氏文書」（県A一四九、目録B11カ）や「土屋文書写」（県A一四七、目録B24カ）など、検討が必要な資料は公文書館所蔵資料の中にもみられる。これらが「秋田藩家蔵文書」と同様の性格の資料であるかどうかについては、編纂・成立過程を明らかにした上で判断すべきことであろう。

本稿の前提には鈴木満氏の貴重な仕事がある。鈴木氏は館内レポーターの中で「秋田藩家蔵文書」を対象とする場合、書誌面や秋田藩修史事業のふたつの考察も不可欠である⁽²¹⁾と指摘している。また編纂・成立過程を明らかにするためには「被仰渡控帳」⁽²²⁾の調査が必要であるとも述べている⁽²³⁾。

「秋田藩家蔵文書」は再整理のための調査が必要であり、それは現在所蔵機関となっている公文書館の課題のひとつであると思う。その際忘れてならないのは、遠藤巖氏が指摘している「家蔵の家系ごと文書性格を吟味」⁽²⁴⁾しようとする姿勢であろう。

表紙	目録 A	文書目録	目録 B	目録 D	請求記号
青 辛 七二			9	一七二	A280-69-1
茶 三 庚 八七 共四十二	14	2	2	八七	A280-69-2
茶 三 庚 八七 共四十二	15	3	2	八七	A280-69-3
茶 三 庚 八七 共四十二	16	4	2	八七	A280-69-4
茶 三 庚 八七 共四十二	22	5	2	八七	A280-69-5
茶 三 庚 八七 共四十二	21	6	2	八七	A280-69-6
茶 庚 八七 共四十二	17	8	2	八七	A280-69-7
茶 三 庚 八七 共四十二	24	9	2	八七	A280-69-8
茶 三 庚 八七 共四十二	5, 26, 27	10	2	八七	A280-69-9
茶 庚 八七 共四十二	4	11	2	八七	A280-69-10
茶 三 庚 共四十二		12	2	八七	A280-69-11
茶 庚 八七 共四十二	3	13	2	八七	A280-69-12
茶 三 庚 八七 共四十二	18	14	2	八七	A280-69-13
茶 三 庚 八七 共四十二	19, 20	15	2	八七	A280-69-14
茶 庚 八七 共四十二	20	16	2	八七	A280-69-15
茶 三 庚 八七 共四十二	6	17	2	八七	A280-69-16
茶 庚 八七 共四十二	12, 27	18	2	八七	A280-69-17
茶 庚 八七 共四十二	7	19	2	八七	A280-69-18
茶 庚 八七 共四十二		20	2	八七	A280-69-19
茶 三 庚 八七 共四十二	10	21	2	八七	A280-69-20
茶 三 庚 八七 共四十二	8	22	2	八七	A280-69-21
茶 三 庚 八七 共四十二	25	23	2	八七	A280-69-22
茶 三 庚 八七 共四十二	28	24	2	八七	A280-69-23
茶 庚 八七 共四十二	11, 12, 26, 27	25	2	八七	A280-69-24
茶 庚 八七 共四十二	9	26	2	八七	A280-69-25
茶 庚 八七 共四十二	13	27	2	八七	A280-69-26
茶 庚 一七三 共十六	2	31	7	一七三	A280-69-27
茶 庚 一七三 共十六	2	32	8	一七三	A280-69-28
茶 三 庚 八七 共四十二	23	7	2	八七	A280-69-29
青 庚 八七 共四十二			14	八七	A280-69-30
青 庚 八七 共四十二			14	八七	A280-69-31
青 庚 八七 共四十二			14	八七	A280-69-32
青 庚 八七 共四十二			14	八七	A280-69-33
青 庚 八七 共四十二			14	八七	A280-69-34

[表1] 「秋田藩家藏文書」(旧秋田図書館所蔵分)

請求記号	資	料	名
A280-69-1	秋田藩家藏文書	1	文書目録
A280-69-2	秋田藩家藏文書	2	佐竹式部義都家人家藏文書
A280-69-3	秋田藩家藏文書	3	佐竹左衛門義命并組下角館給人及家臣・塩谷民部方綱并組下角館給人家藏文書
A280-69-4	秋田藩家藏文書	4	佐竹中務義秀并家臣家藏文書
A280-69-5	秋田藩家藏文書	5	佐竹淡路義敏并組下湯沢給人・家臣家藏文書
A280-69-6	秋田藩家藏文書	6	佐竹六郎義方并組下大館給人・家臣家藏文書
A280-69-7	秋田藩家藏文書	7	大山弥大夫義次并組下院内給人・家臣家藏文書
A280-69-8	秋田藩家藏文書	8	戸村十大夫義連并組下横手給人家藏文書
A280-69-9	秋田藩家藏文書	9	小野岡・古内・宇都宮・伊達・武茂・箭田野家藏文書
A280-69-10	秋田藩家藏文書	10	岡本又太郎元朝家藏文書
A280-69-11	秋田藩家藏文書	11	岡本又太郎元朝組下角間川給人家藏文書
A280-69-12	秋田藩家藏文書	12	真壁甚大夫安幹家藏文書
A280-69-13	秋田藩家藏文書	13	多賀谷将監隆経并組下松山給人・家臣家藏文書
A280-69-14	秋田藩家藏文書	14	茂木筑後知量并家臣家藏文書
A280-69-15	秋田藩家藏文書	15	十二所給人茂木筑後知量組下家藏文書
A280-69-16	秋田藩家藏文書	16	和田掃部助為重家藏文書
A280-69-17	秋田藩家藏文書	17	小貫・松野・今宮・真崎・小田野・須田家藏文書
A280-69-18	秋田藩家藏文書	18	酒出金大夫季親家藏文書
A280-69-19	秋田藩家藏文書	19	小場源左衛門処房家藏文書
A280-69-20	秋田藩家藏文書	20	小瀬縫殿助伊親・赤坂忠兵衛光康家藏文書
A280-69-21	秋田藩家藏文書	21	小野崎権大夫通貞家藏文書
A280-69-22	秋田藩家藏文書	22	向右近守政并組下横手給人家藏文書
A280-69-23	秋田藩家藏文書	23	渋江内膳処光并組下刈和野給人家藏文書
A280-69-24	秋田藩家藏文書	24	田代・前小屋・佐藤・玉生・小野寺・梅津・梅津・大越・大塚・信太・八木家藏文書
A280-69-25	秋田藩家藏文書	25	船尾鞠負昭陣家藏文書
A280-69-26	秋田藩家藏文書	26	白河七郎兵衛朝盛家藏文書
A280-69-27	秋田藩家藏文書	27	城下陪臣文書
A280-69-28	秋田藩家藏文書	28	城下庶民文書
A280-69-29	秋田藩家藏文書	29	松山給人石塚主殿義敬組下家藏文書
A280-69-30	秋田藩家藏文書	30	今宮・多賀谷・石見家人家藏文書
A280-69-31	秋田藩家藏文書	31	北并家人・南并家人・東并家人・大山并家人家藏文書
A280-69-32	秋田藩家藏文書	32	佐竹石見組下大館給人家藏文書
A280-69-33	秋田藩家藏文書	33	佐竹主計本家中及組下・佐竹左衛門・茂木若狭・向帯刀・梅津小右衛門組下給人家藏文書
A280-69-34	秋田藩家藏文書	34	小野崎・和田・渋江并家人・真崎・玉生・向・中川家藏文書

表	紙	目録 A	文書目録	目録 B	目録 D	請求記号
青	庚 八七 共四十二			14	八七	A280-69-35
青	庚 八七 共四十二	2?	28-14	5	八七	A280-69-36
青	庚 八七 共四十二				八七	A280-69-37
青	庚 八七 共四十二			18	八七	A280-69-38
青	庚 八七 共四十二			16	八七	A280-69-39
茶 三	庚 一七三 共十六	2	28-1	3	一七三	A280-69-40
茶	庚 一七三 共十六	2	28-2	3	一七三	A280-69-41
茶	庚 一七三 共十六	2	28-3	3	一七三	A280-69-42
茶	庚 一七三 共十六	2	28-4	3	一七三	A280-69-43
茶	庚 一七三 共十六	2	28-5	3	一七三	A280-69-44
茶	庚 一七三 共十六	2	28-6	3	一七三	A280-69-45
茶	庚 一七三 共十六	2	28-7	3	一七三	A280-69-46
茶	庚 一七三 共十六	2	28-8	3	一七三	A280-69-47
茶	庚 一七三 共十六	2	28-9	3	一七三	A280-69-48
茶	庚 一七三 共十六	2	28-10	3	一七三	A280-69-49
茶	庚 一七三 共十六	2	28-11	3	一七三	A280-69-50
茶	庚 一七三 共十六	2	28-12	3	一七三	A280-69-51
茶	庚 一七三 共十六	2	28-13	3	一七三	A280-69-52
青	庚 八七 共四十二			15	八七	A280-69-53
青	庚 八七 共四十二			15	八七	A280-69-54
青	庚 八七 共四十二			15	八七	A280-69-55
青	庚 八七 共四十二			15	八七	A280-69-56
茶	庚 一七三 共十六	2?	29	4	一七三	A280-69-57
茶	庚 八九 共二	30	32	1	八九	A280-69-58
茶	庚 八九 共二	30	32	1	八九	A280-69-59
白	一二九				一二九	A280-69-60
白	一二五				一二五	A280-69-61

請求記号	資	料	名
A280-69-35	秋田藩家藏文書 35	八木・佐藤・細井・赤坂・信太・寺崎家藏文書	
A280-69-36	秋田藩家藏文書 36	城下并在京諸士家藏文書（卷之十四）	
A280-69-37	秋田藩家藏文書 37	文化新出家藏文書（引渡・回座・諸士・在々給人並庶民）	
A280-69-38	秋田藩家藏文書 38	文化新出御旗本・在々家藏文書	
A280-69-39	秋田藩家藏文書 39	三国社神主大友正木家藏文書	
A280-69-40	秋田藩家藏文書 40	城下諸士文書 卷1	
A280-69-41	秋田藩家藏文書 41	城下諸士文書 卷2	
A280-69-42	秋田藩家藏文書 42	城下諸士文書 卷3	
A280-69-43	秋田藩家藏文書 43	城下諸士文書 卷4	
A280-69-44	秋田藩家藏文書 44	城下諸士文書 卷5	
A280-69-45	秋田藩家藏文書 45	城下諸士文書 卷6	
A280-69-46	秋田藩家藏文書 46	城下諸士文書 卷7	
A280-69-47	秋田藩家藏文書 47	城下諸士文書 卷8	
A280-69-48	秋田藩家藏文書 48	城下諸士文書 卷9	
A280-69-49	秋田藩家藏文書 49	城下諸士文書 卷10	
A280-69-50	秋田藩家藏文書 50	城下諸士文書 卷11	
A280-69-51	秋田藩家藏文書 51	城下諸士文書 卷12	
A280-69-52	秋田藩家藏文書 52	城下諸士文書 卷13	
A280-69-53	秋田藩家藏文書 53	城下諸士家藏文書	
A280-69-54	秋田藩家藏文書 54	城下諸士家藏文書	
A280-69-55	秋田藩家藏文書 55	城下諸士家藏文書	
A280-69-56	秋田藩家藏文書 56	城下諸士家藏文書	
A280-69-57	秋田藩家藏文書 57	近進以下城下諸上文書（卷之十五）	
A280-69-58	秋田藩家藏文書 58	寺社文書 上	
A280-69-59	秋田藩家藏文書 59	寺社文書 下	
A280-69-60	秋田藩家藏文書 60	家藏文書断片	
A280-69-61	秋田藩家藏文書 61	新出古文書写（大館家人・小場家人・南家人・佐竹左衛門家人・大館家臣家藏文書）	

註

- (1) 「佐竹宗家文書」が妥当かとも考えたが、「佐竹文庫(宗家)」「(旧秋田図書館蔵)・「佐竹古文書」(千秋文庫蔵)・「佐竹文書」(東大史料編纂所影写本)など、類似した用語があるために、今回は「秋田藩文書」(仮称)を採用した。筆者の仮称であり、公文書館の共通理解を得ているものではない。
- (2) 「秋田藩家藏文書」の概説(『対照索引』B)
- (3) 『国史大辞典』1(古川弘文館)。出版は昭和五十四年であるが、『対照索引』A以前に原稿が作成されたと思われる。「秋田藩家藏文書」を含む「秋田藩採集古文書」について編纂過程にまでふれた辞典としては、現段階までの最も詳細な解説である。
- (4) 『日本史大辞典』1(平凡社、一九九二年)、『対照索引』Bの概説をうけて「家藏文書六十七冊」としている。
- (5) 市村高男「いわゆる『秋田藩家藏文書』についての覚書」(『小山市史研究』第三号)
- (6) 鈴木満「いわゆる『元禄家伝文書』に関する中間報告 資料整理のための覚書」、『秋田藩家藏文書』について―史料整理と目録の問題点―。いずれも平成五年度中の館内レポートである。
- (7) 原武男編『佐竹家譜』上、一三三頁
- (8) 千秋文庫『佐竹古文書目録』
- (9) 前掲(7)『佐竹家譜』上
- (10) 一 梅津政景日記(二十五冊の伝来の過程はIVに分類できる。目録Aでは以下のように記されていた(カッコ内は割註)。
一、政景日記(二十五冊(梅津主馬政景^{法名}慶長十七年壬子ヨリ寛永十年癸酉ニ至テコレヲ記ス、但元和九年癸亥日記紛失、元禄十年丁丑梅津与左衛門忠経是ヲ献ス)
目録Bでも「十部」に分類して一、政景日記(慶長十七年より寛永十年まで)二十五冊、但元和九年欠」とある。このうち「十六下」

- (11) 昭和三十八年段階の調査をもとにしたガリ版刷の目録であり、昭和五十六年に『秋田県古文書目録』第1集として出版された。一褒賞例書はその凡例によると「御苗字・御家老より以下軽輩・卑賤に至る迄、諸御記録之内に相見候分、各部類を相分、文政三年辰年三之間、拾三冊に取纏」めた褒賞に関する記録であり、「賞之部」も時代はくだるが、同様の記録である。目録Dでは以下のよう把握されていた。
二七〇 一、賞之部 八冊
二八五 一、褒賞例書 十四冊
このうち「褒賞例書」は、図書館への貸出・返却等の過程で分割され、県庁記録書庫時代は、旧県庁文書をおさめた「古文書目録」からはずれ、公文書として保管された資料として公文書館に移管された(九冊)。平成五年度の調査・整理の過程で本来のまとまりが分割されていることが確認され、将来新しい目録を作成する際には、もとのまとまりに復元(目録上で)可能なように公文書課から古文書課に移し、「県D」として現在把握している。
「賞之部」は、目録FではA記号に属す資料で、請求記号A三一七・六三・七五となっている。つまり秋田図書館の整理では同様の性格の資料と判断したことにより、「賞之部」一三冊として連続番号を与えたわけである。しかし、「褒賞例書」目録と各冊の目録を
- (12) 昭和三十八年段階の調査をもとにしたガリ版刷の目録であり、昭和五十六年に『秋田県古文書目録』第1集として出版された。一褒賞例書はその凡例によると「御苗字・御家老より以下軽輩・卑賤に至る迄、諸御記録之内に相見候分、各部類を相分、文政三年辰年三之間、拾三冊に取纏」めた褒賞に関する記録であり、「賞之部」も時代はくだるが、同様の記録である。目録Dでは以下のよう把握されていた。
二七〇 一、賞之部 八冊
二八五 一、褒賞例書 十四冊
このうち「褒賞例書」は、図書館への貸出・返却等の過程で分割され、県庁記録書庫時代は、旧県庁文書をおさめた「古文書目録」からはずれ、公文書として保管された資料として公文書館に移管された(九冊)。平成五年度の調査・整理の過程で本来のまとまりが分割されていることが確認され、将来新しい目録を作成する際には、もとのまとまりに復元(目録上で)可能なように公文書課から古文書課に移し、「県D」として現在把握している。
「賞之部」は、目録FではA記号に属す資料で、請求記号A三一七・六三・七五となっている。つまり秋田図書館の整理では同様の性格の資料と判断したことにより、「賞之部」一三冊として連続番号を与えたわけである。しかし、「褒賞例書」目録と各冊の目録を

[表2] 「褒賞例書」と「賞之部」

褒賞例書	賞之部
目録 (県D)	
1 (県D)	
2 (県D)	
3	A317-66
4 (県D)	
5 (県D)	
6	A317-67
7	A317-65
8	A317-63
9 (県D)	
10 (県D)	
11	A317-64
12 (県D)	
13 (県D)	
	A317-68
	A317-69
	A317-70
	A317-71
	A317-72
	A317-73
	A317-74
	A317-75

比較対照すると、A二二七、六二、六七までは「褒賞例書」の一部（五冊）であり（表2参照）A二二七、六八、七五が、目録Dの「七〇」一、賞之部八冊二に対応することがわかる（表紙にかすかに朱書の二七〇が見えるものがある）。この二件の資料は、本来ひとつにまとまっていたものが、伝来の過程でI・IIに分割された例である。

- (13) 拙稿『佐竹家譜』編纂に関わる若干の史料」（秋田県公文書館『研究紀要』創刊号） 八四頁
- (14) 前掲(13) 拙稿 八二頁
- (15) 菊池保男「館蔵資料の伝来と再整理についての覚え書き」（秋田県公文書館『研究紀要』創刊号）は、この観点から館蔵資料の伝来の過程を検証したものである。
- (16) 前掲(15) 菊池論文によれば、明治三十三年の秋田図書館への貸付にあたっては「旧」、「新」、「各課定備」の三冊の書籍目録が利用されたという。本稿では、「秋田藩家蔵文書」の伝来の過程を検討す

「秋田藩家蔵文書」の伝来の過程

- ることを目的としたため、「旧書籍目録」のみを利用した。
- (17) 前掲(15) 菊池論文では「混架」資料の家別の分類を試みている。
- (18) 前掲(5) 市村論文によれば、東大史料編纂所の「秋田藩採集文書」三十四冊は、明治四十五年七月、当時秋田県庁に保管されていた「家蔵文書」を謄写したものである」という。明治三十三年から四十五年にかけての「秋田藩家蔵文書」の所在が気になるが、とりあえず明治三十三年には秋田図書館に貸し出されたものと考えておく。
- (19) 秋田図書館時代の請求記号を記したラベルと、それ以前のラベルについては割合した。
- (20) 旧「秋田県史」 第三冊の記述（一七六、一七八ページ）をうけて、「秋田県史」 第一巻 近世編上・前掲(5) 市村論文・根岸茂夫「元禄期秋田藩の修史事業」（『栃木史学』第五号）などにより、元禄・宝永期を中心とした二六十一冊の編纂・成立の過程は詳細に検討されてきた。その概略を示せば以下のようなになる。
- 元禄九年の文書提出命令を受けて、秋田藩士はそれぞれの相伝文書・記録・系図などとともに、覚書（提出文書のリスト）を文書所に提出した。文書所では提出された諸史料の臨写・編纂を行うとともに、真偽の鑑定・相伝の正統性を審議し、提出者に「青印状」を添えて原本を返却した。その際、偽文書・他家伝来の文書は一被召上られたものもある。明和・文化期間の追加・増補が行われて「六十一冊」となった「家蔵文書」は、廃藩置県にともない秋田県にひきつがれた。
- しかし、明和・文化期の追加・増補 一分については十分に検討されているとはいえない。秋田図書館「対照索引」A・Bによって認知されてきた「六十一冊」を含む「秋田藩家蔵文書」のまとめりの編纂・成立過程の検討が必要である。
- (21) この簿冊に記録された「花岡鳥瀉文書」のうち、慶長六年七月廿二日付けの秋田実季知行宛行状（鳥形右市介宛）は、『秋田県史』

資料 古代・中世編（昭和三十六年）に収録されている（一〇三七号文書）。

(22) 前掲(6) 鈴木満「『秋田藩家藏文書』について―史料整理と目録の問題点―」

(23) 「被仰渡控帳」は佐竹文庫（宗家）所収文書で以下のような請求記号で整理されているが、秋田藩内でのまとまりと違った形で整理されており、再整理のための調査が必要である。

「被仰渡控帳」(A.S.二八〇―三) 二十冊

「諸家系図之儀に付被申渡控」(A.S.二八八、二一六六)

「諸家御系図御調に付被仰渡控」(A.S.二八八、二一六八) 二十

六冊

(24) 前掲(6) 鈴木満「いわゆる『元禄家伝文書』に関する中間報告―資料整理のための覚書―」

(25) 遠藤巖「佐竹家中岡本氏と秋田藩家藏文書」『茨城県史料』中世編

IV 付録二八所収)

(付記) 本稿は平成六年度史料管理学研修会提出レポートを再構成したものである。

明治十三年の比較試験法改正について

—自由教育令期の秋田県教育行政における位置—

柴田知彰

はじめに

- 一 「比較試験法」改正の経過
- 二 「比較試験法」改正内容の分析
 - 1 乙第八十七号改正「比較試験法」
 - 2 乙第九十二号改正「比較試験法」
 - 3 及第証と賞与
- 三 明治十三年の比較試験実施事情
 - 1 比較試験の類型化
 - 2 比較試験実施の背景
 - 3 比較試験実施の目的

結びにかえて

はじめに

本稿が取り扱う比較試験とは、一定の区域内において各学校より

明治十三年の比較試験法改正について

生徒を選抜して一会場に集合し、等級ごとに試験して各学校及び各生徒の成績の優劣を競うものである。言わば、選抜生徒による各学
校間の学力コンクールの趣があった。集合試験、学事共進会、奨励
試験など地域により呼び名が異なるも、学事奨励の有効手段として、
「学制」施行以来、多くの府県で実施された。

秋田県で「比較試験法」が最初に制定されたのは、明治十一年で
ある。この間の事情については、拙稿「明治十一年の比較試験法成
立に関する若干の史料」^[1]で明らかにした。本稿においては、十三年
の「比較試験法」改正を取り上げる。十三年は、前年九月に施行さ
れた「教育令」、所謂「自由教育令」により教育の自由化と地方分
権化が行なわれていた時期である。本稿は、十三年改正の一比較試
験法^[2]について内容を分析し、且つ改正の背景と目的を明らかにし、
秋田県の自由教育令期の教育行政の中に位置付ける試みである。

一 「比較試験法」改正の経過

明治十一年の「比較試験法」制定から十六年の廃止までの経過は表1の通りである。この間、比較試験が県内で実際に行なわれたのは、十一年と十二年と十四年の二回である。

明治十二年には乙第四十八号で「比較試験法」が改正されたもの

表1 「比較試験法」の制定・改正・廃止

明治	11. 6.24	「比較試験法」を制定（乙第百十三番）
”	11.11. 4	「比較試験心得」を制定（乙第百五十七番）
”	12. 5.16	「秋田県小学教則」を改正（高等、尋常、村落小学別教則）
”	12. 5.28	「比較試験法」を改正、但し12年の比較試験に限り旧教則での実施を通達（乙第四十八号）
”	12. 9.29	文部省、「学制」を廃止し、「教育令」を公布
”	13. 9.18	「比較試験法」を改正（乙第八十七号）
”	13. 9.25	「比較試験法」を部分改正（乙第九十号）
”	13.10. 7	「比較試験法」を改正（乙第九十二号）
”	13.10.13	「比較試験法」を部分改正（乙第九十四号）
”	13.12.28	文部省、「教育令」を改正し、これを公布
”	14.10.21	14年の比較試験に限り問答科の試験不実施を通達（乙第七十四号）
”	15. 3.17	「小学校教則」を改正（教則の一本化）
”	15.10. 6	15年の比較試験の16年3月への延期を通達（乙第九十一号）
”	16. 4.27	「比較試験法」を廃止（乙第四十八号）

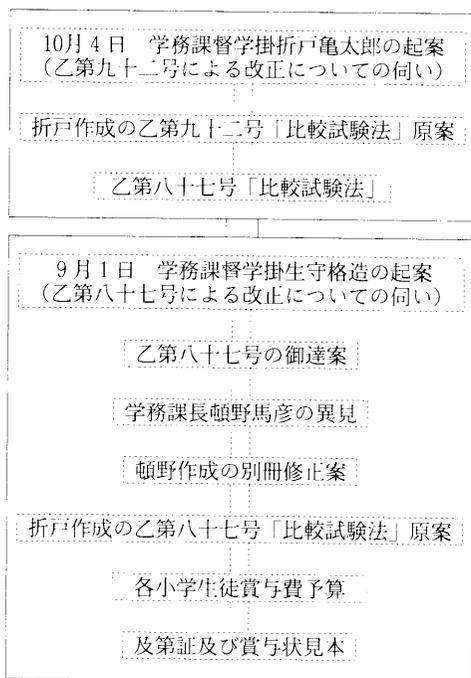
表2 高等・尋常・村落各教則の等級対応

旧 則	上 等	下 等
	一 二 三 四 五 六 七 八 級 級 級 級 級 級 級 級	一 二 三 四 五 六 七 八 級 級 級 級 級 級 級 級
高 等	上 等	下 等
	一 二 三 四 五 六 七 八 級 級 級 級 級 級 級 級	一 二 三 四 五 六 七 八 級 級 級 級 級 級 級 級
尋 常	上 等	下 等
	一 二 三 四 五 六 級 級 級 級 級 級	一 二 三 四 五 六 級 級 級 級 級 級
村 落	一 二 三 四 五 六 級 級 級 級 級 級	

の、県内のコレラ流行により試験の実施が中止された。この年は教則移行の過渡期にあったため、乙第四十八号では十二年の比較試験に限り暫定的に旧教則で実施することも通達されていた。九月十九日の「秋田週週新聞」には、旧教則での試験が現場の教則移行の妨げになるとの批判が投書された。学務課は、コレラ流行で試験期日が遅れた上、敢えて旧教則で試験することを無意味と判断し実施を中止したとも考えられる。

しかし、明治十二年の「比較試験法」改正の内容に新教則への対応は見られない。旧教則で試験が実施された十一年の「比較試験法」と「比較試験心得」を一本化したに過ぎなかった。十二年五月に施

図1 起案書「比較試験法改正之議」の構成



行された新しい「秋田県小学教則」は、高等小学・尋常小学・村落小学の三種の教則に分かれ、各町村の实情により適宜選択されるものだった。教則の画一性に対する反省から、十一年に文部省が「小学教則」を廃止したため、秋田県でも地域の实情に合わせた教則が作成されたのである。「教育令」施行後、教則採択が各校の自由にされたため、高等・尋常・村落の三教則は採択の際の模範教則となった。三教則の等級対応は表2のようになる。県内に少なくとも、在学八年制、六年制、四年制の三種類の小学校が併存することになった。この状態で各校より選抜生徒を集め一堂に試験するには、「比較試験法」の大幅な改正が必要とされた。

明治十三年の「比較試験法」改正は、教則の自由化に対応して比

較試験を実施する目的で行なわれた。しかし、乙第八十七号⁽¹⁰⁾で改正された「比較試験法」は、僅か三週間足らずで乙第九十二号⁽¹¹⁾により全面改正されている。この間の事情は、十月四日に学務課督学掛折戸亀太郎が起案した「比較試験法改正之議」を分析することで明らかになる。この起案は「極大至急件」と冒頭に朱記され、乙第八十七号による比較試験実施にトラブルが生じたことを窺わせる。

起案は四三葉にわたり、その構成は図1の通り、十月四日の折戸の起案に九月一日の生守格造の起案が添付された形になっている。

生守の起案は、乙第八十七号による「比較試験法」改正のためのものである。学務課長頓野馬彦は、折戸作成の改正原案に対し別冊修正案を添付した。しかし、頓野の修正案は生かされず、そのまま乙第八十七号による改正に至った⁽¹²⁾。

十月四日の折戸の起案冒頭には、乙第八十七号「比較試験法」で試験を実施した際の様子が述べられている。九月二十八日より秋田師範学校を会場として、県庁近傍一七校の選抜生徒を公集し、一回目の比較試験が実施された。ところが、乙第八十七号「比較試験法」の不備から、公益認定私学の四如堂の生徒が病気を理由に試験を欠席し、公立の保戸野学校の女生徒も選抜生徒に出られない等の事態が起きた。「教育令」施行後、各校の教則が同一でなくなり、試験も一方に偏らず出題されねばならない時に、乙第八十七号「比較試験法」が高等小学教則に偏っていたためである。

このため、折戸は乙第九十二号改正の原案を急遽作成して、「比

比較試験法改正之議」を起案した。県庁近傍一七校の比較試験のみが乙第八十七号に準拠し、その後県内で実施された比較試験は総て乙第九十二号に準拠して実施された。

十月四日の折戸の起案が「極大至急件」だったことは、一比較試験法」改正の最重要課題が、高等・尋常・村落の三教則に対応した試験の実現であったことを示している。若手県でも県庁下で集合試験が行なわれていたが、「教育令」施行後、各校の教則の違いから優劣比較が不可能になり廃止された。本来、教則の自由化と比較試験の統一の実施とは相容れないものである。自由教育令期に秋田県のような形で比較試験を実施した府県は他に見つからない。そこで、次に乙第八十七号と乙第九十二号の「比較試験法」を分析し、どのような方法で比較試験の三教則への対応が可能にされたかを明らかにしてみる。

二 「比較試験法」改正内容の分析

1 乙第八十七号改正「比較試験法」

最初に、明治十三年の乙第八十七号「比較試験法」(以下、乙八十七号)の改正内容を取り上げる。この「比較試験法」は全十一條からなり、その内、三教則への対応の特に顕著に見られる条文が第六條と第九條である。ここでは、この両条文を中心に分析を行なう。第六條は試験科目ごとの受験等級の選択自由を生徒に認めたもの

である。次にその条文を掲げる。

試験科目ハ別紙課程表ニ拠リ、作文、習字、算術、問答ノ四科トナス、故ニ各生徒能クシ得ル所ノ等級ニ編入スベク、一生徒ニシテ作文ハ下等ニ級、算術ハ同一級ニシテ問答ハ上等ハ級ノ課業ヲ以テ試験ヲ受ル等ハ総テ随意タルベクシテ、生徒日今修業スルノ等級ニハ更ニ關係ナキモノトス

試験科目は明治十二年の乙第四十八号「比較試験法」同様、作文(書取)、習字、算術、問答を必須四科目とした。第六條の但書で、読法、画学、記簿の三科目については、学校の都合により特別に試験することが許されている。各科目の出題内容は別紙「普通小學校課程表」に簡略に纏められ、生徒の受験準備の拠りどころとなった。この課程表には、読法、書取・作文、習字、算術、問答、画学、記簿の順に下等(八級〜一級)と上等(八級〜一級)の各級出題内容が記されている。「普通小學校課程表」の名であるが、三教則中、最も等級数の多い高等小學校教則に準拠して作成されたものと思われる。この一種類の課程表に準拠して、尋常、村落小學校教則で学んだ生徒達の受験をも可能にするのが第六條の目的であった。

第六條では課程表よりの受験等級の選択につき、受験時履修中の等級に拘らず、各自の受験可能な内容の等級を選ぶことを許している。しかも、各科目毎に受験等級が異なっても良いとした。例えば尋常小學校上等三級履修中の生徒は、年齢から言えば課程表の上等七級に相当する。しかし、課程表が高等小學校教則に準拠しているため

表3 乙第八十七号の成績評価基準

		受 験 等 級	平均点
及 第	俊 秀 生	年齢相当等級を昇ること1級以上	100点
	第一優等生	年齢相当等級	〃
	第二優等生	年齢相当等級を降ること1級	〃
	第三優等生	〃 2級(～3級)	〃
	一般及第生		50点以上
	落 第 生		50点未満 1科目0点

() は乙第九十号による部分改正

に、年齢相当の等級をそのまま受験出来ない。その場合、調整のため課程表の年齢相当から少し降って、作文、算術を下等二級、問答を上等八級で受験しても許されるのである。

第九条は全五項よりなり、等級選択受験に相応した優劣の判定方法を規定している。

第二項では、生徒の受験等級の編入方法が定められた。一生徒が各科目一、二、三級にわたり受験した場合、各級数を平均して相当の級に編入された。例えば、作文を下等七級、習字、算術を六級、問答を四級で受験した生徒の編入級は、七、六、四を合算して三で割り、

さらに四捨五入して下等六級となる。

第一項では全科満点成績者の評価が定められた。優等生は年齢相当により表3のようにランク付けされた。この優等生のランクは、受験等級選択制の維持のために必要であった。年齢相当より数級下の等級で受験すれば、高得点は容易に取れる。しかし、教則差の調

明治十三年の比較試験法改正について

整という必要範囲を越えて年齢相当以下の等級で受験する生徒が増えた場合、試験実施は学事奨励の意味を殆ど成さなくなる。「教育令」により教則は自由選択になったが、等級制に基盤を置くことは以前と変り無かった。安易な受験等級の選択は、尋常、村落小学教則の等級内容の維持にも悪影響を及ぼす危険があったと考えられる。第九条第一項は、年齢相当の「第一優等」を基準に生徒に努力目標を示し、受験等級の選択が安易に流れるのを防ぐ目的で設けられた。第五項では及落の判定基準が定められている。一学科零点もしくは平均点が五〇点に達しない場合を落第とした。その他の者には第十一条により及第証が授与された。全受験生徒は試験成績により、表3の六ランクに区分されたことになる。

第六条と第九条は、高等・尋常・村落の各小学教則履修の生徒を一堂に試験する仕組みとしては画期的であった。しかし、前述の通り、乙八十七号により比較試験を実施した際には数校に受験不能の事態が生じた。その準拠した「普通小学学科課程表」に問題があったためである。折戸亀太郎は十月四日起案の「比較試験法改正之議」の中で、乙八十七号を「稍本県ノ高等教則ニヨルモノノ如シ」と述べている。そして「和算ノミヲ教フル学校」や出題科目に「問答科ノ如キ各校ノ教則ニ載セサルモノ」があるため、現実に私学四如堂と保戸野学校の生徒が受験不能になった事実を挙げた。さらに折戸は「村落学校ニ至リテハ試験ニ出ルヲ得サルモノ必ラス多カラン」と予測した。

表4 各「比較試験法」の内容概略

	明治13年乙第九十二号	明治13年乙第八十七号	明治12年乙第四十八号
会場	各町村首部役場所在地 または最寄りの地 【施1】	最寄りの学校 【1】	最寄りの学校 【1】
選抜数	総生徒数の5分の1 学務委員が教員と 協議し選抜 【施2】	総生徒数の5分の1 勉励生徒 学務委員が教員と 協議し選抜 【3】	総生徒数の10分の1で 6級以上の優秀生徒、 6級以下も例外あり 教員が選抜 【4】
臨試官	監試官(学務課課員) 試験官(師範学校教員) 各1名 【施5】 郡役所学務掛同行【施7】	構成員の規定なし (実際には学務課課員と 師範学校教員)	構成員の規定なし
臨席	学務課課員、郡吏 師範学校教員、戸長、 学務委員 【施5、7、8】	県官(学務課課員)、 郡吏、師範学校教員、 戸長、学務委員 【1】	学務課課員、 師範学校教員、郡吏、 学区取締、同補 【1】
問題選定	規定なし (実際には乙第八十七号 と同じと推測される)	臨試官が定める 試験委員が各校教員と 協議し每学科20問程度 の候補を選ぶ 【7】	臨試官が定める
試験委員	4~6名 教員、学務委員より 各2~3名を互選投票 (会場校教員と委員含む) * 監試官特選あり【施3】	2名 教員より互選投票 * 出張官吏の特選あり 【2】	規定なし
試験科目	必須科目 作文 一題 100点 習字 100点 算術 四題 100点 問答 四問 100点 【施3】	作文 一題 100点 問答 四問 100点 算術 四題 100点 習字 100点 【8】	作文 一題 50点 問答 四問 30点 算術 四題 40点 習字 30点
	希望科目 裁縫 一問 100点 (女生徒) 画学 一問 100点 記簿 100点 【施4】	読法、画学、記簿は学校の都合により試験するも優劣比較の対象とせず 【6】	【7】

【 】は条数、【施】と【試】は乙第九十二号の「施行手続」と「試験法」の条数

實際、「普通小小学科課程表」は高等小小学教則の内容を修正し表に纏めたのみと言って良く、尋常・村落小小学教則のための調整はされてない。村落小小学教則の場合、算術も和算中心で、問答については科目を設けず読物の時間に適宜教える方式だった。故に洋算の出題と問答科のある課程表は、教師や生徒を困惑させたと思われる。学務課も県庁下比較試験の実施前に、課程表が原因で優等成績者数の少なくなる事態を予測し、乙第九十号で「第三優等」の対象を年齢相当を降ること「二級乃至三級」に拡げて応急処置している。

このように乙八十七号は、三教則に対応した比較試験実施の基準法としては不備な点を持っていた。乙八十七号の条文の構成には明治十二年乙第四十八号「比較試験法」との共通点が多い。折戸亀太郎は乙八十七号の原案を作成する際、県内外に参考となる前例が無かったため、既存の「比較試験法」と高等小小学教則を骨子に改良を加えたものと考えられる。乙八十七号は三教則での比較試験の実際を踏まえていない机上案であり、それゆえ実施により問題が生じた後、改正に至ったのは必然の結果であったと理解できる。

2 乙第九十二号改正「比較試験法」

乙八十七号の反省点を踏まえて改良されたのが乙第九十二号「比較試験法」(以下、乙九十二号)である。乙九十二号は「施行手続」全十五号と「試験方」全六号からなり、これに別紙「比較試験課程表」と第一号から第四号の書式が付く。乙八十七号に比較し、課程表及び試験事務手続上の書式に受験等級選択制に対応した工夫が顕

著に認められる。

特に乙八十七号の「普通小小学科課程表」が試験専用の「比較試験課程表」に全面改訂されたことは注目に値する。「比較試験課程表」では年齢欄の横に比較試験等級欄が特設され、「普通小小学科課程表」の下等(八級〜一級)と上等(八級〜一級)にあたる等級が十六等から一等で一貫された。これは「試験方」第六条第一項「試験階等ヲ十六ニ区分ス」に基づく。比較試験等級欄の特設は課程表が高等小小学教則の影響から脱したことを示す。「試験方」第一条では「試験ハ各小学校ノ教則ニ関セス別紙課程表ニ準擬シ」として、課程表をどの教則にも偏しない基準として扱っている。

次に、課程表の記述が具体的になり、出題内容も全体的に容易になったことが着目される。課程表の横には、書取、作文、習字、算術、問答、裁縫の各試験方法の説明も付けられた。

作文・書取では「記事文五十字以上」、一熟語及物品名五語、また習字では「楷体二行五字」など行数と字数が示された。

算術では十六等から十一等の出題内容が表5で示した通り、以前に比べかなり容易になった。十六等から十一等が村落小小学教則の全課程に相当するための配慮と考えられる。第十等からは洋算と和算の選択コースが設けられた。課程表の説明には「算術ハ和洋就レヲ問ハス生徒ノ望ニ応シテ試験ス」とある。乙八十七号が対応出来なかった「和算ノミヲ教フル学校」への配慮である。

問答については、特に入念に出題内容の説明がされている。説明

表5 課程表に見る算術の出題内容

課程表	乙八十七号 普通小学学科 課程表	乙九十二号 比較試験 課程表	年 齢	
			至	至
	八級 数字図 位取り	十六等 位取り百位	白六年 至六年半	白六年半 至七年
	七級 位取り 洋加法	十五等 位取り百位	白七年 至七年半	白七年半 至八年
	六級 洋加減法 和加法	十四等 加減法	白八年 至八年半	白八年半 至九年
	五級 洋乘法 和加減法	十三等 減法	白九年 至九年半	白九年半 至十年
	四級 洋除法 和乘法	十二等 乘法	白十年 至十年半	白十年半 至十一年
	三級 洋諸等 和除法	十一等 除法	白十一年 至十一年半	白十一年半 至十二年
	二級 洋分数加 減法	十等 分数加減法	白十二年 至十二年半	白十二年半 至十三年
	一級 洋分数乗除 法及び少数	九等 分数減法	白十三年 至十三年半	白十三年半 至十四年
	八級 洋分数乗除 法及び少数	八等 分数乗除法		
	七級 洋分比例 和四則難題	七等 少数		
	六級 洋合比例 和四則難題	六等 単比例		
	五級 洋連類安分 通折比例	五等 合比例		
	四級 洋百分算 和四則難題	四等 連類安分通 折比例		
	三級 洋百分算 和四則難題	三等 和較比例		
	二級 洋開平開立 和四則難題	二等 百分算		
	一級 洋求積級数 和四則難題	一等 開平開立		

では、十六等から十四等までは「尋常物品ノ実物ヲ以テ試験シ」、十三等からは「左ノ表ニ準シ其問題ヲ選定ス」として問答科の課程表を別に示した。この課程表には具体的な教科書名が記された。しかし説明では「敢テ表中所掲課程中ノ章句字句ニ依ラス、専ラ要所ノ事跡ヲ問答ス」とし、教科書が出題内容の目安に過ぎないことを断っている。さらに出題は、日本略史なら「炊烟ノ稀少ナルヲ見テ民ノ貧キヲ知リシ天皇ハ誰ナルヤ」、地理書なら「日本第一ノ湖水ハ何国ニアリテ何ト称スルヤ」といった「一般常識的な程度にとどめるとした。問答科の無い村落小学教則を履修した生徒でも解答可能なことを強調したと考えられる。

必須四科目に対して、画学、記簿の希望受験科目は村落小学教則への配慮が必要ないので、乙八十七号の課程表とほぼ同じ出題内容

である。裁縫の試験は女生徒のために乙九十二号で新設され、七等以上は雛形を使った実技であった。

この「比較試験課程表」による問題選定については、「試験方一 第二条に次のように規定されている。

別紙課程表ハ各科目ノ概略ヲ仮示スルモノニシテ其科書ノ何タルカヲ問ハズ、該表ニ比准シ普通緊要ナル問題ヲ選定シ生徒ノ実力ヲ判別スルモノトス、尚ホ其詳ナルハ課程表説明ニ於テ之ヲ示ス課程表の役割は出題の概略を示すにとどまるとしている。各学校の三教則選択の自由への配慮と取れる。しかし、「各科目ノ概略」及び「普通緊要ナル問題」とは、各教則の等級の維持に最低限必要な内容を意味したものと考えられる。「比較試験課程表」は教則の内容を安易に流さない最低限の基準を示すボーダーラインであった。

乙九十二号のもう一つの注目点は、試験の優劣を定めた「試験方」第六条である。第二項では乙八十七号同様、平均点五〇点をもって及第としている。第三項は及第生の評価を次のように定めている。

各科ノ得点ヲ平均シテ及第スルモノハ、課程表ニ照シ年齢等級ト相当スルモノヲ第壹等及第トシ、学階ノ降ルコト一等ナルモノヲ第二等及第トス、以下之ニ倣フ

但年齢等級ヲ比較シ学階ノ昇ル一階以上ヲ優等生トス

乙八十七号の第九条第一項は、全科満点成績者を第一優等から第三優等及び俊秀にランク分けした。前述の通り、受験等級の選択を安易に流さないため、満点成績の価値を年齢相当を基準に判別したのである。しかし、全科満点成績を目指せる生徒は全体から見て少数であり、一般生徒に対して安易な受験等級選択を抑える効果は小さい。その反省から、一般の及第をランク分けする方向に転換し、努力目標を大多数の生徒の手の届く位置に提示し直したと推察される。「第一等」などの評価は及第証に記載され、生徒の名誉心と競争心をいたく刺激したと思われる。高得点者への奨励策としては、乙九十二号とは別に賞与に関する規定が設けられた。

乙九十二号の改正は、「施行手続」において試験事務規定を充実にし、「試験方」において三教則への配慮と優劣判定の調整をより入念に行なったものと評価出来る。

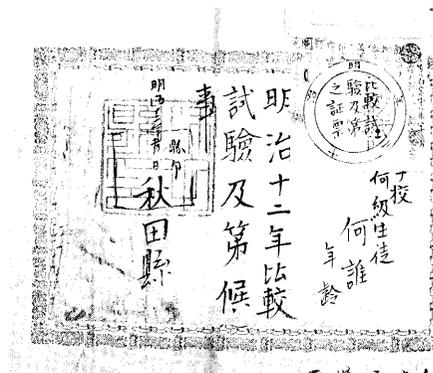
3 及第証と賞与

明治十三年の「比較試験法」改正では、受験等級の選択制が大き

な特色をなしていた。受験等級は、前述の通り、成績の優劣判定に密接に関わっていた。受験等級による優劣判定結果を具体的な形で生徒に示したのが及第証と賞与である。そこで、乙八十七号と乙九十二号の分析を補うため、及第証と賞与に関する規定を取り上げる。乙八十七号及び乙九十二号では、前述の通り、平均点五〇点以上の生徒に及第証を与えていた。この及第証授与は明治十二年乙第四十八号「比較試験法」より始まった。乙第四十八号の原案作成後、及第証の書式及び予算の原案作成が学務課督学掛の折戸亀太郎の手で行なわれている。明治十二年五月二十四日起案の「比較試験生徒及第証書ノ儀ニ付何」には、印刷費見積書と及第証見本が添付されている。

及第証見本の印刷は秋田町茶町菊之丁の聚珍社に依頼された。及第証は、四つ切り大の上等西洋紙を使用し花模様を欄で枠を組んだ美麗なものである。実際に授与された及第証では、氏名の上に「比較試験及第之証」の丸印、秋田県の上に「秋田県令」の大きな角印がそれぞれ朱で捺された。裏面には「臨試官 秋田県何等属何某印」と責任臨試官の署名がされた。試験関係の証書としては、当時の秋田県では前例を見ない権威的な体裁だったと思われる。これが五〇点以上の成績の者に対して洩れなく授与された。

及第証は三千枚印刷で、二八円五三錢七厘の費用が要された。折戸は及第証の授与を「学事奨励ニ関シ不容易儀ト相考候」として、学資金からの費用支出を伺い出している。折戸が学事奨励の手段とし



及第証の試作品

せることが、折戸の及第証についての構想だったと推察される。

明治十三年の比較試験の際は、前述の通り、乙九十二号「試験方」第六条第三項に基づき、及第証に第一等以下の及第評価の区別が記載された。年齢相当を基準とする及第のランク分けが、及第証の記載の別によって具体的に生徒に示されたのである。生徒は高いランクの及第証の獲得を目標とし奮奮させられたと想像される。学事奨励を目的とする比較試験において、及第証の授与は必要欠くべからざる要素だったと言える。

次に、明治十三年における比較試験優秀成績者への賞与に関する規定を考察する。

て及第証を重視し、その作成に費用を掛けたことがわかる。美麗で権威的な及第証は、比較試験自体の権威を高め、且つ授与された生徒を通して地域に試験の権威を普及させる効果を持つ。

また、生徒と教員の榮譽心を刺激して及第証を得るために奮奮させる効果も大きい。比較試験の権威を具体的な形にして一般に普及させる。

表 6 生守格造の賞与案

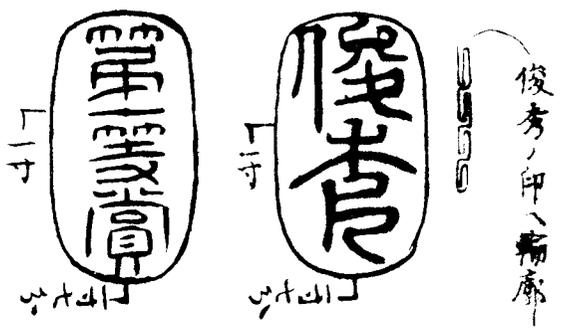
	1人当り	褒状等	予測人数	総費用
俊秀生賞品	50銭	4銭	18人	9円72銭
一等賞	40銭	4銭	86人	37円84銭
二等賞	30銭	4銭	259人	88円6銭
三等賞	20銭	4銭	517人	124円8銭
			880人	259円70銭

乙八十七号及び乙九十二号の条文には賞与に関する規定は無い。しかし、前述の通り、九月一日の生守格造による「各小学校比較試験ノ儀」は比較試験賞与費の地方税中臨時試験費からの支出を前提に起案されている。臨時試験費三四七円八〇銭の内、大試験賞与費四八円六〇銭に対し、比較試験賞与費は二九九円二〇銭であった。明治十三年の比較試験においては、当初から優秀成績者への賞与が重要視されていたことがわかる。

九月十七日、生守格造により「各小学校臨時比較試験賞与方伺」が起案された。これは乙八十七号第九條第一項に基づき作成された賞与の予算案である。各等賞該当者の予測人数は、明治十一年の比較試験時の数字に比例して算出された。表6の通り、全科満点成績者は年齢相当を基準に四段階の等賞に分けられ、一人当たりの賞与費に差が設けられた。乙八十七号にある全科満点成績者のランク分けを、目に見える形で明確に示すことが目的だったと考えられる。これに対応して賞与状に捺す等賞印も図2のように彫刻され、九月二十日に生守により起案された。

また、明治十一年の比較試験の賞与費が一人当たり大体一〇銭以

図2 等賞印



俊秀ノ印ハ勲章一挙げられた。

生守案による賞与の規定は乙八十七号と不可分の関係にあった。ゆえに乙八十七号が改正された際には賞与の規定も修正が必要となった。乙九十二号が出された翌日の十月八日には、折戸が一試験賞与之義ニ付伺」を起案している。折戸は伺文の中で「比較試験法改正相成候、付而ハ御賞与モ従而先般ト稍少異ナルヘカラサル哉ニ被存候」と記している。そして賞与対象の枠について「全得ノミニ止

下だったのに比べ、十三年の賞与費は格段に増額されている。明治十年に小学校大試験の優等成績者への賞与費が増額された際も最高額で一〇銭であった。十一年に上等小学校の優等成績者への賞与費が決められた際でも最高額二五銭である。十二年の賞与費が高額であるのは、この年の比較試験が前回以上に県内学事の奨励を必要とした状況で行われたためと考えられる。
生守起案の賞与予算に基づき、九月二十二日に折戸が賞与品の購入について起案している。各等賞の予算内外の金額で、何種類かの書籍と半紙が賞与品の候補として

表7 折戸亀太郎の賞与案

	俊秀賞	第一等賞	第二等賞	第三等賞
優等生 (昇1級以上及第)	100点	99~95点	94~90点	89~85点
第二等及第 (年齢相当及第)		100点	99~95点	94~90点
第二等及第 (降1級及第)			100点	99~95点
第三等及第 (降2級及第)				100点

レハ未タ尽サ、ルニ似タリ」として、全科満点成績者以外にも掲げる必要を記した。乙九十二号「試験方」第六条第三項の年齢相当を基準とした及第生のランク分けを、賞与の規程にも反映させるためと考えられる。折戸の案による賞与の規定を纏めたのが表7である。このように各及第の賞与対象得点に差が出来たことで、及第生のランク間の格差がさらに明確にされた。

生守は折戸の案に異見を付して、優等生の第一等賞を九〇点以上とし、二等三等も一〇点ずつの差にすべきであるとした。さらに頓野課長は異見で「優等ニ出ルモノハ可成点数ノ甲乙ヲ論セストモ可ナルヘシ」と記し、優等生全員に賞与するべく、五〇点以上を二等分して一六分六分ずつの差とした。優等生と第一等及第生以下との差が賞与において格段に開くこととなった。
及第証と賞与の組み合わせにより、全受験生徒は「俊秀」授賞者を頂点に十数段階に分けられることとなった。年齢相当と得点による優劣判定のランクが形成されたのである。及第証と賞与は比較試験による優劣判定を實質的に支える役割を持たされたと考えられる。

三 明治十三年の比較試験実施事情

次に、明治十三年に「比較試験法」の改正が行なわれた背景と、改正の目的について考察する。

1 比較試験の類型化

最初に考察の前提として、秋田県で実施された比較試験について他府県の例との対比から類型化を行ない性格を明らかにしてみよう。

秋田県内では、明治十一年に「比較試験法」が制定されてから十六年に廃止されるまで、同法に基づいて比較試験が実施された。

「比較試験法」は十一年に学務御用掛の折戸亀太郎の意見を採用して制定されている。学務課の中から発案された比較試験は、県主導で実施され全県を施行範囲とするものであった。また「比較試験法」制定以前の明治九年と十年にも県内で、比較試験の先駆けとも言ふべき臨時試験が実施されている。権令石田英吉又は代理が各首部長を巡回試験して実施したもので、これも県主導の試験であった。

秋田県同様に府県主導で比較試験（集合試験、奨励試験）を実施した所は、長野県、東京府、岩手県、広島県、山梨県ほか多数が挙げられる。

これに対して、地域の教員や学区取締及び学務委員の協議、或は教育会の決議などにより比較試験が実施された例もある。明治七年に筑摩県上伊那郡の教員一五名より集合試験を実施する目的で一五

徒集会規則」の伺いが出された。また、十一年には長野県の南部学区取締一五名より集合試験の実施が出願された。また、十三年に高知県上佐郡において、学務委員と教員数十人で組織した学事会が奨励試験の実施を決議し、郡長に施行を委託している。これらの場合、規模が小さく数校から数十校の組合による試験だったが、概ね地域の教員や学区取締或は学務委員により主導された。

以上比較試験の二つの類型につき、前者の場合を一府県主導型、後者の場合を「地域主導型」と仮に呼ぶこととする。この場合、秋田県の比較試験は典型的な府県主導型である。

府県主導型の比較試験との対比のため、まず地域主導型の比較試験について性格を明らかにしてみたい。前掲の明治七年の筑摩県と、十一年の長野県の集合試験を取り上げ、実施目的を分析してみる。

明治七年の筑摩県上伊那郡の「生徒集会規則」冒頭には、教員一五名が集合試験実施を評決した動機が記されている。教員は人才を教育する「至重ノ任」を持つので「或ハ教則ヲ誤謬シ生徒進歩ノ期ヲ誤リ、以テ其任ヲ空フルコトアラシク恐レ」、集合試験の実施を決定したとある。そして、父兄や地域に対する集合試験の啓蒙効果も期待している。また規則の第七条は、集合試験の際、参加校の教員同士が教授法の諸問題について討論する機会を設けている。

明治十一年の長野県南部学区の集合試験の場合も、同様に教則理解の統一と教授の可否得失の討論を、生徒の奨励と並ぶ重要目的としている。集合試験の機会が同時に教育研究会の機会を兼ねていた。

これらの事例より、地域主導型の比較試験が学校現場での教授上の必要から実施される傾向にあったことが窺える。そして教員や学区取締或は学務委員により試験規則が作成され、試験の運営も自治的に行なわれた。高知県土佐郡では明治十六年に、学事会の協議を無視した郡長の奨励試験強行に対し試験拒否闘争が起きている。⁽⁴⁹⁾

次に府県主導型の比較試験について三県の事例を分析し、その性格を明らかにしてみたい。

筑摩県上伊那郡で地域主導型の比較試験が実施された同時期、同県では府県主導型の比較試験も実施された。筑摩県において明治七年以降七回、権令の学事奨励を目的とした県内巡回の折に「御試験」が実施され褒賞も行なわれている。⁽⁵⁰⁾ 各校の試験結果は比較のため「試験優等表」に纏められた。県官が巡回した際、勤勉な生徒や勤者の名簿も提出されている。『長野県教育史』では、この「御試験」を「教育行政推進のためにとられた『政策試験』と定義している。⁽⁵¹⁾ 筑摩県の「御試験」は「学制」に準拠した学校教育を県内に徹底させるための「政策試験」であった。明治九年と十年に秋田県権令石田英吉が実施した臨時試験も、同じ目的の「政策試験」であったと理解出来る。

岩手県では、明治十一年より序下集合試験が師範学校附属小学校を会場に実施された。長江好道氏はこの集合試験を、県令島惟精が皇化行政と一体化して推進した学事奨励策の重要な手段として位置付けている。⁽⁵²⁾

明治十三年の比較試験法改正について

山梨県の場合は、「政策試験」としての比較試験の実施事情を「文部省年報」より推察出来る。山梨県では明治十四年に小学校試験法が改正され、臨時試験の実施が定められた。⁽⁵³⁾ この年の年報には、「教育令」施行後の県内教育の弛緩と改正後の回復の遅れ、そして適切な奨励方法による学事隆盛への期待が報告されている。⁽⁵⁴⁾ 十六年には臨時試験の施行細則「奨励試験法」が定められ、第一回の試験が実施された。⁽⁵⁵⁾ この年は前年からの不況が深刻化し、年報にも「教育ノ災厄」として県内教育の衰退が報告されている。⁽⁵⁶⁾ 十八年と十九年には、全県から選抜生徒を集め臨時会同試験が大規模に実施された。十九年の試験は、県知事以下貴顕が列席し、優等生に金牌銀牌が授与されるなど極めて盛大厳肅に実施されている。⁽⁵⁷⁾ 十八年は不況の深刻化から「教育令」が再改正され、教育の統制が再び緩められた年である。県令藤村紫朗は年報の中で、不況による教育後退を報告しながらも「教育令」の朝令暮改を人民の不幸を招くとして批判している。⁽⁵⁸⁾ 十八年と十九年の臨時会同試験の実施には、藤村県令の教育行政方針が反映していたと考えられる。

以上の事例より、府県主導型の比較試験は、府県の設定した教育行政上のある目標の達成に向けて、学事奨励を強力に推進する「政策試験」であったと言える。それは学校教育の停滞または後退の危機には概ね有効な手段であった。明治十一年の秋田県の「比較試験法」も学区取締の実質不在となる変則状況下で制定されている。⁽⁵⁹⁾ 府県主導型の比較試験は「政策試験」であるため、各府県或は府知事

県令の教育行政方針と各府県内の教育事情を反映した形で実施されたと考えられる。

故に、秋田県の明治十二年の「比較試験法」改正については、改正を必要とした県内の教育事情と県の教育行政方針を明らかにすることが正確な理解に繋がると思われる。

2 比較試験実施の背景

秋田県で「比較試験法」が改正された明治十二年、「文部省第八年報」中の「全国教育概略」には次のように報告されている。

前年教育令発行以来深ク其影響ヲ地方ノ学事ニ及ホシ、教育ノ事業稍々頽弛ノ機ヲ現ハセリ（中略）該令発行ノ為ニ従来漸ク緒ニ就キシ学事モ一朝俄然退縮ノ兆ヲ見ルニ至リシハ、全ク是レ世人ノ教育令ノ真旨ヲ了悉セサルニ淵源セリト謂ハサルコトヲ得ヌ
また同年報中の各府県の学事年報にも、人民が「教育令」を自由放任主義と誤解して学校教育を縮小し寺子屋風の私塾が復活横行したなどの「教育衰退」の状況が数多く報告されている。

明治十二年に公布された「教育令」は、「学制」の画一的教育の反省から教育行政の一部を地方に委任し自由化政策をすすめたものだった。しかし、「教育令」による教則の自由化や私学規制の緩和は一般に教育の自由放任と誤解され、明治十二年には右の年報のような事態に立ち至った。

秋田県の「教育令」施行後の学事状況は、明治十四年の「秋田県年報」の他、明治十二年中に学務課督学掛の生守格造と折戸龜太郎

が各部を視察した際の報告より窺える。生守は、各部の学務委員の選出未着手の状況や、学務委員の質の劣悪さを報告し、「教育令御頒布ニ付、自今ノ景況一変スル等ハ先ツ無カルベシ、若一変スレバ只ニ衰頽ノ一点ニ向ハンノミ」と結論している。折戸の報告は、河辺郡と南秋田郡の学校教育について「漸ク解牀ノ色アリ、殊ニ序下ヲ以テ甚ストス」とし、さらに両郡の弊害を「私学ヲ設置テ公立ヲ廢セント欲スルニアリ」としている。生守と折戸の視察報告は明治十三年一月と二月に起案されており、後の県の教育行政方針に大きな影響を与えたと推察される。

また、その頃、既に文部省では「教育令」の自由化政策の引き締めが始まっていた。倉沢剛氏は、寺島宗則文部卿と後任の河野敏鎌文部卿による教育行政施策を、明治十二年末以降の文部省布達より分析している。寺島文部卿は十二年十二月から十三年一月にかけて、小学校設置義務、公私立学校の教旨及び教則、学務委員選挙方法、就学義務などに関し布達を次々と出して引き締めを行なった。「教育令」が自由にした事項に対し、再び府知事県令の監督と指導を強化したのである。この後を受けて、河野文部卿は十三年三月から七月にかけて更に引き締め策を強化した。倉沢氏は、寺島文部卿と河野文部卿による一連の施策を「応急ひきしめ措置」としている。

文部省の「応急ひきしめ措置」は、布達を通して秋田県の教育行政にも影響を与えた。秋田県の教育行政も文部省の方針に沿い、教育自由化を引き締める傾向を帯びていった。しかし、この時期は

「教育令」の改正前であり、自由化引き締め⁽¹⁾の文部省布達も「教育令」の条文に最低限抵触しない範囲内で出されたと考えられる。そして明治十三年の秋田県においては、文部省布達の許す範囲内でのみ教育自由化の引き締めが可能だった。

明治十三年の「秋田県年報」中の処務概旨は教育行政の主要事項を月順に挙げ、最後に「本年小学奨励上ニ於テ比較試験法ヲ施行セリ」と特記して試験の実施結果を纏めている。翌年の「秋田県年報」には、十三年の比較試験実施が県内で学事後退に対する防波堤になったように報告されている。十三年において、秋田県の教育引き締め策の中心が比較試験の実施であったことはまず間違いない。そのため各種の教則に対応出来る「比較試験法」の改正が行なわれたと考えられる。

次に、生守と折戸の視察報告を受けた後、学務課が比較試験を明治十三年の教育引き締め策の中心に据えるまでの経過を見てみる。生守と折戸は報告中、郡役所を中心とした学事の立て直しをそれぞれ進言している。生守は郡役所に学務専任官を置き郡内を巡回奨励させることを、折戸は郡役所に学事費用と人員を別途に下付することを述べた。明治十三年六月十七日に文部省に提出された「秋田県年報」には、秋田県の「将来教育進歩ニ付須要ノ件」の項目がある。この中には、第一に各郡に教育会議を興し教育百般の事務につき審論討議させること、第二に各郡に授業監督を置き公立私立学校を監督奨励させることが挙げられている。第二の計画には生守の進言が

生かされたと推察される。金子照基氏は『明治前期教育行政史研究』で、「学務委員の行政機能の限界」を補強するため各府県で採用された方法として、右の秋田県の二つの計画を典例として紹介している。金子氏は、これを類型化して「教育会議の設置」と「指導行政機関による監督体制の強化」とした。秋田県では、生守の報告のみならず新聞投書でも学務委員の自覚の乏しさが指摘されており、補強手段を必要としたことが頷ける。

しかし、「将来教育進歩ニ付須要ノ件」は、続けて「未タ該費ヲ償フノ路ヲ得ス」として、費用面から二つの計画の実施日途が立たないことを述べている。そして、「已ムナクシテ或ハ姑息ニ陥イルモ県官ノ巡視ヲ密ニシ以テ監督セシムルノ路ヲ得ント欲スルナリ」として代替案を出している。この代替案が形を変えて「比較試験法」の改正実施になったと考えられる。比較試験が臨試官による巡回視察の機会となること、「比較試験法」改正及び実施に関する起案が殆ど生守と折戸の手で行なわれたこと、折戸が明治十一年以来、比較試験に関わってきたことなどが理由である。比較試験費は人試験費と共に臨時試験費として、五月十五日からの第二回通常県会で審議された。故に五月頃までには、比較試験による教育締め直しの方針が決められたものと推察出来る。

また一方、県主導による県教育会並びに郡教育会の設置計画も並行して進められたようである。十三年の秋田県教育費の内訳を見ると、教育会議費一、〇九五円一六銭五厘が計上されている。十四年

の「秋田県年報」には「教育会ノ概略」の項があり、県及び郡教育会開催の重要性を述べ、翌十五年をもって開催の初年としている。

教育会と比較試験の両輪による学事奨励が十二年段階における県の構想だったと推察できる。しかし、県による教育会の開催は十三年中には実現出来ず、十四年も明治天皇の巡幸のために着手出来なかった。そのため十三年と十四年において、県は比較試験の実施のみに学事奨励を期待せざるを得なかったと考えられる。

比較試験の実施が非常に有効だったことは、明治十四年と十五年の「秋田県年報」に報告されている。しかし秋田県の比較試験は、「指導行政機関による監督体制の強化」の手段であり、干渉教育主義の側に立つものであった。そして十二年当時は、文部省の教育統制策をめぐって、全国的に自由教育論と干渉教育論の論争が起こっている。次に、県内の民権家や教育会の「教育令」施行後の動きを見てみたい。

明治十二年末より十三年にかけて、民権家と思しき人々の投書が「秋田遑遑新聞」紙上に掲載された。投書の多くは、「教育令」施行を自由自治の教育の開始として高く評価している。しかし、何れの投書も「教育令」施行後の教育の状況を憂慮して出されたものであった。十二年十二月の河玉北の投書は、「天賦ノ權利」の拡張に「自由自治快活ノ教育」が必要であるとしながら、現実には学務委員が教育費を節減し教員の俸給を低く抑えていることを指摘した。自由教育の運用に支障をきたさないよう、学務委員の責任による教員待

遇の改善を望んでいる。この他にも、同趣旨の投書や学務委員の奮起を促す投書があった。

片桐芳雄氏は『自由民権期教育史研究』において、民権家も「一般教育の普及という一点においては、政府と同じく、一般民衆に対して啓蒙的な立場にあった」としている。ゆえに、民権派にとっても、教育が停滞するような事態は看過出来ないものであった。また、片桐氏は、宮城・岩手・秋田など民権運動がそれほど盛んでなかった地域は「明治維新の近代的側面を積極的に受けとめていこうとする基盤」そのものを欠き、「反政府運動たる自由民権運動自体が啓蒙運動的側面を持っていたのではないか」としている。

新聞紙上には、学校教育の振興のために学務委員や教員の奮起を求める投書の他、父兄の自覚を促す投書なども掲載された。民権家や民権派教師によるものも多かったと思われる。しかし、この時期の学務委員の行政機能には限界があり、また教師や父兄の自覚を促すことも容易ではなかった。明治十三年四月の魯僻生の投書は、より現実的な意見となり、郡長のリーダーシップによる学事奨励を希望した。魯僻生は民権派教師の立場で書いたらしく、投書中でも自身の意見が干渉教育的で「教育令」の趣旨と矛盾することを述べている。それでも敢えて郡長の力に頼らざるを得なかったところに問題の深刻さが窺える。また十三年中には、「教育令」改正の噂を聞き干渉教育に傾くことを懸念する投書もあったが、河野文部卿の「応急ひきしめ措置」を美事として支持する投書もあった。

一方、山本郡の教師達により結成された江山教育会も、啓蒙主義の立場から「秋田遐邇新聞」紙上で「教育令」の「弊風」を批判していた。³⁰古内龍夫氏は、この江山教育会を「かなり明確に政府よりの姿勢を示している」とし、民権運動に対しネガティブな側面と國權論的側面を明らかにしている。³¹

以上により、県の主導で比較試験を手段とした学事奨励が行なわれた際に、これを干渉教育として批判攻撃する空気は希薄だったろうと推察される。秋田県で比較試験が実施された明治十三年には、高知県土佐郡の学事会が奨励試験の実施を決議しているが、これも同様に「教育令」施行後の引き締めを目的としたものとすればどうであろうか。高知県は民権運動の活発だった所で、片桐氏は前掲書において、高知県の民権派を「みずからの要求にもとづく公教育を自主的に組織化する力量を有していた」と評価している。³²土佐郡の奨励試験制度も民権派教員が自主的に組織したものであった。これに対し秋田県の民権派教員は、「教育令」後の状況を変えても学事奨励の具体的制度を自主的に組織出来る程の力量を持たず、比較試験による県の干渉教育を容認したと³³言える。

3 比較試験実施の目的

府県主導型である秋田県の比較試験が、県内の如何なる教育事情を背景に実施されたかは明らかに出来たと³⁴思う。次に、比較試験の実施に反映された県の教育行政方針について触れてみたい。模範三教則との関わり、私学規制との関わり、連合区の編制との関わりの

三点に絞って論じてみる。

a 模範三教則との関わり

明治十四年十月六日の小貫乙三郎の起案には頓野馬彦学務課長により意見が朱書され、十三年に「比較試験法」を改正した趣旨が次のように述べられている。³⁵

編製ノ旨趣ハ、各小学ノ教科ヲ各自勝手ニセシムルトキハ、兎角姑息ニ流レ所謂ノ寺小屋同様ノ風ニ陥リ、其弊較フヘカラサルニ至ランヲ恐レ、且旧教育令ノ旨趣ヲモ害セサルヤウニシ、寔ニ各自ノ教科ヲ姑息ニセシメサラシムルヲ要シ之ヲ編成セルモノナリ「教育令」施行後、小学校の教則採択が原則的に自由になった反面、県内各校の教則が寺子屋風の姑息なものに流れる危険も大きかった。県はその危険を防ぐため「比較試験法」を編制したのである。

しかし、「教育令」第二十二条は「公立学校ノ教則ハ文部卿ノ認可ヲ経ヘシ」と規定したのみで、教則採択を各校の自由とした。文部省の「応急ひきしめ措置」もこれに最低限抵触しない範囲で行なわれた。³⁶秋田県においても、教則の引き締めは文部省布達の範囲内で行なわざるを得ず、各校の教則採択の自由を妨げることは避けられた。そのため、明治十三年の「比較試験法」改正では、第二節で述べたように、高等・尋常・村落の各小学教則への細かな配慮がなされたのである。乙八十七号の乙九十二号による急遽の改正は、各小学教則への配慮が重視徹底された結果である。

一方、比較試験は、各校の教則施行に対し「各自ノ教科ヲ姑息ニ

セシメサラシムル」限度でボーダーラインを引く役割も担われた。具体的には、乙九十二号の「比較試験課程表」が教科内容のボーダーラインであった。乙九十二号「試験方」第一条は「該表ニ批准シ普通緊要ナル問題ヲ選定シ」としている。

比較試験によるボーダーライン設定の影響は、問答料の試験において顕著であつたらしい。前述の小貫乙三郎の起案は、明治十四年の比較試験科目より問答料を除外することを進言した。小貫はその理由を「如何トナレハ教科書ノ区々ナル各校生徒ヲ集合シ同一ノ問題ヲ与フルモノ故、往々不平ナキヲ得ス」と述べている。第二節で見たように、乙九十二号の「比較試験課程表」は問答料の出題を課程表中の教科書の字句章句に依らず、一般常識的な内容にとどめるとした。それでも現実には、各校の教科書の違いが不平を生んだ。頓野課長は小貫起案への意見の中で、「昨年モ問答料ニ於テハ多少苦情モ有之候出」とし、それにつき次のように述べた。

併此苦情ハ各自勝手ノ教科ヲ用ユル故起因スルモノニシテ、如何ニモ待設ケルコトナリ、全ク編成ノ旨趣此ノ如キ勝手ナル教科ヲ用ユルヲ隠防センカ為メニセルモノニ有之候

これより、頓野課長が問答料の試験で苦情が出ることを寧ろ待ち望みつつ「比較試験法」を編成させたことがわかる。その目的は、各校が好き勝手な問答料教科書を使用しないよう最低限の基準を設けることだった。「比較試験課程表」に記載された問答料の教科書は、出題をその字句章句に依らずとは雖も、各校の教科書の基準にされ

たと考えられる。当時、文部省で教則認可の際に、使用教科書の詳細を申請書類に記載させ、統制を強めていたことが背景にあったと考えられる。⁽⁷⁸⁾

また、「比較試験法」が教則の自由に配慮して改正されたと言えど実態は、高等・尋常・村落の模範三教則の枠内での自由であったと考えられる。片桐氏は教則自由化政策下における各府県の小教則政策を分析し、教則編成の主体により類型化を行なっている。⁽⁷⁹⁾ A府県が模範教則を編成した場合、B府県の模範教則に地域の部分修正を認めた場合、C府県の大綱的基準の中で各校に自主的に編成させた場合、D最初から各校に自主的に編成させた場合の四類型である。秋田県は、類型Aが「教育令」公布後に類型Bに変わったグループに入り、しかも以前の模範教則をほぼそのまま使用している。片桐氏は、類型Bの府県がどの程度の強さで地域の自主的な教則編成に期待したかをはかる指標を示している。「管内各地の民衆の意欲を喚起するために、地区単位の教則編成のための研究・協議会等の設置を推進したか否か」⁽⁸⁰⁾であり、秋田県の場合是否であった。また同じ類型Bの岩手県で模範教則が民権家から「教育令」に反した画一主義として攻撃されたのに対し、⁽⁸¹⁾秋田県ではそのような事例を余り見ない。

「教育令」公布前後の秋田県では、教則編制が県主体で行なわれ、各学校の教則も概ね模範三教則の中から選択されたと推察される。そして比較試験の役割は、各校の教科が三教則の枠を外れて寺子屋

風に流れるのを防ぐことであつたと考えられる。

模範三教則の枠内での自由を保証するため、「比較試験法」改正には第二節で見たように工夫が凝らされた。しかし、乙八十七号は村落小学教則で学んだ生徒の受験を妨げ、乙九十二号も問答料の試験で各校の教科書の違いから苦情を呼んだ。比較試験は教則の自由を阻害する危険性を属性として併せ持っていたと考えるべきである。比較試験による優劣判定は生徒と教師の競争心を刺激し、表面的には学事が大いに奨励されたように見えた。しかし他府県ではこの種の試験が点取り競争に陥り、日常の教育を試験中心主義の活力に乏しいものにするが多かつた。⁽⁸³⁾ 秋田県でも明治十五年の湯沢町教員ら八名からの建言で、比較試験の弊害が指摘された。⁽⁸⁴⁾

比較試験による競争が過熱すれば、現場の教師は自然と日常の教育を「比較試験課程表」の範囲に限るようになり、教則の自由は形骸化したと思われる。比較試験は、「教育令」公布後から改正前までには明治十三年に一回実施されたのみであるが、そのような危険性を孕むものだったと見るべきである。

b 私学規制との関わり

明治十三年は秋田県の私学の興隆期であつた。⁽⁸⁵⁾ しかし「教育令」の定めた普通教育の六科目を具備しない寺子屋風私学や、六科目具備を標榜しながら内容の伴わない私学も多かつた。そして前述の折戸の視察報告によると、河辺郡と南秋田郡、特に県庁下において私学が公立を圧倒する勢いにあつた。十三年の斯様な状況において、

秋田県の教育引き締め策の中心だつた比較試験が、県の如何なる私学対策を反映したかにつき、次に論究してみる。

秋田県の教育行政は、文部省の教育行政方針に沿い、文部省布達⁽⁸⁶⁾の許す範囲内で実施された。故にまず文部省による「教育令」の「心急ひきしめ措置」の内、私学に対する規制を取り上げ分析する。

「教育令」第二十三条は「私立学校ノ教則ハ府知事県令ニ開申スヘシ」とのみ規定し、教則を各私学の自由に任せていた。しかし、「私学の教則は「教育令」第三条が普通教育の必要条件とした「読書習字算術地理歴史修身」の六科を具備できず、寺子屋風へ流れる場合が多かつた。そこで、明治十三年の文部省布達第二号⁽⁸⁶⁾は、六科を具備しない小学校を普通教育の範疇外に置き変則小学校とした。さらに布達第三号⁽⁸⁷⁾は、六科を兼学する生徒を普通教育就学とし、兼学しない生徒を変則就学としている。「教育令」第十四条で学齡兒童に一六箇月以上の普通教育を義務付けていたため、私立の変則小学校への入学が間接的に抑えられることになった。寺子屋風教則の私学を普通教育の枠外に置いて入学者の減少を図り、衰退に追い込む策である。「教育令」が府知事県令に私学の教則を不認可する権限を与えていないため、このような搦手からの規制になつたと考えられる。しかし、布達第二号と三号は変則就学と変則小学の存在を認める意味に解釈されたため、布達第十四号⁽⁸⁸⁾で廃止され、変則就学と変則小学の合法性も否定された。

秋田県において、寺子屋風私学への対処はこの文部省の方針に沿つ

て慎重に行なわれた。六月二十六日の文部省布達第十四号を受けて、七月十三日に学務課は、普通学科の六科を具備しない教則の私学を開業停止にすることを郡役所に通達した。しかし、八月二十七日の通達はこれを訂正し、六科を具備しない学校に小学校の呼称を許さず生徒の理由無き入学を禁じながらも、「二種ノ学校」としての設立を許している。布達第十四号が私立の変則小学を停止させるまでの根拠にならないと判断したためだろうか。

十一月二十四日の南秋田郡長の伺いに対する学務課の指令は、私立の変則小学に対する県の対処方針を示した。①理由無く普通教育を受けなかった学齡児童の入学不可を変則私学の教則に掲載するには及ばないが、入学者は不就学として調査すること。②父母後見人が説得に心せず、右の学齡児童を変則私学に入學させた場合はその理由を具申すること。③変則私学が地域の教育上弊害がある場合、授業停止に及ばないが、その事由を具申すること。④六科を具備しない私学はその中心学科によって適宜呼称し「教育令」第二条の各種学校に入れること。その入学者は不就学と見做すこと。

教育上弊害ある変則私学でも停止はならず、各種学校として小学校と区別し入学者を不就学と扱うことで、間接的な規制を行なうのが県の方針であった。変則私学を、公立小学校や公益認定私学、六科具備の私学から隔離することで、学齡児童の安易な入学を防いだのである。

比較試験も県の変則私学隔離の方針を反映していたことは、乙八

十七号による実施前に各郡役所へ出された左の通達より窺える。

本年乙第八十七号達各小学生徒比較試験ノ儀ハ、既ニ公益ト認定セル私立小学校ヲモ試験スルハ勿論、其他ノ私立学校ト雖モ普通小学科ヲ授クルニ於テハ望ミニ依リ試験致候条、此旨郡内私立学校主ヘ達方可取計候事

比較試験への参加が許された範囲は、普通教育の六科を具備した私学までであった。また公益認定の私学は試験参加を当然のこととして義務付けられた。比較試験が前述の如き模範三教則体制とも言うべきものを補強する手段だったとすれば、準公立の公益認定私学の他、普通教育の私学も体制内に組み込もうとした意図が見える。

明治十三年の比較試験では、臨試官吏の構成を充実し、美麗な及第証を授与し賞与も高額の品にするなど、前回を遥かに上回る権威付けが行われた。さらに県内各校の成績は「比較試験優劣表」に纏められ翌年中に配付された。比較試験の権威が高まり、地域に普及するにつれ、その枠外に置かれた変則私学の権威は相対的に低くなったものと考えられる。県庁近傍一七校の比較試験の後に教員総代より出された「試験官ニ謝スルノ書」には、「此ノ比較試験ニ洩レ其生徒ヲ出スコト能ハサル学校ハ米ノ種類ニ算入ス可カラス、粟ノミ麦ノミ稗ノミ」とあり、その辺りの空気を匂わせている。

学務課事務簿で確認される限りにおいて、比較試験が実施された九月末から十二月までの間に存続していた可能性の高い私学は表8の通りである。県が変則私学を一種の学校として認めたため、比較

試験の実施された九月以降においても、県内に変則私学が残った。

また、普通教育を標榜していても、内容が寺子屋の教育に近い私学も多かった。この状況において、普通教育の六科具備を参加の条件として、比較試験による私学の篩い分けが行われたのである。明治十四年に配付された「比較試験優劣表」から参加が確認出来る私学は、久成学校、愛信舎、生長舎、大盛小学校の四校である。

試験当時、公益認定の確認される私学は、四如堂と久成学校の二校である。四如堂は乙八十七号による比較試験に生徒を一人も出せなかったが、これは第二節で見たように乙八十七号が高等小学教則に偏していたことによる。これと対照的に、久成学校は乙八十七号による比較試験に一〇七人の生徒を受験させ六人の入賞者を出した。翌十四年の比較試験の際も久成学校は入賞者を出し、また教員が試験委員に選ばれ公立校の教員とともに試験での尽力を賞された。久成学校は、学務課から見ても模範的な公益認定私学だったと言える。川藩校の衣鉢を継いだ漢学系の私学であったが、普通教育を行ない県の教育行政に上手に適応して時代を乗り切ったと推測される。比較試験は、十三年当時二十数校あった私学の中より県の教育行政方針に沿った模範的な私学を選び出す役割を果たしたと言える。その一方、試験に参加出来なかった私学や、参加出来ても好成績を挙げ得なかった私学の権威を落として結果も生んだと推察される。

○ 連合区の編制との関わり

明治八年三月、秋田県内の各小区に首部校が一枚ずつ置かれ、小

区内の小学校の標準となった。首部校には小区内の教師が集まり授業の参観や授業法についての質問を行なった。また、卒業入学の大試験や十一年の比較試験は、首部校に小区内各校の生徒が集まり只官の臨席で実施されている。

この首部校制度も「教育令」の施行に伴い廃止された。また、「教育令」施行後、小学校の大試験に学務課課員や師範学校教員が臨席していなかったらしい。前述の生守格造の山本・北秋田・鹿角三部の視察報告は、郡吏と教師が「教育令」に失望していると、教師の失望の理由の一つに「自今卒業定期ノ両試験ハ官ニ上申セズシテ学務委員ノ臨席ノミ」であることを挙げている。実際、十二年十月以後、「学務課督学掛事務簿」の中に県官の大試験臨席に関する公文書は殆ど見えなくなる。

「学制」第四十九章は、学事関係の人員の大試験臨席を義務付けている。しかし、「教育令」にはこれに相当する条文は無い。一方、秋田県では明治十二年の乙第百二号により学務委員の取扱事務が定められ、試験臨席も加えられた。しかし、この時期の学務委員の質の低さは前述の通りであり、教師の間には学務委員のみの臨席に不安を覚える者もあったと推察される。

また、首部校に各校の生徒を集めて試験していた頃と異なり、地域内の教則は一樣でなかった。県官の大試験臨席のために一会場に各校生徒を集めるのが困難な状況になったと考えられる。大試験臨席が県官の地域巡回奨励の機会であったとすれば、「教育令」施行

表8 明治13年9月以降12月までに存続していた可能性の高い私学

郡	私学名	校主	所在地	教則	開業	試験参加
南	四如堂(公)	西宮藤長	秋田町手形 新町	普通 年)	上下等各6級(6 (開業届)	13. 1. 5
	久成学校(公)	岡 拙蔵	秋田町本町	普通	上下各6級(6年)	13. 1. (開業届) ○
	桜森私塾	伊藤要蔵	十崎湊町	普通?	4級(2年)	?
	亀井学舎	亀井吉蔵	寺内村	普通?	3級(1年半)	?
秋	玉叢舎	生田目菊治	十崎湊町	変則?	上下等各4級(4年)	?
	正教舎	大黒谷平吉	寺内村	変則?		13. 3.30 (開業届)
	温故堂	口野兵馬	八口町	変則?	3級(1年半)	13. 5.20 (開業届)
田	誠敬小学校	小松弘毅	秋田町築地 下東町	普通 年)	上下等各8級(8 (開業届)	13. 7. 1
	愛信舎	崑山鉄也	一日市村	普通?	3級(1年半)	13. 4 (開業届) ○
	生長舎	三島運助	一日市村	普通?	7級(3年半)	13. 4 (開業届) ○
	石釜舎	千釜吉兵衛	払戸村	変則?	上下等各4級(4年)	13.10. 7 (開業届)
	北秋田	文明舎	藤庭祐教	扇田村	普通	(尋常小学教則)
鹿角	小坂銀山学校	南部利恭	小坂鉦山	普通	8級(4年)	12.11 (開業届)
河辺	迎来舎	関久米助	戸嶋村	変則	5級(2年半)	13. 6.14 (郡長上申)
	雇身舎	芳賀椿一郎	仁井田村	変則	3級(1年半)	13. 6.23 (郡長上申)
	白成学校	鈴木宗栄	諸井村	普通	8級(4年)	12. 8.11 (郡長上申)
仙北	教育館(女子)	斎藤喜代輔	六郷村	普通	8級(4年)	13. 6 (開業届)
	大盛小学校	瀬川安五郎	荒川鉦山	普通	(尋常小学教則)	10.11.15 (開業) ○
平	守拙亭	落合四郎左衛門	角間川村			12. 7. 4 (許可)
	教導学校	松野勝也	睦合村	普通	8級(4年)	13. 5.12 (開業届)
	宮前学舎	宮川豊治?	沼館村			13.11. 8 (郡長上申)
	作人学校	?	七八丁村			13.11. 8 (郡長上申)
	広達学校	金沢養蔵	横手町大町	普通	8級(4年)	13.11. 8 (郡長上申)
鹿	共学社	木村久蔵他	横手町			13. 2.26 (許可)
	公明塾	根本留治	横手町島崎町			13. 3.24 (郡長上申)
雄勝	閑友舎	藤原治右衛門	関口村	普通	8級(4年)	13. 8 (開業届)

(公)は公益認定私学、(女子)は女子小学校
 明治十三年「学務課勸学掛事務簿」学校廃置ノ部 一番、明治十三年「同」二番、
 明治十四年「学務課督学掛事務簿」督学之部全より作成

明治十三年の比較試験法改正について

後はその空白期であった可能性がある。

明治十二年の「秋田県年報」には、前述の通り、学事奨励のため県官の巡視を密にする計画が記されている。これが比較試験の形になったことは論述した通りである。比較試験は、各教則の小学校の生徒を試験会場に一堂に集めて実施されたため、県官の巡回視察と奨励の絶好の機会になったと推察される。

明治十三年九月十一日に、学務課長より各郡役所に対し、比較試験の際の試験場と連合区の構成が通知された。試験会場兼事務局である連合本部校を中心に、地域内の各小学校が連合区に纏められたのである。連合本部校は県官巡察の拠点として設置された。

明治十三年の試験結果を纏めた「比較試験優劣表」は、各連合区単位の平均点を五段階で優劣比較している。高等・尋常・村落の各教則の小学校が併存したため、学校毎の優劣比較が余り意味を持たなくなったためと推察される。各小学校の平均点は示されなかったが、連合区に属する小学校の名前と受験者数は明示された。連合区間の競争も各学校に対して奨励効果を持ち得たと考えられる。

「比較試験優劣表」では、連合本部校に従属する形で区内各小学校の名前が記載された。同表では各連合本部校の名前が郡ごとに纏められている。各小学校の上に連合本部校、その上に郡役所、頂点に学務課を置いたピラミッド型の編制が目指されたことが窺われる。乙九十二号の定めた試験事務処理において、それは具体化されている。まず、各小学校より学務委員の責任で受験者明細表の「比較

試験生徒調」が連合本部校に送付される。連合本部校で、試験委員の手により、試験前日までに各比較試験等級ごとに纏めた受験者名簿が作成され、試験終了後に受験者成績表が記入される。これらの書類は臨試官に提出された。そして臨試官から県内九郡の試験書類が学務課に集積された。

明治十三年の試験結果は、翌年、学務課により全県網羅の「比較試験優劣表」に纏められ、郡役所を通して各小学校に配付された。「比較試験優劣表」の県内各校への配布は、乙九十二号により初めて規程されている。明治十一年の比較試験では、優劣比較表は各試験会場で教員達の手により作成され学務課に提出された。それに對し、学務課が全県網羅の優劣比較表を作成し配付した記録は発見出来ない。明治十三年の乙九十二号により、全県を網羅した「比較試験優劣表」が初めて配布された可能性が高い。十三年の乙八十七号までは、優劣比較が試験会場ごとに行なわれ、学務課には報告のみの方式だった。これに対し、乙九十二号では学務課で試験成績の優劣比較を一元的に取り行ない、郡役所を通して各小学校に通達するシステムが採られた。

試験関係書類の集積と「比較試験優劣表」の配付は、総て学務課を頂点として行なわれた。そこには郡役所と連合本部校を通して県内各校の成績を中央集権的に管理しようとした学務課の意図が窺える。「教育令」施行後の教育の地方分権主義に対し、まず試験成績の管理において修正が行なわれたのである。それは、まさに学務課

による監督体制の強化であった。

結びにかえて

以上、明治十三年の「比較試験法」について分析し、その内容と改正の背景及び目的を明らかにした。秋田県の比較試験は、典型的な府県主導型であり、十三年当時の県の教育行政方針を色濃く反映して実施された。故に十三年の「比較試験法」改正を分析した本稿において、「教育令」改正直前の、文部省による「応急ひきしめ措置」を背景とした秋田県の教育行政についても、多少明らかに出来たのではないかと思う。「教育令」改正を受けて十五年に小学校教則が一本化されると、「比較試験法」は更なる改正を必要とされるも諸般の事情から廃止に向かった。このことから、十二年改正の「比較試験法」が最大の存在意義を持ち得たのは、県内に各種教則が併存していた自由教育令期であったことがわかる。本稿が教育行政事情との関わりから、比較試験というものを捉らえ直す聊かの切掛ともなれば望外の幸いである。

註

- (1) 秋田県公文書館『研究紀要』創刊号 一九九五年
- (2) 明治十一年「本県達書留」 秋田県公文書館蔵。以下、特に断らない限りは当館所蔵資料とする
- (3) 明治十一年『文部省第七年報』（官文堂書店、一九六六年） 二二三

七頁

- (4) 明治十二年九月十九日「秋田遐邇新聞」第九四〇号、秋田県立図書館蔵
- (5) 乙第百十三番（明治十一年「本県達書留」所収）
- (6) 乙第百五十七番（明治十一年「本県達書留」所収）
- (7) 乙第四十五号（明治十二年「本県達書留」所収）
- (8) 「文部省布達、達留」 文部省布達第四号
- (9) 「教育令」第十八条は公立学校の在学期間を四年以上と定めた。そのため、県は乙第百十号（明治十二年「本県達書留」）により、村落小学教則のみ毎級を六カ月から八カ月に延長し在学期間を四年とした。
- (10) 明治十三年「本県達留」所収
- (11) 同
- (12) 明治十三年「学務課督学掛事務簿」督学之部三番
- (13) 頓野は、各校生徒全員を受験させることと、賞与状の美麗度に四段階の格差を設けることを異見として書いた上で別冊修正案を付した。しかし、更に整理科より県会議決の予算上無理であるとの異見が付され、頓野の異見は採用されなかった。頓野の別冊修正案も、この時に異見と共に流れたと推測される。
- (14) 長江好道「明治初期岩手県における学事奨励と『集合試験』の実態」(荒井武編『近代学校成立過程の研究』御茶の水書房 一九八六年 第一部第四章)
- (15) 第四項では、上等下等の両方の級を選択した場合の編入方法を定めている。例えば、作文、習字を下等二級、算術を下等二級、問答を上等八級で受験した場合、下等の級の方を多く選択しているので、上等八級は合算せず平均級を出す。下等二級と一級の和を二で割り四捨五入した下等二級が編入級となる。上等の級を多く選択した場合はこの逆となり、同数選択した場合は上等で計算する。

- (16) 明治十三年「本県達留」所収
- (17) 折戸龜太郎は「比較試験法改正之議」の中で乙九十二号原案につき、「本課頓野課長」初別紙異見ニ基キ別冊改正案取調候間、御採用相成度」と記している。折戸は頓野の修正案に基づき乙九十二号原案を作成したことになる。頓野修正案には折戸の乙八十七号原案と全く同じ条文が彼処に見られる。しかし、乙八十七号原案の全十一條に対し、頓野修正案は、第一條から第十條の「施行手続」と、第十二條から第十九條の「試験方」よりなる。「施行手続」は試験会場や試験委員の規定など実施上の事務手続で、「試験方」は出題や配点、等級選択などの基準である。頓野修正案は「施行手続」が詳細で具体的になっている。それに対し、「試験方」は乙八十七号原案と大差無く、受験等級選択も依然として「普通小学学科課程表」に準拠している。故に乙九十二号原案中、課程表の改良など三教則への配慮が認められる部分は、県庁下で比較試験を実施した反省より折戸が考案したものと考えられる。頓野修正案の「施行手続」は乙九十二号原案に生かされた。
- (18) 第一号書式「比較試験生徒調」は、選抜した各生徒について原級と科目別の受験等級選択の内訳を記載する表である。各校の学務委員により作成され、試験会場校に送付された。第二号書式は、各校から提出された「比較試験生徒調」により、試験委員が各等各科目毎に受験者名簿を纏める際のものである。第三号書式「比較試験優劣表」は試験成績を個人別に記載するものであるが、「試験等」欄と「原級」欄が設けられている。
- (19) 「秋田県小学教則」は、画学と記簿の両科目について「但村落小学ニハ此課ヲ置カス」としている。
- (20) 『秋田県教育史』第一卷資料編（秋田県教育委員会、一九八一年）（以下、「資料編」）三四番その（一）、その（四）
- (21) 明治十二年「学務課督学掛事務簿」教員生徒進退ノ部三番
- (22) 明治十三年「学務課督学掛事務簿」督学之部三番
- (23) 同
- (24) 明治十一年「第一課学務掛事務簿」教員生徒進退之部五番
- (25) 乙第九十五番（明治十年「本県達留」所収）
- (26) 第九十八番（明治十一年「本県達留」所収）
- (27) 明治十三年「学務課督学掛事務簿」督学之部三番
- (28) 同
- (29) 「資料編」三四番
- (30) 『長野県教育史』第一卷総説編（長野県教育史刊行会、一九七八年）五七、五七三頁、同第四卷教育課程編（同会、一九七九年）二六、二九九頁
- (31) 『東京教育史資料大系』第三卷（東京都立教育研究所、一九七二年）八〇番、八一番
- (32) 長江、前掲論文
- (33) 明治十三年「文部省第八年報」二冊（言文堂書店、一九六六年）三三三頁、広島県では管内小学校九〇〇余を一五五連合区に分け、毎年一回、連合区内の生徒を集め奨励試験を実施。六割以上の得点者は奨励試験では五等区分、優等試験では八等区分され賞された。明治十三年の文部省年報に報告された中で、全県範囲で緻密に組織立てられた比較試験を実施したのは秋田県その他、この広島県である。十三年という時期を考えると、広島県でも秋田県同様の学事奨励の目的で実施された可能性がある。しかし、教則自由化への対応など試験の詳細については史料が残らないため分からない。
- (34) 『山梨県教育百年史』第一卷明治編（山梨県教育委員会、一九七六年）六三四、六五二頁
- (35) 『長野県教育史』第九卷史料編（長野県教育史刊行会、一九七四年）六三四番

- (36) 同 二一八番
- (37) 外崎光広「土佐郡民権派の小学奨励試験拒否闘争」(家永三郎『近代日本の国家と思想』三省堂、一九七九年)
- (38) この二類型の間に、郡単位での比較試験実施の場合がある。郡役所が主導して実施された場合、県や郡の教育行政方針を反映し、且つ組織面で整備された形になることが多かった。明治十九年に長野県下水内郡で実施された集合試験などがその例である。『長野県教育史』第十卷 史料編四 二六四番) 府県主導型の比較試験と同様に上からの督促教育の色合いが濃い。郡の教育会の決議で比較試験が実施された場合もある。高知県土佐郡の奨励試験の場合は、本稿中で「地域主導型」の範疇に入れた。明治二十三年に秋田県では、第二部長より各部長に教育会を誘導して比較試験を実施させるよう通達が出され、実際に秋田市内の教育会が実施を決議した。(明治二十三年「第二部学務課事務簿 職務之部 四番一」教育会の主導で比較試験が実施された場合も、県の教育行政方針が反映された場合があった。
- (39) 外崎、前掲論文
- (40) 『長野県教育史』第四卷教育課程編一 一三六〜一三九頁
- (41) 同 一一八頁
- (42) 長江、前掲論文
- (43) 『山梨県教育百年史』第一卷明治編 六四六頁
- (44) 明治〇年『文部省第九年報』二冊(宣文堂書店、一九六六年) 二八八〜二八九頁
- (45) 『山梨県教育百年史』第一卷明治編 六三四頁
- (46) 明治十六年『文部省第十一年報』二冊(宣文堂書店、一九六六年) 三三三頁
- (47) 『山梨県教育百年史』第一卷明治編 六三六〜六四五頁
- (48) 明治十八年『文部省第十三年報』二冊(宣文堂書店、一九六六年)
- (49) 二二八〜二二九頁
 抽稿「明治十一年の比較試験法成立に関する若干の史料」
- (50) 明治十三年『文部省第八年報』二冊(宣文堂書店、一九六六年) 一頁
- (51) 片桐芳雄『自由民権期教育史研究』(東京大学出版、一九九〇年) 三〇九頁 片桐氏はこの時期に一定の混乱があったことを認めた上で、「それは見方を変えれば、民衆自らが自らの状況に応じた、自らに必要な教育を生み出すための、貴重な模索の過程でもあったのである」としている。
- (52) 明治十四年『文部省第九年報』二冊 四三四頁、「管内学事ノ状況ハ、明治五年学制頒布以来基礎鞏ク定リ、将サニ盛ナラントスルノ状況ヲ呈セシモ、小学ノ効益猶未タ民心ニ洽カラス、或ハ退歩ノ恐れナキ能サルヲ以テ百方監督倍々振起セントスル時ニ方リ、十二年十月教育令ノ頒布アルヤ彼ノ頑民口ニ自由ヲ唱ヘ辞ヲ貧婁ニ藉リ、一旦就学セン子弟モ或ハ半ニシテ退学シ自家生計ノ職ニ従事シ、或ハ従前寺子屋ナルモノニ入学セシメ、加之学校費ヲ滞納シ為メニ各校経費ノ欠乏ニ因ムニ至ル、其弊遂ニ学事ヲシテ萎靡衰退ノ状況ヲ呈出セシメタリ」
- (53) 明治十三年「学務課督学掛事務簿」督学之部 一番 生守は山本・北秋田・鹿角の三郡、折戸は由利・河辺・南秋田の三郡を巡回した。
- (54) 倉沢剛「小学校の歴史Ⅱ」(ジャパンライブラリービューロー、日本放送出版協会、一九八九年) 一一一〜一三八頁
- (55) 明治十三年『文部省第八年報』二冊 二九八〜二九九頁
- (56) 明治十四年『文部省第九年報』二冊 四三四頁
- (57) 明治十二年『文部省第七年報』二冊 三三六〜三三七頁
- (58) 金子照基「明治前期教育行政史研究」(風間書房、一九八〇年) 一五六〜一八四頁 金子氏は、文部省が必要以上に住民の意思を尊重して学務委員制度を形成したため、学務委員の教育行政の遂行

上、絶えず町村住民の影響を受けた、としている。また、学務委員の直接選挙制度によって、学務委員に適材とは限らぬ地域の有力者も選出され、その結果、委員が地域の要望で、寺子屋風の教則を採択し、教育費を削減するなどの事態も起きたと記している。

- (59) 金子、前掲書 一八一頁
- (60) 『資料編一』 一一四番、一一五番
- (61) 明治十三年以後に教師らが自主的に組織した江山教育会や鹿角郡教育会などの郡教育会とは別に、県主導で官製の教育会の設置が計画された。
- (62) 明治十四年『文部省第九年報』二冊 四三八頁
- (63) 同 四三九頁
- (64) 同
- (65) 明治十四年『文部省第九年報』二冊 四三五頁、明治十五年『文部省第十年報』 五一五頁
- (66) 『資料編一』 一一三番、一一六番
- (67) 『資料編二』 一一三番、「河北北」は投書上の筆名
- (68) 三、四頁
- (69) 一九頁
- (70) 『資料編一』 一一六番、「魯僻生」は投書上の筆名
- (71) 同 一八六番、一八九番
- (72) 同 一九〇番
- (73) 明治十三年三月十七日「秋田遐邇新聞」第一〇七〇号（秋田県立図書館蔵）
- (74) 『秋田県自由民権期の研究』（古内龍夫著作集1、秋田文化出版、一九九三年）三五二～三五三頁
- (75) 三一九頁
- (76) 明治十四年「教育課学務掛事務簿」学事之部全
- (77) 明治十二年十一月の文部省布達第八号（文部省布達、達留一）所収）

は、教則認可の申請書類に、学科と学期課程及び使用教科書、生徒教養の目的を記載することを義務付けた。十二年三月の布達第七号（同）は、教則認可の申請書類を府知事県令が調査し教育上弊害ありと認められた場合、理由を付して文部省に稟申することを命じた。さらに、六月の布達第十三号（同）は、教則認可の申請書類について、使用教科書の「書名並ニ卷冊ノム記号、出版ノ年月、著訳者ノ氏名及改正増補ノ区別等」を詳細に記載させた。府知事県令に教則認可の権限が無い場合、文部省で教則認可の書類審査を厳密にする方法が採られた。

- (78) 明治十三年文部省布達第十三号（文部省布達、達留一）所収）
- (79) 片桐、前掲書 一六八頁
- (80) 同 一七〇頁
- (81) 長江、前掲論文 一六八～一六九頁
- (82) 明治十二年一月二十八日「秋田遐邇新聞」第七四七号（秋田県立図書館蔵）「其教則は実に民間の情実に適切なるものにて、流石は学務課之尽力驚人たる程に聞ゆ、其大略は高等、尋常、村落と三種別にしたる教則にて、其施行方は地方の便宜によりて其上御執行になると申すと……」。
- (83) 天野郁夫『試験の社会史』（東京大学出版会 一九八三年） 八九頁
- (84) 明治十五年「教育課学務掛事務簿」教員以下進退一番、比較試験で榮譽を得るために、教師が受持ち中の敏捷伶俐な生徒に目をかけ、他の生徒を自然と排斥する傾向になったことを選抜試験の最大の弊害として指摘した。そして、選抜受験を廃し全校生徒総員を比較試験に参加させるべきと建言している。
- (85) 『秋田県教育史』第五卷通史編一（秋田県教育委員会、一九八五年） 三八〇頁
- (86) 「文部省布達、達留一」所収

- (87) 同
- (88) 同
- (89) 明治十三年「学務課勸学掛事務簿」学校廢置ノ部ニ番
- (90) 同
- (91) 同
- (92) 明治十三年「学務課督学掛事務簿」督学ノ部ニ番
- (93) 明治十三年十月七日「秋田週遊新聞」第一二〇二号 秋田県立図書館蔵、秋田師範学校副校長の岡田好成が教員総代として書いた。
- (94) 明治十四年「学務課督学掛事務簿」督学ノ部全、明治十三年の比較試験の成績結果は、翌十四年に作表印刷されて各部役所を通し各小学校に配付された。この時配付された表は、第一号「明治十三年各小学生徒臨時比較試験優秀表」、第二号附録「明治十三年県庁下近傍各小学校生徒臨時比較試験優秀表」、第三号「明治十三年各小学校比較試験臨時連合部各校并生徒員数表」、第四号「明治十三年各小学校生徒比較試験褒賞授与姓名表」の四種類であった。本稿ではこれらを一括して「比較試験優秀表」と呼ぶ。第二号表には、試験に参加した総ての学校名が各部各連合区ごとに記載されている。表8中の私学で、この中に名前があるのは久成学校以下の四校である。しかし、第二号表には、広益学舎、岡見学舎、登明学舎、益恩学舎、正心舎、九思堂など名称から私学を思わせる学校も含まれている。しかし、これらの学校が私学として開業届を出した文書は、学務課事務簿の中に発見出来ない。故に、私学として確認出来る四校のみを取り上げた。
- (95) 明治十三年「学務課勸学係事務簿」学校廢置ノ部ニ番
- (96) 明治十四年「学務課督学掛事務簿」督学ノ部全
- (97) 明治十四年「教育課学務掛事務簿」学事ノ部全
- (98) 「資料編」一 一一八二番
- (99) 乙第廿八番（明治八年「本県達書留」所収）
- (100) 古内、前掲書 三三九頁
- (101) 明治十二年「本県達書留」所収
- (102) 明治十三年「学務課督学掛事務簿」督学ノ部ニ番
- (103) 明治十一年乙第百五十七番「比較試験心得」第十条では、試験終了後、会場の教員の責任で各級生徒の成績表と参加校成績の優劣比較表の提出を義務付けている。この規定は、十二年乙第四十八号「比較試験法」と十三年乙第八十七号「比較試験法」にも受け継がれた。明治十四年「教育課学事掛事務簿」学事ノ部全、一明年ヨリハ改正教育令ニ依リ、小教綱領ニ準拠シ編成スル所ノ小学教則ヲ一般ニ実施可相成、左スレハ該試験方編成ノ旨趣モ自カラ不用ニ属スヘシ
- (104) 明治十四年「教育課学事掛事務簿」学事ノ部全、一明年ヨリハ改正教育令ニ依リ、小教綱領ニ準拠シ編成スル所ノ小学教則ヲ一般ニ実施可相成、左スレハ該試験方編成ノ旨趣モ自カラ不用ニ属スヘシ

（公文書課主任 しばた ともあき）

明治十年代秋田県の勸農政策の一事例

高橋 務

はじめに

- 一 勸業簿冊史料と調査法
- 二 勸農政策と勸業掛
 - 1 農事通信と勸農行政
 - 2 勸業談会の開催
 - 3 郡制成立と勸業掛
 - 4 勸業事務の郡吏制
- 三 老農と勸農政策——高橋正作を例として——
 - 1 老農の系譜
 - 2 政策の路線と老農

はじめに

今年度の企画展は「明治十年代秋田の勸農政策」を開催した。この企画の背景には、次の二点があった。第一に本館所蔵公文書の中

でこの時期の資料が系統的によく保存され、伝来しているというところ。第二に山口勝一郎氏のこれらの公文書を活用したすぐれた秋田県農業史の研究があったからである¹⁾。われわれは見通しをもって館蔵資料の展示準備に入ることができた。

調査を進める中で私は明治十年代の勸農政策の推進力となったいわゆる老農の存在に注目した。かれらの組織化を追うことによって、この時期の秋田県の勸農政策の特徴を見ることができると考えたからである。本稿においては、老農達の多くを登用した勸業掛制度に焦点を絞り、第一にこの政策的ねらいと実態を制度的推移に即して解明し、第二に老農高橋正作の登用を通じて十年代の勸農政策と老農の関わりがいかなるものであったか具体的に提示しようと思う。

また、本館ではまだ公文書の入門講座を開催していない。そこで公文書の整理に当りながら手探りで進んできた経験から、調査上配慮すべき点を提示しつつ、公文書を利用しようとする人に向けての入門的役割を果たすことからはじめようと思う。

一 勸業簿冊史料と調査法

明治十年代の県の政策の概要は「秋田県史料」を通じて概観できる。この「秋田県史料」とは、国立公文書館の内閣文庫の「府県史料」に含まれるもので、正確には「秋田県史料」といい全四二冊に纏められている。本館にはその副本の一部を所蔵しているが、内閣文庫本は国の修史局ないしは修史館に県から進達された全冊所蔵している。各年ごとに大きく分けて政治部と制度部、付録の官員履歴に三分し、さらに数項目に分類し、その年の県政の事跡を簡略に編纂したものである。字体も分かりやすく、内容も正確で、各項目の冒頭に目次が付されているので、検索も迅速にできる有用な基本史料である。明治八年から同十六年までの事項については、この史料を一見してある程度見当をつけてから実際の公文書を閲覧したほうが効率的である。これまで県内の歴史調査では参照されることが少なかったが、今年度内閣文庫本をマイクロフィルムに収め、印画紙焼き付けした写真帳を閲覧室に備えた。

この「秋田県史料」では制度部に「勸業」の項目がある。現在ではいえば農林水産業というべき分野であるが、当時の秋田県の勸業政策が農業を中心としているので「勸業」としてまとめている。本県の明治十年代の主要な政策のひとつといえる。

さて、館蔵公文書は県の機関の文書であるから、その時点でどの

機関が当該事務を所掌しているかという主管課を明確に把握しておく必要がある。明治二十二年までの秋田県の変遷については拙稿が参考になる。課掛(係)名等である程度所掌事務の見当はつくが、課や掛(係)の改廃や担当した事務分掌の改変が頻繁に行われた時期もあるので、それだけで煩雑な仕事になる。しかし、できるかぎりこれを正確に掌握することが文書を探し出すことになる。

明治十年代の勸業政策を主管した課は次の表1ように整理できる。課名としては明治十一年一月までの第二課とそれ以後は勸業課が主管課である。本館所蔵公文書の大部分は簿冊史料であるが、現段階では調査する事項をその時点の掛等の所掌事務で探して、この変更のあるごとに当該課掛の簿冊の見当をつけて文書の所在を追究していくことが最も効率的である。ただし、現在保存されている簿冊には該当するものがない場合もある。多くは過去何回かの評価と選別を加えられて保存をきめられた簿冊である。保存されてしかるべき簿冊が火災やある事情によって焼却されたり、貸出されたまま他の帰属になったりして伝来しない場合も往々にしてある。

現存する十年代の第二課および勸業課の簿冊史料を表題で抜き出し、所掌事務の変更に即して表題および文書編纂の部にしながら整理してみよう。

表2の簿冊題名は「第二課〇〇掛事務簿」と表記している。この文書の編綴は後に行われたことを示している。明治七年には第二課という課は存在しなかった。というのは明治八年十一月の一府県職

表1 明治十年代の県勸業政策の主管課

	施行日	課名	掛名	法令番号	出典
1	明治9.6.1	第二課	勸農・勸工・勸商・諸務の四掛	乙第96番	「秋田県分課職制」
2	明治11.1.10	勸業課	牧畜、川尻・新庄試験場、 粟米、植物、機業(場)、 諸務、鋤山、報告、博物 館の主任		明治11年「第二課事務簿」諸務之部巻番
3	明治11.12.7	勸業課	農事・牧畜・報告・ 諸務の四掛	乙第184番	「秋田県分課職制」
4	明治14.10.13	勸業課	農業・工商・駅通・ 報告の四掛		明治14年分「秋田県史稿」制度部職制
5	明治15.2.7	勸業課	農業・工商・駅通・ 報告の四掛	乙第13番	「秋田県各課職制并事務章程」
6	明治16.6.15	勸業課	農業・工商・駅通・ 報告の四掛	乙第60号達	「秋田県事務章程」
7	明治18.7.4	勸業課	総務・農務・工商・ 駅通の四掛	本第23号	「勸業課事務章程」
8	明治18.9.12	勸業課	第一部・第二部・ 第三部の一部	無号	「庁中令達綴」
9	明治19.4.8	勸業課	庶務部・農商部・ 駅通部の一部	庁第13号	「秋田県事務章程」(「庁中達」)
10	明治19.9.8	勸業課		庁令第3号	「秋田県処務細則」(「庁中達」)

表2 第二課の簿冊I (明治7年1月~明治10年12月)

部	冊数	明治7	明治8	明治9	明治10
勸農掛	勸農	17	←		→
	植物園	1		←	→
勸工掛	試堀	5	←		→
	勸工	4	←		→
勸商掛	借区	2	←	←	→
	勸商	3	←		→
諸務掛	博覧会及雑	7(9)	←		→
	内国博覧会	1			←

* 冊数 () 内は裏打ち補修の結果の冊数。
 * 植物園の明治10年分には表3の分も含めて表示。
 * この表上では、のちの複製本の際等の表題付けの誤りを十分検討して補正している。

制並事務章程」にともな
 づいた同年十二月二十
 七日の改正で第二課の
 設置が決まり、翌九年
 一月から施行されたも
 ので、七年段階では勸
 業事務は租税課生産掛
 から庶務課勸業掛、翌
 八年は庶務課勸業掛の
 所掌事務であったはず
 である。にもかかわら
 ず簿冊題名を第二課と
 表記しているのは、こ
 の両年分は後の分類を
 遡及して編綴した簿冊
 であるからである。

明治八年の「秋田県

職務章程」の第一五条では、第二課の所掌事務を次のように規定し
 ている。

第一節 勸農掛ハ穀物培養ノ利害農具ノ得失ヲ検査シ及ヒ開墾牧
 畜樹芸ノ業ヲ勸奨スルヲ掌ル

第二節 勸工掛ハ諸工業ヲ勸奨シ器械ノ便否ヲ検査シ天造人造ノ

物品ヲ増殖シ総テ一般ノ公益ヲ興事ヲ掌ル
 第三節 勸商掛ハ米穀等ノ相場及輸出入ヲ検査シ陸海運送ノ利ヲ計リ有無相通シテ一般ノ便利ヲ得セシメン事ヲ掌ル
 第四節 諸務掛ハ三業掛外ノ事務及ヒ其余ノ雑務ヲ任シ兼テ諸費ノ會計ヲ掌ル

はじめ職務章程では各掛の事務分掌を総合的に規定したもののみで、詳細な事務を規定していない。「第二課○○掛事務簿」という表題でのちの例に倣い、この職務内容に即して一〇二の部に分けて編綴したものが伝来していることがわかる。勸農の部の簿冊が一七冊と圧倒的に多く、充実しているが、勸商がわずかで、諸務の内容が事業との関連で残されたことがわかる。

次の表3に示された期間の簿冊の表題は、原則として「第二課事務簿」と掛名を付けない。その理由は勸農局と各府県間の農事通信の開設にある。明治十一年一月に掛の区分では対応できないと考え、「追テ章程御改定迄当分」の策として九の主任を立てて事務分掌したからである。次の明治十一年十二月の「秋田県分課職制」が制定されるまでの約一年分の簿冊の編綴は、

表3 第二課の簿冊 II (明治11年1月～明治11年12月)

部	冊数	明治11
牧畜	4(6)	←→
川尻・新屋試験場	5	←→
腐米	4(6)	←→
機業場	1	←→
諸務	3	←→
鉾山	3	←→
報告	3	←→
博物館	1	←→
植物園	2	←→

表4 勸業課の簿冊 I (明治11年12月～明治14年10月)

	部	冊数	明治11	明治12	明治13	明治14
農事掛	植物園	3	←→			
	試験場	3	←→			
	腐米改良	9(11)	←→			
	養蚕	1	←→			
	育種	1	←→			
	山林	1				←→
	雑	8	←→			
牧畜掛	牧畜	11(5)	←→			
	畜産会	1			←→	
	畜産	1				←→
報告掛	報告	12	←→			
諸務掛	博覧会	4	←→			
	秋田博覧会	3			←→	
	鉾山	5(6)	←→			
	雑	10(2)	←→			

掛ではなくて各主任に即した部で行われたからである。ついで同十一年末の改定から同十四年末までの期間の簿冊は表4のように整理できる。この期の題名は「勸業課○○掛事務簿」である。各掛ごとの事務分掌は同十一年の「秋田県分課職制」からは詳細に規定されてくるようになる。

勸業課

農事掛

植物園試験場ヲ管スル事

荒蕪地開墾ノ事

米穀改良ノ事

養蚕生糸ノ事

鳥獸獵及威銃ノ事

官地ニアル植物及捕魚採藻処分ノ事

牧畜掛

牧場及牛馬市ヲ管スル事

貸下牛馬ヲ管理スル事

牛馬売買ニ関スル事件ヲ処分ノ事

屠牛場願処分ノ事

報告掛

農事通信ノ事

輸出入比較表及物価

勸業係ヲ管スル事

勸業議會ノ事

諸務掛

諸試験ノ事

市場ヲ管スル事

諸鉱開採土石掘取ノ事

明治十年代秋田県の勸業政策の一事例

博物館及機業場ヲ管スル事

博覧會ノ事

諸会社及民設ノ諸製造処分ヲ管スル事

度量衡製造及発売処分ノ事

編綴の部は各掛の重立った事務内容ごとに立てられていることがわかる。とくに農事掛の簿冊の部が他の掛に比較して多い。しかし、職務分掌が変更したあとで十四年までの文書を分類整理して簿冊に仕立てた簿冊もある。また掛では報告掛の簿冊がよく保存されている。農事通信事務などの勸業事務の重人性を裏付けていると思う。

表5の時期になると分類する項目も増え、伝来する冊数も増加傾向となる。大事業があった場合、独立して編綴されている。明治十四年十月から同十八年七月までは勸業課は農業・工商・駅通・報告の四つの掛構成となり、駅通掛が勸業課に置かれたという違いはあるが、この掛構成が変化しなかったため、編綴の体裁も同様である。各掛ごとの明治十四年の各掛の所掌事務は翌年二月七日付乙第二三番の「秋田県各課職制并事務章程」ではさらに詳細に規定されている。⁽⁸⁾ 次節との関連から勸業課報告掛の分のみを示してみよう。

報告掛

一 農工商ノ通信報告ニ関スル事務ヲ掌理スル事

一 物産統計表及物価表ヲ調製スル事

一 管内輸出入物品ヲ調査スル事

一 勸業上ニ関スル事跡ヲ輯集シテ年報又ハ月報ヲ調製スル事

表5 勸業課の簿冊Ⅱ（明治14年10月～明治18年12月）

	部	冊数	明治14	明治15	明治16	明治17	明治18
農業掛	改良米	4	←	←	←	←	←
	育種	15	←	←	←	←	←
	山林	14	←	←	←	←	←
	米麦山林共進会	7	←	←	←	←	←
	雄勝郡共進会	1		←	←		
	由利郡共進会	1		←	←		
	養蚕	4	←	←	←	←	←
	牧畜	17	←	←	←	←	←
	畜産会	1		←	←		
	水産博覧会	4(7)		←	←		
	漁業	10		←	←	←	←
	水産	5				←	←
工商掛	雄	17	←	←	←	←	←
	鮎山博覧会	9	←	←	←	←	←
	共催会	4	←	←	←	←	←
	雄	3	←	←	←	←	←
駅通掛	郵便	15	←	←	←	←	←
	駅伝	17	←	←	←	←	←
	雄	3				←	←
報告掛	報告	16	←	←	←	←	
	報告	29	←	←	←	←	

* 水産博覧会の一番と二番が欠
 * 米麦山林共進会は農業掛と工商掛の二掛の事務簿である。

各掛各部ノ掌理ニ属スル事務

- 一 勸業費及資金ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 共進博覧会等ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 会社及組合営業ニ関スル事務ヲ掌理スル事
- 一 勸業場ヲ管理シ各其事務ヲ掌理スル事
- 一 勸業上ニ関スル町村会ノ決議ニ関与スル事
- 一 農商工学校ニ関スル事務ニ関与スル事

編綴の部は同じとしても、先の所掌事務の規定と比較してわかるように、著しく事務内容がかわってきたことを確認できる。その端的な表現が分掌項目数の大幅増加となって表れている。編綴は主要な継続的政策や事業ごとを基本とし、それ以外を雑という形でまとめていく。この時期からは農業掛事務簿に漁業水産関係の部が独立して出てくる。以前にある山林の部もこの時に編綴されたのかもしれない。また報告掛の簿冊は報告の部のみで纏め、全期間の欠冊もなく保存の状態が最もよい。

その後同十八年七月四日には総務・農務・工商・駅通の四掛に分れ、その二カ月後の九月に総務掛が第一部、農務・工商掛が第二部、駅通掛が第三部となった。この改変があまりに短期であったため、新たな簿冊を作成しなかったと考えられ、以前の簿冊の掛名と編綴の部に付けて同年末までの分は行われている。

最後に表6は、明治十九年は第一・第二・第三部の分掌からはじまるため「勸業課第〇部事務簿」という題名の簿冊、同年四月に庶

表6 勸業課の簿冊Ⅲ
(明治19年1月~12月)

部		冊数	明治19
第一部 庶務部	庶務	1	←→
	山 林	2(5)	←→
第二部 農商部	山 水	3	←→
	産 畜	4	←→
	牧 蚕	2	←→
	養 種	4	←→
	育 種	1	←→
	工 商	2	←→
	雑 業	1	←→
第三部 駅通部	郵便	1	←→
	駅伝	3	←→
	雑	1	←→

明確にした明治十九年四月八日の「秋田県事務章程」ではこれまでの報告掛という掛名はないが、分掌上庶務部がそれを引継いでいる。しかし、農事通信制度に大きな変化があったため、規定の内容も変化している。

庶務部

- 一 課印ヲ管守ノ事
- 一 本課ニ関スル一切ノ公文ヲ受授ノ事
- 一 本課ノ稟申令達及往復ノ文案ヲ審査ノ事
- 一 諸令達及文書ヲ編纂保存ノ事
- 一 農商工奨励上褒賞ニ関与ノ事
- 一 勸業上ニ関スル事跡ヲ輯集シテ年報ヲ調製ノ事
- 一 勸業費及資金ニ関スル事
- 一 農工商諮問及議會ニ関スル事

明治十年代秋田県の勸業政策の一事例

務部・農商部・駅通部と名称が変更になった関係から「勸業課○○部事務簿」との二つの簿冊題名になる。前年九月の改定の所掌事務を一応

- 一 勸業委員ニ関スル事務護理ノ事
 - 一 博覧会及共進会ニ関スル事務調理ノ事
 - 一 資金貸下授産ニ関スル事務調理ノ事
 - 一 本課各部ニ属セサル事務調理ノ事
- 事務分掌は以前より少なくなったわけでもなく、簿冊数も相当多くてよいはずである。しかし、庶務部の簿冊がほとんど伝来していないことに気付く。これまでの報告の部がなくなり、事務分掌上これを引継いだ部の簿冊が伝来していないことで、この方面の研究が制約されることは否めない。時期によってはこういう場合もある。
- これは勸業課の仕事の中心ともいうべき農商掛でも同様である。また農業に関わる簿冊の数がわずか一冊であることに象徴されるように、理由はわからないが時期的に伝来に偏差がある。中には政策上の重点の置き方による簿冊数の増減の場合もある。

簿冊表題をもとにわずか十年ほどの時期を五つの時期に区分し、このように多くの事務分掌中からどのような簿冊の部が立てられ、その文書が保存されてきたかを通覧してみると、その時点での県の政策上の重点の置き方と推移が明瞭となる。また、所掌事務を一覧することを通じて課と掛の業務分担とその課掛の簿冊に入っている内容がある程度類推できる。時間が許せばこういう形で資料の全体量と概観をつかんで具体的な問題に入ってはどうか。何よりも編綴の部自体が時代の反映であり文化である。また、調査したい事柄が当時どの課掛の事務分掌にあたるか、現在残る簿冊の編綴

の部の分類名を概観することにより、第一に調査すべき史料の範囲とその優先順をつけることができ、計画的な調査活動が可能となる。

また、公文書として伝来したもののからの研究にはそれなりの限界があることを忘れてはならない。あくまでも大量の公文書からある視点によって評価選別し、厳選した結果の文書群である。その時点の選別の仕方しだいによっていくら調べようと思っても史料がない場合もある。国への報告資料、制度や法の制定についての関係は残される場合が多い。したがって、この方面の研究については直接役立つ場合が多いように思う。しかし、これをもとに当時の社会や民衆の実態を論述するような利用の仕方は難儀を伴うと思う。いかにも民衆の考えが反映しているように見えても、役所の考えに相反する不都合な文書はのこさないのが普通と思ってもよい。公文書はいろいろ配慮して書き上げた役人の文書である。統計ひとつをとっても何ら批判的手続きなしでは、基本的にはその数字のもつ意味も社会の実態も簡単にはわからないと考えてよい。

最後に重要な点をもう一つだけあげたい。それは文書に直接あたる前に課や掛の可能な限り人事配置を明確にしておくことである。当館ではプライバシーの保護の関係から一定期間職員履歴書は公開していないが、公文書を読むにあたって職員等の担当者名前と立場を頭に入れておく必要がある。とくに起案者以外は印鑑でしかわからない。起案書に捺印している当該事案の関係者の立場を明確にしておかなければ、文書の機能は十分に汲み取ることはできない。

公文書の場合は稟議の過程を読みとる必要がある。そのため職員録等で役職と担当を事前に調査しておくことで限られた時間で効率的に調査が可能となる。幸い明治十年代については、先の「秋田県史料」に官員録がある。これを整理しておくだけで当該分野での役所の人の流れというべき特徴がつかめる。またその作業を通じて起案者との親近感が不思議に生まれてくるものである。

二 勸農政策と勸業掛

1 農事通信と勸農行政

明治十年代の秋田県の勸農政策は、農事通信制度の創設をひとつの出発点としている。明治十年十一月二十八日付けで勸農局から「府県通信仮規則」が出京中の第二課の九等属米山俊信に配布され、同十二月十六日に本課宛に発送された。米山が勸農局から趣旨説明を受け、それに沿って翌十一年一月十五日、同課十等属の小泉吉太郎が「勸農事務報告係設置之義ニ付見込書」を作成して「勸農事務報告係」の設置を起案している。^①

この農事通信制度とは「勸農局と府県間の農業情報に関する収集普及システム」^②を構築することであり、各府県から臨時報・月報・年報という三種の形で農業情報を勸農局に上申させ、勸農局と地方との連絡を密にすることによって、各地の状況を把握する一方、各地域間の農業情報の交換によって進んだ技術や思想の普及をめざす

ものであった。臨時報は農業を阻害する自然災害、虫害、家畜伝染病等の緊急報告、月報はその時期に即した各地の各種農業情報、年報は一年の農業の景況すなわち農業生産統計と県庁勸農事務の集約である。そのため県内各地を調査し、各地の農業情報を送る人材配置が課題となった。

もっともこの人材の調査は既に行われていた。明治十年二月一日付第六十三号で勸農局長から管内の稼穡・牧畜・開墾・養蚕・製糸・製茶・諸製造の七部門の農業熟練者の調査依頼があった。その追記に「追テ本文人物取調置農事通信者を設置シ、広く使益ノ道ヲ開キ候心算ニモ有之」とあり、農事通信の開設を構想し、その事前調査であることがわかる。同年二月二十日に各大区に調査依頼し、さらに翌月二十二日に再度催促した結果、四月上旬までに報告された三九名を六月に回答している。その後勸農局長から再度該当者の実績調査を依頼され、表7中の一九名分をまとめて提出している¹³⁾。

さて、県はこの農事通信への対応策として、前節で述べたように明治十一年一月十日に第二課を九つの主任に分けてその開始に備え、人材の選定の方法の検討に取り掛かった。先の「見込書」によれば、次のような方法で勸農事務報告係を選出することを考えている。

勸農事務報告係ヲ撰挙センニハ、農事實際ニ鍊磨シ、日用文章坂名ニテ事ヲ記シニ堪ル等ニテニ堪ル等ニ足ルヘキモノヲ、各事務所ニ御下命ノ上、一名ヲ精選セシメ、其首部事務所ニ其人名ヲ取纏メ、便宜ノ地ニ会議所ヲ設ケ、係リ官員派出シテ、該区地方ニ適應スル草木ノ撰

種培養、及ヒ向來物産ヲ開クノ意見、又ハ農具改良等ヲ議サシメ、其論ノ可ナルト、其説ノ確實ナルトヲ斟酌シテ、誠実ニ撰挙スルトキハ、或ハ其人ヲ得ヘシ

町村の各事務所に命じ、農業に精通し、日用の文章を書ける者一名を推薦させ、候補者を小区の首部事務所ごとに集め、第二課員が出向いて農業に関する意見や議論を聞いて選ぶ、いわば面接試験的方法である。完全な選挙まで踏み切れていないことがわかる。

この報告係は四八小区のうち四四小区から各一名を選出し、県税を財源として月給五円で一カ月適宜巡回して臨時報・月報・年報の報告など農業全般にわたる一八の事項についての調査報告、技術指導などの役割を担わせることとした。

当時明治十年に区制を改革し、県・区・町村会設置が予定されていた。同十一年三月の区会開設に向けて二月二十日小泉吉太郎が「勸業掛設置ノ費徴集ノ議」を起案している¹⁴⁾。このとき勸農事務報告係から勸業掛という名称に変更している。問題の財源については、臨時資金は第二課から支出するが、勸業掛の月給、巡回滞在経費、郵送代など主たる経費は教育費と同様、協議に付して徴収する考えで、全管内の地価と戸数に振り分け、予算額三、九一六円八〇銭を徴収する原案を立てている。この文書を決議した少書記官白根専一は、「県内一般ニ関スルモノハ県会ニテ議シ可キモノトス」と判断を下した。その結果同年四月十七日から開催された県会に提案されることになった。この県会でどのような議論が行われたかは現在の

表7 農業熟練者一覧

大区	小区	氏名	住所	年齢	部門 (大区から 抽出分)	部門 (管内 抽出)
1	8	佐藤 八右衛門	富永村	54	開墾	
1	8	田 是雄	展農村	46	開墾	
1	3	川 村 永之助	川尻村	35	養蚕	養蚕
1	5	長谷川 謙 蔵	栖山桜村	69	稼穡	
1	10	石 川 力之助	蛇田村		稼穡	
2	1	古 内 忠 治	大館三ノ丸町	19	茶製	茶製
2	1	佐々木 重 和	釈迦内村	32	稼穡、牧畜、開墾、養蚕	養蚕
2	1	三浦 半三郎	大館町	46	稼穡、牧畜、開墾、養蚕	稼穡
2	2	花 田 吉兵衛	脇神村	56	開墾	
2	2	千 葉 七 蔵	中屋敷村	41	茶製	茶製
2	2	千 葉 條左衛門	七日市村	32	養蚕、茶製	養蚕、茶製
2	3	庄 司 易五郎	李台村	22	茶製	茶製
2	3	田 中 平 治	小沢田村	50	養蚕	養蚕
2	6	荒 谷 亀 吉	扇田村	22	茶製	製茶
2	6	佐 藤 鶴 吉	扇田村	32	茶製	製茶
2	6	泉 山 庄右衛門	大葛村	65	養蚕	養蚕
3	1	熊 谷 要	能代町	40	養蚕	
4	3	佐 藤 政 忠	城内村	47	製糸	
5	1	奥 田 重右衛門	境村	55	稼穡、茶製	
5	1	今 野 啓 七	刈和野村	29	稼穡、茶製	
5	1	今 野 庄右衛門	刈和野村	31	稼穡、開墾、養蚕	
5	1	若 松 善左衛門	刈和野村	47	養蚕、製糸	
5	2	茅 根 竹之助	小館村	46	開墾、養蚕、製糸	
5	2	陶 源三郎	角館表町下丁	48	養蚕、製糸	
5	5	井 上 兵太郎	大友村	40	農業	
5	5	齊 藤 恒四郎	花館村	31	農業	
5	5	富 樫 伝五郎	神宮寺村	49	養蚕、製糸	
5	5	富 樫 伝八郎	北柄岡村	45	養蚕、製糸	
5	6	小 西 久三郎	大曲村	49	製茶	
5	6	池 田 文八郎	高梨村	59	稼穡、牧畜、開墾	
6	5	佐 藤 忠 雅	浅舞村	32	養蚕、製茶	養蚕、製茶
6	6	伊 藤 伝 助	醍醐村	66	開墾	
6	6	佐々木庄右衛門	亀田村	63		製茶
6	6	小 泉 久右衛門	増田村	51	製茶	製茶
7	1	関 喜 内	川連村	53	養蚕	養蚕
7	2	糸 井 茂 助	湯沢町	51	養蚕、製茶	養蚕、製茶
7	3	菊 地 半兵衛	中村	51	養蚕、製茶	養蚕、製茶
7	3	高 橋 正 作	桑崎村	71	稼穡、養蚕	稼穡、養蚕
7	3	佐 藤 幸之助	院内銀山町	53	牧畜	牧畜

ところ詳細にはわからないが、勸業掛の設置と経費の徴収は議決され、同年六月二十八日付第一九四番触示が出された。

それによれば、勸業掛は農業を実際行っているもので、見聞が広

く品行が正しい人物を小区内の町村総代の公選で一名選出する。勸業掛は各小区の首部事務所に配属し、その区を担当させる。一カ月およそ一〇日区内を巡回し、農業の実情を視察し、区内の有志を集

めて農務その他の産業を勧奨する任務を負った。財源は県税の補助と各地の協議費とした。年度前半の経費は総額二、一六九円八四銭、県税補助は二八八円、残額の八割の一、五〇五円四七銭、厘を地価割で、二割分の三七六円三六銭八厘を戸数割で生みだす。支出は勸業掛の総員を四八名、月給四円五〇銭の半年で一、二九六円、これに県税の補助を支出する。あと八五八円を巡回・滞在費、のこる一五円八四銭を郵送料等とした。この協議費分は小区の戸長が集め大区の区務所へ送り、区務所が勸業掛の出納を管理すると決めた。

とくに、勸業掛の選出は当初の原案とは違い、町村総代の公選となった。その作業は県会終了直後から始められた。五月十五日が公選人名の提出期限であるとしている。中には戸長・書記役を選出してきた小区や、公選された勸業掛よりも適任と思われる人物を上申してきた区長もいた。しかし、町村総代人の公議に任す方針が貫かれた。公選された勸業掛には辞令と「勸業掛職務大王」と「勸業掛心得概則」を副えて送付した。予算上の定員は全小区各一名の四八名であったが、更止時には四五名を総定員としている。欠員区があっても勸業掛制度は当時の公計年度のはじまる七月一日からスタートした。また同月九日「第二課各掛各主任心得概則」を制定して勸業掛の報告を各主任が調整し、報告主任を通じて勸農局へ報告する体制をつくった。²⁰一応体制は整ったとみてよい。

農事通信の必要によって設置が決まった勸業掛は、本県の区会・県会の開設の時期に重なり、その審議の過程を経てきたといわば

初の歴史的意義ある勸農の一政策であることを知ることができる。

2 勸業談会の開催

勸業掛はその人物を得ることが難しかった。また勸業掛は必ずしも先の農業熟練者が選出されるとはかぎらなかった。選出された人物からの辞職願、免職願が相次いだ。その任免の実態をまとめたのが表8である。病気を理由に辞職する例が多い。区によっては短期間に三人も交代した。勸業掛の「職務大王」と「心得概則」の内容は不明であるが、触示内容にみられる報告事務、一ヶ月に十日間の担当地域の巡回、勸農のための会議の開催など相当の仕事量である。また、細部はよくわからないことばかりあった。各地の勸業掛から巡回を誰がどう認定するのか、首脳事務所に毎日出勤して方事戸長区長と協議するのか、勸業掛は農工商を勧奨する役割であるが、農業を主としてよいのか、勸業のための会議の持ち方はどうすればよいのか等々の何が出されている。また、戸長が報告していた「物産調」「物産表」等の各種調査は、勸業掛が担当する職務となったが、すぐには移行できなかったようである。²¹

そこで「実際ニ臨ミ、彼是区々ノ施行、其精神思想ノ不齊有之候而ハ、草創之際不都合不少儀」が生じるというので、会期中の博覧会を参観させて見聞を広げる目的もあって、全勸業掛を九月十日に一同に集めた会議を召集することになった。開催案内は当時の「遐邇新聞」の広告にも出し、広く傍聴を募った。三日間の日程で「勸業係集会」を秋田の寺町浄願寺で開催された。²²

表8 勤業掛任免一覧

大区	小区	氏名	住所	備考
1	1	八嶋 栄	手形谷地町上町	
1	2	吉川 総右衛門	茶町菊ノ町	
1	3	吉川 忠安	樋山牛島橋通町	明治11年7月10日辞表、明治11年7月12日まで
1	3	岡村 市十郎	樋山南新町上丁	明治11年7月19日付請書あり
1	4	中川 安太郎	百三段新屋比内南町	明治11年7月9日免職願、明治11年7月10日まで
1	4	森川 源三郎	百三段新屋比内南町	明治11年7月23日より
1	5	長谷川 謙造	桜村	
1	6	船木 吉五郎	濁川村	明治12年1月22日まで(辞令?)
1	6	大和田 喜代治	蛇野村	
1	7	小野 祐太	岩瀬村	明治11年9月21日免職
1	7	三浦 確爾	黒川村	明治11年10月5日戸長より上申
1	8	沢木 駒吉	船川村	辞令返上、青森森岡旅行中のため
1	8	児玉 庫治	典農村	明治11年8月13日請書あり
1	9	目黒 市助	瀧川村	明治12年2月6日、3月免職願、明治12年4月2日免職
1	10	菅原 源一郎	大久保村	明治12年1月16日付辞職願、明治12年1月18日まで
1	10	小武海 与平治	浜井川村	明治12年3月5日選挙、4月14日県へ上申
1	11	畠山 善太郎	一日市村	
2	1	岩沢 太治兵衛	大館町	明治11年6月24日
2	2	見上 貞洋	鷹巣村	明治11年6月24日
2	3	小林 兵左衛門	五反沢村	明治11年6月24日、7月5日付請書
2	4	宮越 虎五郎	水無村	明治11年6月24日、明治11年8月19日辞職願
2	4	辻 平助	水無村	明治11年8月19日より
2	5	野呂 多一郎	笹館村	明治11年6月24日
2	6	石川 儀平	毛馬内村	明治11年6月24日
2	6	中津山富右衛門	毛馬内村	明治11年12月16日より(本人は12月23日としている)
2	6	豊口 太郎	毛馬内村	明治12年2月選挙、2月25日認められる、辞令は整理中で、4月28日付解職願、6月辞職願、6月17日認められる
2	7	関村 八兵衛	花輪村	明治11年6月24日
3	1	辻 稲兵衛	能代大町	
3	2	後藤 長右衛門	畑谷村	
3	3	鈴木 治三郎	粕毛村	
3	4	児玉 伝左衛門	鹿渡村	
4	1	池田 吉郎兵衛	本荘大町	明治12年6月25日解職
4	2	佐藤 九十郎	平沢村	
4	3	小番 信	城内村	明治11年7月11日より
4	4	正木 豊次郎	黒沢村	
4	5	奥山 庄次郎	新沢村	戸長のため採用されず
4	5	佐々木 儀三郎	羽広村	明治11年7月大区より上申、明治11年8月3日解職願、8月13日大区より上申、解職
4	5	遠藤 萬右衛門	長坂村	明治11年8月14日より
4	6	大竹 甚五郎	亀田町	書記のため採用されず
4	6	佐藤 虎次郎	亀田町	明治11年7月23日より
5	1	今野 庄右衛門	刈和野村	明治11年6月24日より、明治12年5月15日辞職願、ゆるされず
5	2	陶 源三郎	角館表町下町	明治11年6月24日より
5	3	黒沢 辰五郎	豊受村	明治11年6月24日より、9月16日免職願、9月21日免職
5	3	平瀬 多右衛門	長野村	明治11年10月5日より明治12年1月27日届提出(郡書記に転職に付、正確な日付は不明)
5	3	秋山 多三郎		明治12年3月25日選挙実施、4月2日県に用紙提出される、採用されなかった可能性あり

5	4	高橋謙齋	本堂城回村	後藤藤一(戸地谷)が地籍改正簿用紙になったため、次点の高橋が繰り上げとなった、明治11年6月24日より
5	5	富樫伝五郎	神宮寺村	明治11年6月24日より、7月26日解任願、8月3日解職
5	5	佐々木多右衛門	花館村	明治11年9月6日より明治11年11月26日まで
5	5	齋藤恒四郎	花館村	明治12年3月28日選挙、5月6日採用、5月7日達
5	6	小西新十郎	大曲村	明治11年6月24日より
5	7	伊藤清兵衛	金沢中野村	明治11年12月27日より
5	7	伊藤兵吉	金沢中野村	明治11年10月25日免職願、10月29日療養後の再任とする、明治11年11月25日辞職願
6	1	和知源左衛門	横手町	明治11年6月24日より
6	2	寺田為治	三本柳村	明治11年6月24日より、明治12年5月23日免職願、5月27日療養の上従事の決定
6	3	日野哲之進	角間川村	明治11年6月24日より
6	4	塩田嘉太郎	沼館村	明治11年6月24日より、明治11年7月24日辞職願、明治11年8月3日許可
6	4	村山熊五郎	沼館村	明治11年8月24日大区より上申、明治11年8月28日より
6	5	谷口重兵衛	浅舞村	明治11年6月24日より
6	6	後藤純忠	十人衆町	明治11年6月24日より
6	6	伊藤友治	醍醐村	明治12年3月8日決定
7	1	杳沢源助	八面村	明治11年6月24日より、明治11年11月31日免職願、1月18日療養後従事とする
7	2	富谷平右衛門	湯沢町	明治11年6月24日より
7	3	高橋正作	桑崎村	明治11年6月24日より
7	5	佐藤祐助	西馬音内村	明治11年6月24日より

「談会規則」には、会頭一人幹事二名を置き、勸業掛と第二課吏員が会頭に対して意見を述べると規定している。会頭には第二課長樋田魯一(四等属)、幹事には通信委員の小川弘水(十四等出仕)、小泉吉太郎(十等属)二名が就任している。「勸業係集会ノ大意」によれば、この会の性格を「県会・区会ノ如キ性質ニ非ス、単ニ協議談会ノ主旨トス」としている。具体的には第二課から示された勸業上の課題に対して、お互いの意見と知識を交換するとともに、第二課の意向を酌んだ上で勸業掛としての考えの統一化を図ろうとするものであった。集会后この勸業掛の集会を「勸業談会」と呼ぶようになるが、諮問会と研究協議会を合せた集会といえる。

この集会には第二課側からは二一の「協談研究スヘキ概目」が提出された。勸業掛としての精神論的な項目から農業の各種専門的技術、畜産、経済まで幅広い内容である。中でも有名なのが第二日目の第四項の「植物ノ種子ヲ撰ムノ最モ緊要ナルハ論ヲ俟タザレバ、籽種、麦種、麻、七嶋、烟草、其他ノ蔬菜類ニ至ル迄、種子ノ良種ヲ撰ミ、且交換ノ道ヲ設クルコト」という題で、その際四大区二小区の勸業掛佐藤九十郎が「種子交換ノ趣意」を会頭に提出し、皆の賛同を得て種子交換会が開始されることになった話である。全国的に行われたことなので、あらかじめ提案を準備していたのであろう。勸業掛は再度担当地域内の優れた種子を携えて集ることになる。種子交換会は十一月二十九日から八橋村植物園で開催された。当時の植物園主任が石川理紀之助であったので、以後の交換会と関わるよ

うになる。⁽²⁵⁾これが現在の種苗交換会のはじまりであった。

勸業掛は第二課が国に報告するための現地の農事通信の報告者の役割ばかりでなく、それぞれの地域に進んだ農業技術を伝達し、自らも実践する社会のリーダーとしての役割を期待された感があった。これ以後勸業掛の活動が活発化したことが想像できる。しかし、使命に燃えて職務に専念するには条件整備が必要であった。二つの問題を指摘できる。ひとつは立場上の問題である。第一大区五小区勸業掛長谷川謙造ほか三名の「勸業係職務之義ニ付御伺」の中に次のような内容がある。⁽²⁶⁾

一本県ヨリ勸業ニ属スル区戸長ト諸達有之候廉者、総而私共担当ニ御座候哉

これに対するという内容の伺に対する県からの指令は、

第一条 勸業掛ハ行政上ニ関係無之ニ付、予而下付候該係心得概則ヲ以担当事務トスヘシ

というものであった。勸業掛は「心得概則」に書かれてあったと思われる報告事務と技術指導・普及を主とする内容を出ない役割であり、勸業行政には関わらないという位置付けである。その活動には一定の線が引かれていたのであった。

第二の点は財政上の問題である。第五大区四小区勸業掛高橋謙斎は次のような内容の伺を立てている。一部を引用すると⁽²⁷⁾

勸業ノ道ハ干渉ヲ主義トセサルニ付、区内ノ人民ヲ召集スルモ毫モ拘束ニ渉ル事無之、漸次勸奨ノ儀ト心得召集仕候得ハ、何分人

民ノ不腹ヲ致ス候テハ御趣旨ニモ相悖リ候ニ付、会場ハ区内ノ中央ニ設ケ、短日ニモ往返難セサル様、猶又多少其日当ヲ給セスンハ不腹ノ名モ是アリ候ニ付、各村承腹ナラスハ会同シル者ニ多少弁当料トシテ日当ヲ協議費ニ而支給候事不当候哉

という内容に対し、指令は「有志之者共協議之上、醸金シテ該費用ニ充候ギハ、勝手ニ候事」というものであった。予算では勸業掛の月給と巡回・滞在費用、切手代のみで、勸業会議等各種事業を行う使命はありながらも、それを行うにも何ら財政上の裏付けは考えていなかったのである。月例の勸業会議開催といっても、実態は農民からの自発的会ではない。県の勸業政策に無関心の農民を、県の意向を受けた勸業掛がいわば先頭に立って啓蒙していくもので、現実との格差は大きかった。かれらの気苦労の大きさを弁当料支給の言葉から感じざるをえない。有志の者で賄う仕方を指令するのみで、県からの援助は一切ないのである。県が主導しながらも勸業掛のもう一つの篤志家という面に頼るところに、県の勸農政策としての基盤の弱さを垣間見ることができるといえる。

以上観察してきたように、町村総代人の公選によって人民の代表者として勸業掛が選ばれ、博覧会の参観や勸業談会での協議を通じて国や県の新たな勸業政策を担う一員として、地域に信頼の厚い農業技術者として面、篤志家としての面に期待された。しかし、行政はこの人材を活かす配慮は不十分で、外見を装う程度のものであった。彼らの篤志家という面がこの政策を支えていくことになった。

3 郡制成立と勸業掛

明治十一年七月二十二日、郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則の三法律が公布され、新しい地方制度がはじまる。同じく七月二十五日「府県官職制」が公布され、これに基づく県庁機構の改革が行われることになった。十二月六日の「秋田県分課職制」がそれである。この結果勸業課が新設された。また、翌年からは郡制が施行された。十二月十三日、大小区を廃して毎郡ごとに郡役所を置き、翌一月十五日を期して開庁する旨を触示した。そして郡長・郡書記の職制と掌管の条件、戸長の職務を規定した。これにともなって町村総代人を廃止されることになった。

これら一連の地方行政の改革は、勸業掛にとってひとつの転機であった。早速これまでの「勸業掛設置法及該費徴集法」と同法更正に抵触する文言の字句の訂正と後半の勸業掛設置費とあわせて布達した。要するに勸業掛の現状を維持するように、元の小区を担当部内とし、各大区の区務所を郡役所と改正して、第二課を勸業課と直した。勸業掛担当の村は従来通りとして問題ないかに見えた。

しかし、制度上いくつかの問題点があった。ひとつは勸業掛の選出方法についてである。町村総代人の廃止にともなう誰が選出するかという問題である。「勸業掛設置法及該費徴集法」第一条の但書の改正問題である。当時の法令制定までの仕組を知る好材料でもあるので取り上げる。

勸業課長小川弘水は明治十二年一月十三日付けの起案で次のよう

な布達案の伺を出した。

布達案

今般町村総代人相廢候ニ付而ハ、勸業掛撰挙ノ方法本年県会ニ於テ議定候マテ各事務処戸長ニ於テ撰挙可致此旨布達候事

長官

これに対して、当時法令の審査を担当した整理科はこの文言に難色を示した。「本年ノ県会ハ本条ノ如キ種類ヲ議スヘキノ性質ニ非ス」という「意見」を付して別の方法の調査を促した。この県会とは普通第一回県会としている明治十二年三月初田師範学校で開催された県会である。県令石田英吉はこの意見（異見）を認め、再度勸業課に戻した。再調査した石川理紀之助が一月二十一日、戸長は該事務処部内に在籍する満二〇才以上の男子で地租を納める者の投票で公選されるのだから、戸長でよいとして、次の文案した。

御布達案

今般町村総代人相廢シ候ニ付而ハ、自来勸業掛撰挙ノ方法ハ戸長ニ於テ公撰可致此旨布達候事

長官

課長の小川は県会終了後、臨時会を開催して選挙方法と旅費にかかる協賛費賦課方法を議案に出したいという意向があるので、「方法」の下に「当分」という文字を入れた。整理科の西宮藤長は「当分」が加わるならば「自来」を削除すべきであると意見を付した。

さらに同科の深谷光房は「方法ハ当分該掛之担当スヘキ町村内事務

処戸長」とするように訂正した。県令はこれらを採用して戸長公選後、次のように布達した。

今般町村総代人相廃シ候ニ付而ハ、勸業掛撰挙ノ方法ハ当分該掛ノ担当スヘキ町村内事務処戸長ニ於テ公撰可致此旨布達候事

明治十二年二月五日 秋田県令石田英吉

勸業掛は勸農局が「各部落勸業掛」という表現を使用しているように、自治的な行為で人民の手で選出される地域の掛という性格を本来もっていて、官選であってはならないからである。

つぎに財源の問題である。したがって、これも民費とは区別して自治的性格を認められた協議費であるという立場をとっている。人民の合意によって成立した金であり、あくまでも県税その後の地方税は補助でしかない。官選の部長が人民の協議費の会計を担当するのは理に合わなかった。郡役所と区務所の性格は同一ではなかった。当時の整理科はこの立場をとって意見を付した。区長が開票していた選挙事務を部長が取扱わず、戸長から直接投票用紙が勸業課に送られ、開票するようになるのもこの理屈からである。

さらにいえば、そこには勸業掛は勸業課の属する下級役人であり、県の政策として勸業掛を通じて勸業政策を推進しようという勸業課と、本来勸業掛は官吏ではなく一般人民と同一であるとして、原則的立場の違いを弁えて、その混同を厳密に分別しようという整理科との違いであることに気付く。勸業掛設置費の執行は、県令の判定を受けて勸業課が部長に依頼して処理するように解決されたが、県

令はこれをどう調整していくかという課題を背負うことになった。

さらに平鹿郡長から前半期の支払金の不足金八〇円の処理をめぐってさらに協議費であることの問題点が浮上してくる。これについては課内でも意見が分れた。伺を起案した米山俊信は後半年度の徴収分を一時繰り越して精算し、後半年度の経費を節減するしかないと考えた。たとえば大久保鉄作は設置費は管内の戸数と地価に割賦し、勸業掛は各小区に配置したのだから、一部の決算では過不足は生じて仕方ない。郡役所の決算をみて過不足を融通すべきであるとした。また戸島巽は旧小区の土地の広狭、人口の多寡によって過不足が生じるのは当然で、区務所で管理するのも無理で県会で異論がなかったのが不思議だ。法改正までは県が不足分を償う以外ない、等々。結局は米山案の後半年分の繰越で精算することになった。

その後勸業掛が部内巡回や登県の時は出張伺を書かせ、勸業課の指揮を得て認可し、復命書を書かせるなど、旅費の支出に制限を加えるようになった。勸業課と郡役所の密接な関係が必要になり、会計上勸業掛設置費は地方税でという考えが固まってくる。

以上のように、勸業掛は郡制の施行と深く関わりながら特殊な位置付けをうける。勸業掛は勸業事務を郡役所で行い、これを軸として動くが、郡との直接統轄関係はない。また郡長は勸業課に依頼されて本来的でない会計事務を処理するという関係である。ここに勸業掛を郡の役人として再編成する考えが出てくる状況が生れる。

4 勸業事務の郡吏制

明治十二年三月二十日、勸業課から勸業掛設置費を協議費から地方税にする目的で県会に議案が提出された。県会では原案に五〇〇円を増額し、南秋田郡と河辺郡を除く七郡に植物試験場を設置することを決定した。さらに勸業掛設置法については、佐々木安太郎と日景弁吉から建議があり、審議討論を重ねた末、建議書が四月八日県会議長成田直衛から県令に提出された。

それによれば①勸業掛は官選の郡吏とし、郡の規模により二〜四名を配する、②内一名を主任とし、各員およそ一ヶ月に一〇日間郡内を巡回し、農事その他を勧奨し、勸業上の事項を本庁に通信する、③月給は主任七円、その他五円とする、④勸業掛設置費は三、六四八円、その内訳は郡吏二六名の月給一、七七六円、その旅費日当二、〇九二円、勸業談会の開催費二九九円、年報等の印刷費一九二円、諸費一八九円という内容であった。

県令は勸業掛設置法の改正に着手するため、建議書を勸業課に下付して調査を命じた。明治十二年五月付け課長小川弘水起草の一勸業掛ノ設置法改正之義ニ付伺」には、建議書の内容は勸業課の意向と相違する点があるとした。要約すれば、勸業掛は純然たる行政の事務に従事する類いの性質ではなく、官と民の間に立って「動員誘掖」する老農篤志家でなければ実効をあげることできない。官吏となれば干渉主義的な弊害を生じるから、半官半民的な現在の勸業掛でよいのであり、協議費を地方税に代え、公選を官選にする程度

でよい、という考えであった。具体的に六カ条にわたる改正案を上申した。大きな相違点は勸業掛がおよそ一カ月一五日の巡回とし、勸業掛の詰所を郡内植物試験場とする。各郡の広狭人口の多寡により二〜五名で総員は三二人とし、勸業掛の給与を四等の年給とするという内容であった。

これに対して県令石田は「勸業係ハ郡吏ノ負担ト為シ、試験場ヲ設ケ、人物ハ篤志老農ヲ撰ヒ、内幾名カハ米山・石川意見ノ如ク補助金ヲ与ヘ、自由試験ヲモ遂サセ候様、設置方法取調之事」と判定した。この「米山・石川意見」とは、五月二十五日に起草した「勸業掛改正并各郡へ植物試験所開設之義ニ付見込上申」である。米山俊信は勸業掛の改正、石川理紀之助が植物試験場開設を担当した。

米山は勸業掛設置以来九、十カ月で事業中途で県会により廢置決定を不満としながらも、優れた人材を得ることが最も緊要なので、篤志の厚薄に報いる必要から一〜四等の月給に格差をつけると主張した。月給が年給となっているが、金額に格差をつけるという点と一カ月の巡回日数が小川案に取り入れられている。

次に石川の上申の一部紹介しよう。

八橋植物園柵外ヲ遠在ノ農夫ト覺シキ農夫ニ其地ハ何ナリト問フ、農人コレハ県庁役人ノ遊山場処ナリト、ア々悲ヒ哉コレ独其農人ノミナラス、試験ノ誠ヲ尽ササルニアレハナリ、今郡役所ノ近傍ニ設クルモ又果シテ郡吏ノ遊山所ノ嘲ヲ免レサルヘシ
八橋植物園の世の評価を皮肉たっぷりに伝えている。彼は役所が

試験場をつくり試作しても見本園となるだけで、真の試験はできない。人材を得るにもむずかしい上、試作できる品種にも限界がある。農業は自然条件によって規定されるのだから、各地でその土地にふさわしい品種を求めるためには、試験箇所を増やさなければ意味がない。その品種に適地の老農に一種一カ所四〜五円の手当金を与えて試作させたほうが経済的で急速に進歩するという考えである。

この二人の上申に大書記官白根専一は「本議尤ニ相聞得候得共、已ニ県会之議ニ罹リ候上ハ、大ナル不都合ナキニ於テハ、可成議員ノ精神ヲ達スル方穩当之見込ニ候事」と付し、両者の考えは一応認めながらも県会の意向に沿った案の提出を命じている。

その後六月十日に米山俊信は県令石田英吉と大書記官白根専一宛に「管内七郡ニ新設スル植物試験所ヲ廢シテ該資金ヲ更ニ費用スル見込」という上申を書いている。これは米山私案というべきもので、各部の植物試験所を廃止してその費用と勸業掛設置費を合せ、一部に二〜四箇所植物試験所を設置して、勸業掛に播種から収穫にいたるまでを試作させる。その奨励金としておよそ一五円を支給するという内容である。南秋田郡と河辺郡の場合は試作地ではなく、川尻村に広大な植物試験所の用地を購入し、「有用ノ植物」を栽培する真の試作所をつくるというものであった。

すなわち、当時の実務を重視したタイプの勸業課員は、老農を勸業掛として採用し、かれらの熱心さと確かな農業技術者としての面に大いに期待した。かれらを農業の振興の推進のための中核と考え

ていた。一方、事務官としての必要な要素はそれほど求めていない。これに対して事務的タイプは農業統計調査は老農では対応できない事務である。かれらの大きな負担となることは明らかに見えた。また、老農からの定期的報告が行われない実態こそ問題であった。むしろこの業務こそ設置の前提であったはずである。実際協議費という性格に制約されて給与・旅費とその身分の曖昧さで不安を抱いている勸業掛の声を聞いていた。したがって、事務面を重視した郡吏の勸業事務専門官の配置と実務面は郡役所附属の植物試験場という考えには、それなりに合理性があった。県令は県会の意見でもあり、国への報告事務を優先して、後者を支持したわけである。

明治十二年七月一日、町村または町村組合戸長が置かれ、郡役所と首部役場の体制の発足を待つて、同月十九日の布達によって勸業掛郡吏制となった。公選の勸業掛はわずか一年で実質廃止された。これによって仙北郡四名、南秋田・北秋田・山本・由利・平鹿・雄勝郡三名、河辺・鹿角郡二名の合計二六名の郡勸業掛が配置されることにきまり、同時に各郡植物試験場が設置された。

こうして公選によって選出されていた勸業掛から官選郡吏の勸業掛、地方税での支弁、郡植物試験場の開設など、勸業課員の意向と反する面を持ちながらも郡を中核とした体制に整備されていく。次に元勸業掛や各地の老農篤志家を勸農政策の推進力としていかに活用するか、という自由試験場等の構想が具体的課題となる。

三 老農と勸農政策——高橋正作を例として——

1 老農の系譜

明治十年二月一日付第六十三号の勸農局長からの農業熟練者の調査依頼に対し、同年四月に第七大区々長石井忠篤から回答してきた人物五名の中に高橋正作がいる。その上申書によれば、高橋正作は雄勝郡桑崎村に居住し、この年七一才で第七大区で最も「老練巧者」であるとしている。農業の実績には次の二点をあげている。第一に植林である。これは米沢の植木四郎兵衛に師事して学び、藩内の指導に従事したことをあげている。第二に養蚕の技術である。これは旧秋田藩七金大之進に学んで以来、独自の研究を重ねているという内容である。その後九月勸農局への回答の分野を「稼穡并養蚕」の農業熟練者として報告している。

かれは享和三年（一八〇三）十月二八日雄勝郡松岡村（現湯沢市松岡）肝煎千葉治兵衛の二男として生れ、幼名を新蔵といい、文政七年（一八二四）二二歳で桑崎村肝煎高橋利右衛門の養子となり、長女ナミと結婚して同九年二四歳のとき桑崎村肝煎となった。理由はわからないが、名前をのち常作ついで正作と称している。明治十七年一月、八二才のとき少書記官樺山資雄宛に提出した履歴書は自分の実績の纏めでもある。これから彼の実績は植林技術者としての実績と村役人としての立場での実績を集約してみよう。

植林技術の修得の第一は杉にはじまる。寛政の頃雄勝郡西馬音内村の原田孫助が杉の実を播種し、杉苗を栽培しているのを聞き、彼に師事して試験栽培したという。その後米沢の植木四郎兵衛について植林技術の伝授をうけている。次に養蚕のためには桑が第一と考え、桑の栽培に取り掛かる。文化二年（一八〇二）には武者修行者の芳生専三から挿し木による苗木の栽培方法の伝授を受けていたが、一八歳のとき桑の実から苗木を殖やす方法を発見したとある。

これには先の上申にあるような金大之進との関係は記述されていない。しかし、文政期の「養蚕取立てを国産取立として藩の中核の殖産興業政策に位置づけられ、養蚕座が開設された時期に大いにその事業に参画したと推測できる記述がある。桑崎村に来る以前の文化年間、伊達地方からの良桑を無荒地に栽培したが、その際自分の栽培した桑を無料頒布したという。文政七年には、藩に桑の実からの苗木栽培を上申したが、普及しないため苗木の無料頒布を願いだ。養蚕方役所が設置されると、苗木を進上したとある。また同年一桑畑開発及桑苗植トモ世話係一に命じられとあり、以後藩の養蚕取立に深く関わっていったらしく、弘化年間には藩の命で近国の農事と国産の景況を見聞して回った。とくに前述の植木四郎兵衛から真木漆と振り袖桑の苗木を買い求め、その栽培方法を帰って藩に報告するとともに、自費で苗木を栽培して頒布したとある。

最後に茶の栽培も手掛けている。これも弘化年間米沢の平路市之亟から茶種の栽培技術と茶の製造方法を聞き、国産品とするため茶

種を持ち帰り、試験栽培して有志に分与したとある。いずれも当時としては先進的技術を積極的に吸収し、普及させるためには無料でも配ろうという意気込みのある点が共通した特徴である。

次に村役人としての業績は桑崎村からはじまる。文政九年肝煎となり、桑崎村の三〇〇石余の荒廢した田地を家数と働く人の数に応じて配分し、資金を与えて残らず開發させる一方、東西二〇余町、南北三〇町の山を小百姓層らに区画して割与し、雑木を薪炭として使い、杉の苗木を無料で与えて植林させ、村の復興に成功したというものである。また天保三年（一八三二）の凶作には全財産を抵当に入れ、米や食料品を買入れて備蓄し、村人との寄合いを重ね、毎日の食料を年齢に応じて分与し、村から餓死者一人出さなかったという実績である。その後安政年間からは親郷横堀村の肝煎も兼帯してつとめ、要職を大過なく勤めあげたという。

この間の藩主からの褒賞状の文面の写しを添付しているが、農民としては最高の榮譽を受けている。天保五年には凶作時の功績に一代苗字、同十三年には近在の荒地開發による出高三七〇石余になったという功績に対してさらに格が上がり永苗字、弘化五年（一八四八）には桑崎村の復興と養蚕方への桑苗献上、近在への苗木の頒布、凶作後の村の復興の功勞に対して「居下除地」という宅地への課税免除の特権を与えられている。安政五年（一八五八）には天保の凶作時の功勞、親郷肝煎として寄郷の負担を軽減し、桑漆の苗木を助成した功績に帯刀の特権と郡方から二人扶持が与えられた。さらに

元治元年には、天保の大飢饉の経験から自分の肝煎役料を貯蓄し、郷倉を建てて万一のため米を備蓄し、米千俵を備蓄したことに對して褒美金三〇〇疋が与えられ、慶応二年には天保十二年の雄勝・平鹿両郡の諸産取立て役、その後開發方世話役として廻村しての桑漆などの栽培指導、親郷肝煎として万端勤めた功績に郡方から生涯一人扶持を与えられている。

この経歴で興味を引くのは、彼がたえずその技術を先進地や先人から取入れ、その普及に努めるとともに、自己の研究を重ねるすぐれた農業技術者でありながら、藩の殖産興業政策や農村の荒廢の建て直しに積極的に関わり、自分の財産を投じて、進んで寄与しようとする篤志家としての面をもつ農民であることである。藩からの褒賞は後からついてきたものであり、天保の大飢饉時の行動に見られたように、全財産を投じてまで村民の飢餓を救い、荒廢田の再開發の際の資金の供与など、偏狭な考えにとらわれない行動ができる実践的農民でもあることである。

藩政期末の農民の思想の成長は、単に自己の利害で動く程度での見方では理解できない。当時老農篤志家と称された農民には高い次元で国家や地域を考える人生觀・社会觀があるように思われる。県の勸農政策はこういう農民の存在を前提として成立し、たとえ政治的事態の変化で便利に使われて終わろうとも動じない、地域の發展や農業に振興のために命を懸けて行動する執念に似た農民意識があるように思う。私にはこれを今後どう解くかという問題が残された。

2 政策の路線と老農

明治十一年六月、勸業掛として公選した高橋正作は七六才であった。老農というにしてもやや高齢すぎるような気がするのであるが、彼の活躍はこれからであった。第一回の勸業談会には十七番委員として出席し、指導的立場に立って発言している。勸業掛当時の地域における働きは公文書には残っていない。ただ郡制が施行されたとき、横堀村の首部事務所詰めから桑崎村役場詰へ勤務地を変えたこととの伺いが出ている文書が発見できる程度である。しかし、同十二年七月勸業掛の廃止とともに、次の勸業政策に一段と深く関わりをもつようになるのである。

それは石川理紀之助と米山俊信の七月十一日付け「在住勸業御用掛設置法見込書」という県令石田英吉への上申書と深く関わる。長文ではあるが、見込書の部分を紹介しよう。

在住勸業御用掛設置法見込書

管内農区ヲ定メ、勸業御用掛ヲ撰挙シテ、毎区ニ壹名ヲ置キ、毎月十五日宛区内ヲ巡回セシメ、勸業上百事視察シテ、事業ノ進否ヲ明ニセン事ヲ要ス、抑昨十一年勸業掛設置以來、各区ヨリ報告ヲ送附アルモ、略文等ハ唯机上ニ一見スルノミニシテ、一大美事モ空シク塵埃ニ埋モルル事無キニ非ラス、故ニ向後一ヶ月毎ニ各郡報告書ヲ課員集會熟覽シテ、其趣意ヲ議シ、明瞭ナルハ直チニ是ヲ施行シ、若疑フ処アルモ一々課員実地ニ付キ取調フヘキ事モノ至ラサルヘシ、然ルトキハ是ヲ在住勸業御用掛ト報道シテ実況

ヲ探索致サセ、尚米ノ見込ヲ考ヘ、勸奨スヘキ産物ト施行ノ手順・人民ノ向背・氣候ノ変動・植物ノ被害・諸器械ノ便否・諸産物ノ調整等、其原由及ヒ予防改良法逸々見込ヲ只申致サセ、年々一季毎ニ各区ノ御用掛ヲ本課植物園ニ集會シテ、兼テ各郡ノ報告ト課員ノ見込トヲ酌量、修正シテ一ノ報告書ヲ編ミ、是ヲ主務ニ送附シ四季ノ集會終テ年報ノ基本ト為スヘシ、又在住御用掛ヲシテ管内中本課直接ノ事業ヲ調理シ、且ツ今般方法取調御裁可ヲ仰キタル各郡自由試験所事業ヲ監督セシメ、庁中課員ハ行政ヲ主トシ、該掛ハ実業ヲ主トシテ相互ニ勸奨着手ノ主眼ヲ定メ、行政ト実業トヲ並行スルトキハ、其職務ヲ勉励シテ勸業ノ進歩スル事萬疑ヲ容レサル儀ト存候、因テ別紙費用取調、予算・農区分画相添上申候条、何分ノ御裁可有之度候也

明治十二年

石川理紀之助(印)

七月十一日

米山 俊信(印)

秋田県令石田英吉殿

すなわち、勸業掛が廃止となるにあたって、管内を農区に分け、その農区に勸業御用掛を選んではあらには実業を担当させるという在住勸業御用掛の設置を構想した。在住勸業御用掛には毎月十五日程度農区内を巡回指導させるとともに、自由試験場(所)を監督させ、年四回定期的に八橋植物園に集まり、行政側の勸業課員との打ち合せを行う。そして事業計画とその実施状況を正確に把握し、報告書をつくり、年報の基本とするという内容である。すなわち在住

勸業御用掛は実務を担当し、県庁の勸業課員は行政を主とし、協調して勸業政策を推進しようという新たな構想である。

県令石田はこの上申について「勸業御用係農事篤志ノ者登傭之上、尚方法取調之積」と記し、農事篤志の者を勸業御用掛を登用してより具体化を進める判断を下した。高橋正作は別紙「農区分画」で、この管内を五農区に分けた内の第五農区、すなわち平鹿郡と雄勝郡の在住勸業御用掛に登用を予定されていたのである。

さてこの在住勸業御用掛構想と同時に提出されたのが自由試験場構想である。六月二十日付で課長小川弘水から課内に石川の「各郡内江自由試験地ヲ設置方法見込」と予算書が回され、課員の所見のメモが付されているので詳細に検討が加えられたあとがわかる。同じ七月十一日付けの清岡行三の起案書によれば、勸業課内でも資金面についての一、二の異見がある程度で了承されているという。ただ時期的に勸業掛が郡吏となり、各郡役所附属の植物試験場の開設があるので、拙速にならないような開設を思案していたことがわかる。県令石田は「在住御用係採用之上尚取調之事」と指示し、実施は在住勸業御用掛を採用して以後、調査して決定する方針であることがわかる。実際面では石田の在住勸業御用掛に期待するところが大きかったことが知られる。

高橋正作は八月二日、長谷川謙造、岩沢多次兵衛、糸井茂助の三人とともに、県内老農篤志家の一人として勸業御用掛に任命され、勸業課農事掛の下で石川理紀之助のプランである自由試験場の人選・

試作品目・土質等の具体的検討に着手することになる。八月五日の長谷川・岩沢・糸井・高橋の勸業御用掛四名連名で起案した「在住勤務之儀ニ付心得形伺」と「自由試験場取調之儀ニ付伺」はかれらの最初の仕事であろう。長谷川が河辺・南秋田の二郡、岩沢が北秋田・山本・鹿角の三郡、糸井が仙北・由利の二郡、そして高橋が平鹿・雄勝の二郡が担当したと思う。

かれらの調査をもとに十二月十七日「自由試験場設置之儀ニ付上申」が起案された。それには「自由試験場担当人心得概則」と「各郡自由試験場担当人選取調」が付され、表9の県内三七人の自由試験場担当人が人選されている。高橋正作の孫の理造の名も見える。

明治十三年二月、自由試験場設立が決定し、先の三七人が担当人辞令と心得概則が勸業課から渡されている。同じく勸業御用掛に対しても勸業課から担当の人名「自由試験場取扱概則」と心得概則が渡され、正式に発足することになった。早速五月には正作から両郡の担当自由試験場を巡回した際の、春の農作業の進展状況が報告されている。活動の順調なスタートを伝えている。

しかし、この自由試験場は勸業課から各郡役所へと移管されることになる。その理由は各郡役所に配分される予算のうちに自由試験場への補助の分があるため、「内会⁸²⁾」では郡吏が管理する原案が了承されたのである。小川弘水は「自由試験場ノ儀ニ付建議」であくまでも勸業課の直轄の事業とするべきであるとこれまでの一連の経緯を示す起案書を添付して県令・少書記官に提出した⁸³⁾。県令の判断

表9 自由試験場担当人名簿

番号	氏名	郡名	村名	摘要
1	根岸五郎	鹿角郡	長井田村	明治13年6月辞退
2	石川儀平*	鹿角郡	毛馬内村	
3	山口林司	鹿角郡	大湯村	
4	伊藤九八郎	北秋田郡	小館花村	
5	千葉七蔵	北秋田郡	中屋敷村	明治13年6月解職
6	小林兵左衛門*	北秋田郡	五反沢村	
7	宮腰寅五郎*	北秋田郡	水無村	
8	岩屋伍助	北秋田郡	扇田村	
9	成田重兵衛	山本郡	二ツ井村	
10	小林甚太郎	山本郡	鶴形村	
11	後藤長右衛門*	山本郡	畑谷村	
12	児玉伝左衛門*	山本郡	鹿渡村	
13	勝田清蔵	南秋田郡	浜井川村	
14	畠山善太郎*	南秋田郡	一日市村	
15	児玉庫治*	南秋田郡	典農村	
16	嵯峨和吉	南秋田郡	中関村	
17	奈良周喜治	南秋田郡	小泉村	郡役所移管辞令発令されず
18	森川源三郎*	河辺郡	百三段新屋村	
19	松本喜久治	河辺郡	桜村	
20	伊藤半治	河辺郡	平沢村	
21	菊地又左衛門	由利郡	平沢村	
22	小番信*	由利郡	城内村	
23	佐藤虎次郎*	由利郡	亀田町	郡役所移管辞令発令されず
24	尾留川新左衛門	由利郡	前郷村	
25	伊藤清兵衛*	仙北郡	金沢中野村	
26	今野庄右衛門*	仙北郡	刈和野村	
27	吉成瀬兵衛	仙北郡	角館町	
28	古内重蔵	仙北郡	生保内村	
29	倉田又吉	仙北郡	横沢村	明治13年6月解職
30	谷口重兵衛*	平鹿郡	浅舞村	
31	伊藤謙吉	平鹿郡	醍醐村	
32	塩田嘉太郎*	平鹿郡	沼館村	
33	佐藤多治右衛門	平鹿郡	田根森村	
34	高橋理市郎	雄勝郡	山田村	
35	安藤安治	雄勝郡	郡山村	
36	佐藤巖治	雄勝郡	川向村	明治13年6月解職
37	高橋理造	雄勝郡	桑崎村	

明治十三年「勸業課農事掛事務簿」植物園之部二番による

*印は旧勸業掛

は「僉議之次第有之、右郡自由試験場ハ県会ノ決議ヲ經、郡吏ヘ管理セシメ候取調ニ有之候事」としてこれを却下した。これによって六月辞退した一箇所と北秋田・仙北・雄勝の各一カ所の自由試験場を削減し、計三三カ所が選定され、うち三三カ所を七月から郡役所の管轄化に移管されることがわかる。在住勸業御用掛達の具体的活動を伝えるこの種の記録も県の公文書には登場しなくなる。

自由試験場設置にあたって、石川は郡役所との関連には何ら言及していない。郡役所を除外し、勸業課主導のもとに実働的な県の勸農システムを構築しようという姿勢を取り続けた。しかし、郡制施行とともに県と郡のラインを重視し、この骨格上で政策を推進していくこうとする考えがむしろ主流であった。同じ勸業課内でも清岡が拙速にならない自由試験場の開設を思案したように、勸業掛が郡吏となり、郡役所附属の植物試験場設置がきまった段階では、自由試験場担当人もまたこのライン上に配するのが自然である。むしろ新たな郡吏にこそ在住勸業御用掛は必要であった。しかも県会への配慮が政策決定に大きく影響していることに注目すべきである。

自由試験場が勸業課の所管となり、農区がより精密な大小農区の設定という形で実現するのは明治十四年のことになる。石川らが構想した在住勸業御用掛は、同じメンバーで農区委員という名称で実現する。高橋正作は三大農区の農区委員となった。

以上秋田県の明治十年代の公文書を通じて、新たな農事通信の創設にはじまる勸業掛という勸農の一政策をたどってみると、この時

期県会、郡制の開始、税制など新たな政治的条件に規定されて、勸業主管課の意向を不十分ながら反映しつつ新たな政策として実現していく。しかも、当初登用された勸業掛の中からすぐれた老農篤志家は、藩政期の経験を活かしながら農業技術者指導者として、広く実務面で勸農政策上で活躍していく。その過程を一部分ながら具体的に確認できたと思う。扱った内容はわずかで、残された課題は多いが、以後の展開については別の機会にとりあげたい。

註

- (1) 『近代秋田県農業史の研究』(田口勝一郎著作集I、みしま書房、一九八四年)
- (2) 『秋田県史料』の解説は秋田県公文書館『公文書館だより』第4号に掲載予定
- (3) 本館ではマイクロフィルムから印画紙焼き付けして製本したものを写真帳、電子複写紙を製本したものをコピー本と区別している。
- (4) 拙稿「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」(秋田県公文書館『研究紀要』創刊号、一九九五年)
- (5) 明治七年明治八年「斤中規則」所収
- (6) 明治十一年「第二課事務簿」諸務之部畜産、牧畜主任(佐藤彦次郎・小泉吉太郎・飯沼長蔵)、鉱山主任(戸島巽・清岡行三)、報告主任(小泉吉太郎・桑田虎之助・飯沼長蔵)、腐米主任(中村直三・飯沼長蔵・石川理紀之助・清岡行三)、新屋・川尻試験場主任(小介川光貫・渋谷又之丞)、植物主任(中村直三・石川岩之丞・成田直衛)、機業主任(清岡行三・成田直衛)、博物館主任(川井忠方・大友道恒・飯沼長蔵)、諸務主任(小泉吉太郎・日野幹太郎・渋谷又之丞)というように決めた。

- (7) 明治十一年「本県達留書」所収
- (8) 明治十五年「本県達留」所収
- (9) 明治十九年「序中達」所収
- (10) 煩雑となるので農事通信制度の変遷については後日問題としたい。
(12) が参考となる。
- (11) 明治十一年「第二課事務簿」報告之部壹番
- (12) 及川章夫『日本農業統計調査史』(農林統計協会、一九九三年)
- (13) この調査の一連の史料は明治十年「第二課勸農係事務簿」勸農之部三番による。
- (14) 第一大区一、三小区の秋田市内と第二大区五小区の阿仁鉦山周辺への設置を考えていなかった。
- (15) 明治十一年「第二課事務簿」報告之部壹番
- (16) 『秋田県々々議日誌』巻一(県立図書館蔵)、最初の県会と思う。
- (17) 明治十一年「本県触示留」三号所収
- (18) 明治十一年五月二十日付第五百十三号で五月二十五日まで延期した(明治十一年「第二課事務簿」報告之部壹番)。
- (19) 明治十一年九月三十日付第三百八十二番(明治十一年「本県触示留」三号所収)、第二大区五小区(水沢・真木沢鉦山)、同九小区(尾去沢鉦山)、第七大区四小区(院内鉦山)からの登用を除いている。
- (20) 明治十一年「第二課事務簿」報告之部二番
- (21) 明治十一年「第二課事務簿」報告之部二番、以下この項はとくに断らないかぎりこれに依拠する。何とこの回答は全体に周知されたようである。
- (22) 勸業掛の農事通信表の月報及び一年を四期に分けた専用紙の印刷配布は明治十二年二月で、それまでは定期的報告はなかった(明治十一年十二月「勸業課報告掛事務簿」報告之部一番)。
- (23) 開会には勸農局八木止路、大書記官白根専一が出席している。
- (24) 通信委員は県の第二課員がなり、勸農局への報告事務をおこなった。

明治十年代秋田県の勸農政策の一事例

- (25) 明治十一年一月二十三日付で飯沼長蔵、小泉吉太郎、桑田虎之助の三名を届けたのが最初で、七月十三日付で小泉吉太郎、小川弘水、飯沼長蔵を届出ている。
- 石川理紀之助が勸業御用掛(殖園主担)として明治十一年十一月二十六日付で「植物種子交換法施行心得」の起案を行っている。この時点では「種子交換会」というのが正式名称でもなかった。第五回から勸業談会と種子交換会を合せて種苗交換会と称するのであるが、それ以前から一般には勸業談会と合せて種苗交換会と称するのが普通であった。
- (26) 明治十一年「第二課事務簿」報告之部三番
- (27) 明治十一年「第二課事務簿」報告之部三番
- (28) 第三百七十九番(明治十一年「本県触示留」四号所収)
- (29) 第三百八十番(明治十一年「本県触示留」四号所収)
- (30) 第三百八十三番(明治十一年「本県触示留」四号所収)
- (31) 甲第十二号、甲第十三号(明治十二年「本県布達留」一所収)
- (32) 明治十一年第九十四番触示の第一条「但撰挙ノ方法ハ其小区内町村総代ノ公選ヲ以テスヘシ」と規定していた。
- (33) 明治十一年十二月「勸業課報告掛事務簿」報告之部一番
- (34) 一九九五年東史学会岩手史学会合同大会で高橋美貴氏(東北大学大学院)は「異見」・「処見」・「付言」というテーマで、秋田県勸業課の水産業に関わる文書を題材としてこの「異見」(異見)記載を取り上げ、政策決定のシステムを分析した発表をされている。発表要約は入手したが、発表を聞く機会を逸した。着目点はこの時期の文書の特徴をとらえている。意見(異見)は一般には朱字で書かれ、県令及び大書記官(少書記官)の判断を仰ぐためであり、氏のような意見の対立を口頭で調整を行うかどうかはわからない。むしろ調整を行わず、当時文書主義を守っていたので、意見が書き残されたと考えられる。現在は口頭で調整されたのちに起案する

ので字句の修正程度しか記されることはない。

- (35) 明治十一年十二月「勸業課報告掛事務簿」報告之部二番
 (36) 甲第二十四号(明治十二年一本県布達留一所収)
 (37) 西宮藤長は勸業掛中津山崑右衛門の伺に対する回答の中に、「勸業費ハ協議ニ属スル経費ニシテ従来区长ニ於テ其計算ヲ担理スルト雖モ 郡長ハ区长ト大ニ其性質ヲ異ニシ協議費ノ會計ヲ担当スルモノニ無之」と異見を記している(明治十一年十二月「勸業課報告掛事務簿」報告之部一番)。
- (38) 明治十一年一月、勸業課が郡長の特任条件にするため、「勸業掛設置ノ事」という一条項を追加する達案を石川が起草した際、整理科の西宮藤長は「郡長ニ特任スヘキ性質ニアラズ」と一蹴した。県令はこれを認めている(明治十一年十二月「勸業課報告掛事務簿」報告之部一番)。
- (39) 明治十二年二月十九日付乙第拾九号(明治十二年一本県達留一所収)。
 (40) 明治十二年「勸業課報告掛事務簿」報告之部二番。
 (41) とくに断らないかぎり、本項は明治十二年「勸業課報告掛事務簿」報告之部追加による。
 (42) 明治十二年七月一日付甲第百貳拾一号(明治十二年一本県達留一所収)
 (43) 明治十二年七月十九日付甲第百二十五号(明治十二年一本県達留一所収)
 (44) 藩政後期秋田藩の殖産興業政策を推進した金易右衛門の子。養蚕奨励をおこなった。柴田次雄「天保期・秋田藩政の一考察」(半田市太郎教授退官記念会編『秋田地方史論集』一九八一年)参照。
 (45) この調査の一連の文書については、明治十年「第二課勸業係事務簿」勸業之部三番による。
 (46) 高橋順造編著『高橋正作種畜の生涯』(私家版)による。
 (47) とくに断らない限り、高橋正作については明治十七年「勸業課報告掛事務簿」報告之部三番による。
- (48) 掛事務簿「報告之部三番による。
 渡部紘「秋田藩における困産奨励政策の展開」『秋大史学』第三五号所収)
 (49) 『秋田県種畜交換会史』明治編(秋田県農業共同組合中央会、一九六七年)が内容をよくまとめている。
 (50) 明治十二年「勸業課報告掛事務簿」報告之部一番
 (51) とくに断らない限りこの項は明治十二年「勸業課報告掛事務簿」報告之部追加による。
 (52) 明治十一年乙第百八十四番の「秋田県分課職制」には課長の職務の第三に「内会議ノ議員タルヲ得」とあり、県庁各課長で構成される政策決定会議と思う。
 (53) 添付資料として意外な好資料が以降の年度の文書にある場合もある。時間が許せば多くの資料に目を通すほどわかることは多い。
 (54) 明治十四年七月二十日付丙第三百六十六号(明治十四年丙号達留一所収)
 (55) 明治十四年八月十五日付甲第百四十九号(明治十四年丙号達留一所収)
 (56) 一大農区(南秋田・河辺郡、長谷川謙造)、二大農区(由利・仙北郡、糸井茂助のち小番績)、三大農区(平鹿・雄勝郡)、四大農区(山本・北秋田・鹿角郡、岩沢太次兵衛)

加賀谷長兵衛家の土地集積について

菊池保男

はじめに

- 一 加賀谷家の所得について
- 二 加賀谷家の土地集積と小作米収入
- 三 加賀谷家の年度別土地集積と土地売却
おわりに

はじめに

小稿は一東北型¹⁾地主地帯において「質屋業」や「金融業」を営む傍ら、地主として秋田県の国税多額納税者一五名のなかに入るほど成長した、加賀谷長兵衛家の土地集積について検討することを課題とする。

加賀谷家文書の構成を示したのが表1である。大項目、中項目、小項目の三項目にわけて分類、整理した「加賀谷家文書目録」¹⁾によるもので、各項目ごとに史料の上限と下限年代も記した。

加賀谷長兵衛家の土地集積について

伝来された文書、全史料二四〇〇点の七割五分を占める、農業と土地の両項目のなから、土地集積関係史料を選び出してレポートしたい。

最初に「秋田銀行関係書類」から加賀谷長兵衛関係箇所を掲げる。

加賀谷長兵衛 安政五年十月生

先代ヨリ襲フ所ノ金穀貸付及質屋ヲ営業トス

本県ニ於テ貴族院議員互選資格ヲ有ス

現今所有ノ地価金及納税額ハ左ノ如シ

地租金 五万七千五百八十六円三十七銭八厘

地租 千四百三十九円六十五銭九厘

所得税 百九円二十五銭

県税 五百九十九円四十銭八厘

市町村税 四百八円八十六銭五厘

公職ニ関スル事

市制実施以來所得税調査委員及市公議員ニ選マレ今尙在職

表1 加賀谷家文書の構成

大項目	中項目	小項目	年 代	点 数
農 業	小作帳	郡 村	明治17年～昭和16年	82
			明治38年～昭和17年	14
		不 明	2	
		計	16	
	その他	明治20年～40年	3	
		中 計	101	
	小作契約	井河村	明治24年～昭和12年	541
			未 記 入	10
		計	551	
		川添村	明治36年～昭和6年	188
		鹿渡村	明治36年～昭和4年	87
			未 記 入	1
		計	88	
		牛島村	明治39年～大正4年	31
		種平村	明治37年～大正6年	19
		四ツ小屋村	明治21年～41年	9
		大土村	明治20年～大正5年	7
		その他	明治25年	1
	未 記 入		6	
	計	7		
中 計	900			
その他	明治28年～大正3年	3		
	未 記 入	1		
中 計	4			
合 計			1,005	
土 地	土地売買 所持地	明治13年～昭和6年	746	
		明治20年～39年	6	
		不 明	13	
		計	19	
	訴 訟	明治36年～41年	26	
貸 借	大正5年～13年	2		
	昭和6年～13年	2		
合 計			795	
工 業	挽材会社	明治39年～45年	39	
		不 明	15	
		計	54	
	瓦斯会社	明治44年	28	
		不 明	2	
計	30			
合 計			84	
経営・資産	勘定帳	明治2年～大正8年	52	
		不 明	1	
		計	53	
		大福帳	明治19年～大正5年	13
		当座帳	明治33年～大正10年	12
		内福帳	明治16年～大正10年	10
		蔵 帳	明治2年～大正2年	5
		投 資	明治23年～大正11年	24
		その他	明治24年～大正4年	5
不 明	5			
計	127			
商業・金融	貸付帳	弘化3年～明治38年	17	
		明治10年～昭和20年	12	
		明治35年～36年	2	
計	31			
合 計			12	
租 税		明治9年～大正3年	12	
		不 明	5	
計	17			
政 治	市 会 所得税調査委員	明治41年～42年	22	
		明治21年～大正12年	51	
		不 明	5	
	計	56		
	その他	慶応4年～大正10年	3	
合 計			81	
感恩講		明治12年～大正8年	58	
		不 明	41	
合 計			99	

加賀谷長兵衛家の土地集積について

大項目	中項目	小項目	年代	点数
個人生活	日記・覚 慶弔		文化4年～昭和20年	16
			明治11年～39年	10
	不 明		3	
	計		13	
	交際		明治19年～28年	4
			不 明	1
	計		5	
	金銭出納 相続		明治22年～大正1年	6
			明治41年	1
	不 明		4	
	計		5	
	分家 嫁娶		明治3年～32年	5
			安政2年～3年	2
	普請		安政6年～大正2年	36
不 明		32		
計	68			
祭典	昭和7年	6		
	不 明	1		
計	7			
曆 その他	弘化5年～明治10年	10		
	明治34年～35年	3		
合計		計	140	
雑		明治4年	1	
		不 明	11	
合計			12	
加賀谷龜吉		明治36年～昭和3年	18	
総計			2,409	

賞罰ニ関スル事

公共事業ニ投シ恤救ニ金穀ヲ義捐シ為ニ賞与ヲ得タルコト
数十回

家業として代々「金穀貸付業や質屋」を営んでいたとあるが、これと直接関係する史料は、「経営・資産」「商業・金融」のなかにも、ほとんど見られない。それで「個人生活」の「日記・覚」のなかに分類・整理した史料のなから関係箇所を掲げる（「万帳」「万日記」）。

1 私親長兵衛代ヨリ御威光ヲ以、御蔵元数十年來相勤罷有候儀
重畳難有御儀ニ御座候処、去ル寅年七月中 殿様御在府被遊
候砌、御蔵元数十年來相勤御用向深切ニ相勤候儀ニ付、知行
高三十石ヲ以永々拝領被仰付（以下略）

天保六年未四月

加賀谷長兵衛

2 私儀天保六未年年中勘定方御用聞被仰付罷有申候、木山方御
蔵本^{（下）}当三月中被仰付相勤罷有申候

右之趣被仰付被下置度奉存候以上

寅十一月

御用聞 加賀谷長兵衛

3 私支配町人加賀谷長兵衛義、親長兵衛享和三亥年ヨリ舟導被
仰付、文政十亥年迄式十三年相勤病死致候、直ニ当長兵衛引
繼舟導被仰付、嘉永六丑年迄廿七ヶ年相勤病氣ニ付き御訴訟
申上、願之通御免被成下、亦々子供徳治江引繼舟導被仰付、
今年迄三代連綿五十一ヶ年相勤申候

文政十二年正月六日 町奉行

4 文政十二年五月四月六日

：親長兵衛代より心懸罷有候所、去戌年親類共数多類焼、其後亥年私も類焼不慮之損耗仕存慮之程及兼、少分之錢筋奉獻納度儀至極恐入存奉候得共、調錢貳千貫文御役処為御備之奉獻上猶去ル子年被仰付御用銀三貫目直々為冥加献上奉願上候
(以下略)

5 五月三日御町処才足ニ而罷出候所、高島賢感様より御扶持受

取御書付、左之通拝領写

七人御扶持 町人加賀谷長兵衛

(中略)

文政十二年四月晦日

(以下略)

6 拾四人扶持 町人加賀谷長兵衛

右は今度凶作ニ付、窮民御救之為御足日調錢指上、奇特之至付格別之御吟味を以、為賞是迄被下置候御扶持江七人御扶持増置、都合右御扶持被下置候間、当年二月廿六日より毎年毎月可被相渡候以上

天保五年二月廿九日

改名願

7 私儀先代ヨリ広ク質業罷在候処、父長兵衛儀明治十一年九月中隱居願相成以來、私名前ニテ該營業諸取引トモ罷在候処、

8 明治十七年三月五日

古着營業願濟御届

私共従来呉服太物營業罷有候処、今般古着商取締条例御発行相成候ニ付秋田警察署願出、古着商營業免許相成候条、同業組合ヲ以、此段御届奉申上候以上

本町四丁目 加賀谷正治

(以下三人略)

上川口 加賀谷政治

南秋田郡長 御代信成殿

右之通り連印いたし差出候也

明治十七年二月五日

質屋營業願

9 私儀質屋營業致度、尤も質屋營業取締規則厚ク遵守可仕段、免許鑑札御下付被成下度、此段奉願候

明治十七年三月廿五日

加賀谷長兵衛

右の1、2によれば加賀谷家は、天保六年の数十年前に「感元」

取締 伊藤 源吉

に、同年には新たに「勘定方御用聞」や「木山方御蔵本」になり、より一層、藩にくだり込んだ「商人」に「成長」したことになる。

管見の限り、加賀谷家文書の年代の上限は3の「享和三年」で、その年から「舟導」を「三代」にわたって「連綿五十一ヶ年相勤申候」となる。ところで「船頭」と「舟導」はどう違うのかのほかに、「舟導」の歴史の意味を明確にすることが必要である。天保数十年前に「蔵元」になったことと関係があると思われるからである。しかし、これを特定するだけの史料を現時点では、持ち合わせていない。ただ「船道」については、嘉永五年の「御国日付御用銀米錢纏」(一八)のなかから、次の記事を掲げることができるだけである。

右は御国日附衆西御境御見分之節、新川御召船式船、上檀屋根廻等御拵并船々御借上其外船場出、土俵造方人足大工代とも惣々御請負、船道加賀屋長兵衛江被仰付、千八百六拾六貫式百六拾文之内上檀屋根廻り取毀之上、御払二相也候、代六百五拾式貫九百文引受、右錢右同人江町奉行引渡

確かに「船頭」も「舟導」も「船道」も音が同じであるから、気にする必要はないかもしれないが、「万帳」の別の箇所を掲げると、

10 …元来親長兵衛代享和三亥年舟木善兵衛代舟導被仰付候節、同役四人御座候所、文政三寅年八月申進藤屋嘉右衛門、赤尾

加賀谷長兵衛家の土地集積について

久太郎、板垣源右衛門、加賀谷長兵衛四人之所、久太郎、源右衛門右兩人御人詰ニ相成、加賀谷長兵衛、進藤屋嘉右衛門ニ相成相勤罷有候：

ここでもやはり「舟導」なのである。さらに「舟導」の仕事の一端が推測できる記事が次に続く。

11 屋形様湊出入御役所始、古水戸亦ハ勝平瀧ノ下新屋辺へ御舟ニ而御出之砌、御送迎奉申上候、直々小舟江御供仕 御召船始御台所舟御供舟数艘指揮仕、当人勤中相勤申候

宏徳院様御有国年、別而御舟ニ而度々被為出指掛明日明ヶ時、御出之義御前日替ハるニ被仰渡、夜中之内手配仕、翌朝之御指支無之様取斗得、亦ハ矢橋御休所へ罷出候ニ而、指掛新川入候御役所江御舟相廻候様被仰付、誠ニ火急之手配相難候得共、数年来之内聊御間無御座御供相勤候事

これによれば、藩主が領内をスムーズに廻れるよう、船を手配するのが仕事になる。もちろんこれだけが仕事であったはずはないが、「万帳」をはじめとする「日記・覚」に分類した史料は、いずれも藩にどれだけ貢献し、藩主からどれほど顕彰されたかを基調として書かれているため、これ以上のことを、これらの史料に望むのは無理であり、この点の追究は今後の課題の一つにしたい。

ところで、藩への献金や、文政、天保の両度にわたって「七人扶持」を与えられたことは、次の史料にも見られる。

12 元治元年八月廿一日、政務所ニ於テ執政小野岡右衛門、各郡

「鍵」が、隠されているのではないかと思われたからである。「御用商人」として、特に戊辰戦争から地租改正にいたる激動期をどのよう乗り切ったか、その過程を追究したうえで、土地集積資金の問題追究が課題となる。本来であればこの過程を追究することからはじめなければならないが、それが史料の制約上できないから、史料上で、右の点に少しでも接近できると思われるものを適宜掲げることから出発したのである。

一 加賀谷家の所得について

表2は、「明治二十二年度所得金調書」を史料として作成したが、所得金額割合をつけ加えたほかは、原史料のままである。収入金額の項目では金額だけではなく、一反歩当たりの収入米や歩合などをあげ、しかも村別に調べるなど、調査は細目にわたっている¹⁵⁾。不動産部門では、収入金額から控除金額を引けば、所得金額となるが、公債証書、物産委託商会株券、四十八銀行預金の三部門は、控除金額と所得金額の関係が、これだけではわからない。伝来史料では所得金調べの初見は二十二年であるが、松方デフレが終わったと思われる二十二年に、このような詳細な調査をしたかが、まず問題となる。加賀谷家の家業は、四年後の二十六年でも、先述したように「金穀貸付業や質屋業」とされているが、表2によれば、不動産所得割合が五割四分で、動産所得割合の四割六分をわずかではあるが、

上回っている。しかも翌二十三年になれば、前者と後者の比率は、約七対三となる。とすれば、同家では「金穀貸付業、質屋業」から土地集積に経営の重点を移したといつてよい。史料が少ないなか、早急に判断するのは問題ではあるが、今後の経営の方向を確定するための資料として、かかる調査をしたのではないかと、今は考えたい。

これは、「明治二十五年田地所得標準調」とした表3からも、裏付けられる。これも、「田地所得標準調」をほとんどそのまま整理したものである。注目されるのは、秋田県九郡のなかで旧南部領であった鹿角だけは関心の対象になかったためかこの表に入っていないことである。八郡別に反当地価、三ヶ年平均収穫高、田徳歩合、小作人所得、地主純益所得代金など、この表も相当詳細な調査のうえ、作成されている。何を資料として作成したか、また記載されている数字は正しいかなど検討すべき点はあるが、表4で「一反当地平均地価」を検証することしかできない。

ところで所得金額割合を検討すれば、貸付金二割、質屋業七分弱、物産委託株五分弱と、金融・貸付・投資・の三部門の比率は低い。前二つは、前述したので、次に物産委託商会についての関係史料を掲げる¹⁶⁾。

15 物産委託商会設立願

今般私共同志申合物産販路ヲ皇張スルト同時ニ、金融ノ道ヲ開達スルハ日下ノ急務ト存奉候ニ付、新タニ物産委託商会ト

表2 明治22年度所得金調

郡名	町村名	資産ノ区分		収入金額		控除金額	所得金額	歩合	所得割合
		田町	地価金	円	取入米 以歩寸				
南秋田	大妻村	7,6325	2,097,965	110,208	3.80	5,100	105,108	5.01	3.23%
	上鯉川村	9,6427	2,697,267	132,094	3.70	9,000	123,094	4.56	3.78%
	槻木村	10,5922	2,693,708	156,839	4.00	8,100	148,739	5.53	4.57%
	舟橋村	5,7529	1,740,500	97,387	4.57	3,000	94,387	5.43	2.90%
	岡井戸村	0,9628	275,157	16,032	4.47	0,600	15,432	5.61	0.47%
	寺沢村	0,1726	29,597	2,757	4.17		2,757	9.32	0.08%
	藤田村	0,9508	236,156	14,696	4.17	1,200	13,496	5.72	0.41%
	俣野子村	1,9817	747,741	38,129	5.19	1,500	36,629	4.90	1.13%
	黒坪村	0,3309	87,041	5,236	4.25		5,236	6.02	0.16%
	坂本村	3,3125	1,006,779	54,146	4.41	4,500	49,646	4.65	1.53%
	寺内村	0,4500	205,172	9,990	6.00		9,990	4.87	0.31%
	川尻村	0,7600	248,507	16,872	6.00		16,872	6.79	0.52%
	片田村	0,8823	243,762	11,759	3.58	2,100	9,659	3.97	0.30%
	浜井川村	0,4226	113,707	8,040	5.07	0,900	7,140	6.28	0.22%
八田大倉村	1,5614	1,822,271	87,653	5.19	4,500	83,153	4.57	2.56%	
北川尻村	15,5120	5,401,507	244,000	4.25	10,500	233,500	4.33	7.17%	
今戸村	0,6812	318,550	13,919	5.50	0,900	13,019	4.09	0.40%	
小計		64,8411	19,965,470	1,019,757		51,900	967,857	4.85	29.74%
河辺	左子村	8,3903	2,200,300	74,472	2.50	11,400	63,072	2.87	1.94%
	古野村	3,3000	926,785	58,575	5.00	7,500	51,075	5.51	1.57%
	四ツ小塚村	2,2626	632,118	36,242	4.50	3,000	33,242	5.26	1.02%
	柴野新田村	4,8509	1,136,157	82,353	4.80	6,300	76,053	6.69	2.34%
	田草川村	3,9516	1,531,498	78,633	5.60	4,500	74,133	4.84	2.28%
	北野田高塚村	1,0621	419,573	18,183	4.80	1,800	16,383	3.91	0.50%
	牛島村	7,5828	2,838,625	140,282	5.50	3,000	137,282	4.84	4.22%
	仁井田村	1,4001	376,517	27,342	5.50	1,500	25,842	6.86	0.79%
	豊巻村	0,2324	86,671	4,562	5.40		4,562	5.27	0.14%
	小山村	1,3029	524,753	25,106	5.40	3,600	21,506	4.10	0.66%
岩見村	3,0618	519,826	8,382	0.77	3,000	5,382	1.04	0.17%	
小計		37,4225	11,192,933	554,132		45,600	508,532	4.54	15.63%
仙北	下淀川	10,1811	2,839,386	138,496	4.00	9,000	129,496	4.56	3.98%
	中淀川	2,0918	451,198	24,942	3.50	3,900	21,042	4.67	0.65%
小計		12,2729	3,290,584	163,438		12,900	150,538	4.57	4.63%
由利	道川村	1,4524	409,992	23,793	4.80	4,980	18,813	4.59	0.58%
山本	鹿渡村	19,4801	4,622,546	320,450	4.70	213,235	107,215	2.32	3.29%
南秋田	川尻村	0,3926	68,366	4,000		1,709	2,291		0.07%
計		135,8826	39,549,791	2,085,570			1,755,246		53.93%
公債証書	五歩利	3,500,000		175,000					
	六歩利	4,315,000		258,900		433,900	433,900	年6分	13.33%
物産委託商會株券	額面	2,500,000		150,000	6分	150,000	150,000		4.61%
四十八銀行預金		500,000		27,000	5分4	27,000	27,000	5分4	0.83%
小屋貸付	上川口宅地価金	4,600							
	棟木屋貸付	2,500		5,040	1割5分	0,115	4,925		0.15%
質屋業	取質高	2,200,000		330,000	8分	108,034	221,966	年1割09	6.82%
貸付金		10,000,000		800,000		138,566	661,434	6分614	20.32%
計							1,499,225		46.07%
總計							3,254,471		100.00%

加賀谷長兵衛家の土地集積について

表3 明治25年田地所得標準調

	北秋田	山本	南秋田	南秋田	由利	仙北	平鹿	雄勝	平均
反当地価	21,140	23,638	28,909	27,785	26,539	21,734	19,602	19,976	23,703
同 地租	0,536	0,591	0,723	0,695	0,663	0,543	0,490	0,499	0,593
同3ヶ年平均収穫	1,100	1,035	1,024	1,181	1,174	0,982	1,194	1,310	1,125
同 相場	6,022	6,022	5,983	5,983	5,670	5,349	5,349	5,349	5,716
同 収穫米代金	6,624	6,233	6,127	7,066	6,657	5,253	6,387	7,007	6,419
田徳歩合	7,333	6,060	6,751	7,500	7,111	6,669	6,128	6,667	6,815
地主収益石高	0,807	0,627	0,691	0,886	0,835	0,655	0,768	0,873	0,768
同 代金	4,860	3,776	4,134	5,301	4,734	3,504	4,108	4,670	4,386
小作人所得	1,764	2,457	1,993	1,765	1,923	1,749	2,279	2,337	2,033
諸 費	1,418	1,390	1,418	1,459	1,491	1,268	1,296	1,401	1,396
地主純所得石高	0,567	0,396	0,434	0,642	0,572	0,418	0,527	0,611	0,523
同 代金	3,412	3,386	2,716	3,842	3,243	2,236	2,812	3,269	3,115
地租一円=付石高	1,058	0,670	0,628	0,924	0,863	0,770	1,076	1,224	0,902
地主純所得代金	6,366	4,037	3,757	5,528	4,882	4,118	5,741	6,551	5,123

単位：地価ほか=円、平均収穫ほか=石

「田地所得標準調」

表4 明治25年一反当平均地価（田地）

市郡	段別	地価	平均地価
秋田市	1.1	155	14,091
鹿角	3,885.5	709,961	18,272
北秋田	11,461.0	2,456,188	21,425
山本	9,175.5	2,166,709	23,614
南秋田	11,979.3	3,454,836	28,840
河辺	5,280.5	1,465,390	27,699
由利	13,948.7	3,700,886	26,532
仙北	21,018.8	4,565,426	21,721
平鹿	2,108.3	2,567,105	19,588
雄勝	8,554.3	1,707,804	19,694
平均	98,423.0	22,794,460	23,160

単位：段別=町
地価=円

表5 物産委託会社社員

氏名	住所	地租	所得税
菅 礼治	上崎湊町	75	90
菅 谷 佐助			
加賀谷 保吉	上崎港町	91	16
金子 小四郎	上崎港町	206	23
麻木 松四郎			
麻木 松治郎	上崎港町	108	31
本郷 吉右衛門	平鹿郡角間田	1,660	60
塩田 團兵衛	平鹿郡沼館村	350	21
加賀谷 長兵衛	秋田市上川口	731	45
近江谷 栄治	上崎港町	416	28
村山 金重郎	上崎港町	125	28
加賀谷 惣左衛門	上崎港町	243	23
松本 与右衛門	上崎港町	173	20
村山 三之助	秋田市馬喰町	388	29
佐藤 文右衛門	秋田市茶町梅ノ下	442	36
那波 三郎右衛門	秋田市川端三丁目	794	82
加賀谷 正司			
菅 谷 佐治郎			
高橋 吉兵衛			
安田 彦吉			
金森 正助	上崎港町	20	
大橋 茂兵衛	上崎港町	40	4

単位：円 「国会準備秋田県管内名上列伝」（秋田県立図書館蔵）

名称セル一社ヲ設置シ、専ラ商業上ニ改良ヲ加ヘ確實信用ヲ
旨トシ、自他ノ便利、地方商業ノ公益ヲ計リ実施仕度、別紙
定款製定奉申申候間、御認可被成下度、此段奉懇願候也

物産委託商會創立委員

南秋田郡土崎港上酒田町

菅 礼 治 (印)

南秋田郡土崎港下酒田町

菅 谷 佐 助 (印)

明治二十年十月廿四日

同郡同所新城町

加賀谷 保 吉 (印)

同郡同所永寛町

金 子 小四郎 (印)

同郡同所小鴨町

麻 木 松四郎 (印)

秋田県知事男爵 青山貞殿

前書願出ニ付奥印仕候也

右

明治二十年十月廿四日

戸長 山 方 泰 安 (印)

ここには、加賀谷長兵衛の名前はないが、加賀谷保吉の名前があることに注目してほしい。後に出てくるからである。創立期の社員は、表5の通りである。地租や住所は、「国会準備秋田県管内名士列伝」を資料として作成したが、二十三年の地租をみれば、社会的

地位の高い彼らが、いかに「物産販路ヲ皇張スルト同時ニ、金融ノ道」の開達にかけていたか理解できる。

ともかく、物産委託商會は、会長菅礼治、副会長金子小四郎、取締役兼支配人加賀谷保吉、取締役加賀谷長兵衛、同近江谷栄治、同松本与右衛門でスタートした¹²⁾。役員の中かで土崎湊以外の出身者は、長兵衛だけである。このころ「輸出物件買業者組合」、「蔵宿委託売買同業者組合」、「回船問屋同業者組合」などのほか、多数の組合が作られるが、いずれの場合も主導権を握っていたのは、「湊」商人であった。これからすれば、彼の役員就任はまれと言える。ともあれ、彼はこれ以後、明治四十年二月に辞任するまで、約一〇年間取締役であった。加賀谷家経営の安定・拡張にとって、同商會は大きな役割を果たすと、考えたものと思われる¹³⁾。

二 加賀谷家の土地集積と小作米収入

最初に、「明治十七年度田徳米収入簿」を整理した表6を掲げる。土地売買資料は、明治十三年から昭和六年まで七四六点あるが(表1参照)、これらは「土地売買契約書」で、すべて伝来されたとは思われず、集計しても必ずしも正確な数値は得られないと考えたから、郡単位で集計できる上限の、十七年度「田徳米収入簿」からスタートすることにした。

ところで、槻木村と船橋村を同じ箇所て纏めて整理したのは、

「収入簿」の村名が、耕作地ではなく、小作人の居住地で記載されているからである。また、川尻村は面積だけで、収納米を載せなかったのは、大根（地目：畑）で、納められているからである。小作米から収納米を引いた残りが残米で、仙北郡の中淀川村の残米の三斗一升七合は、過分に納入したという意味である。

郡別に見ると、南秋田六ヶ村で約二七町七反、河辺五ヶ村で約一八町八反、由利と仙北は各一ヶ村で、それぞれ一町四反、二町一反で、前二郡で面積の九割を占めている。しかし松方デフレの影響からか収納米率は、よいとはいえず、南秋田は約九割であったのに河辺は六割四分の低率であった。十七年度の小作米収納率は八割二分で、収納米は二一九石であった。

表7は、「明治二十二年度田徳米収入簿」を整理したものである。表2と比較する意味もあって、二十二年度を選んだのである。

両表を比較すると、表2では町村合併が行われた、明治二十二年以前の村名を書いているのに、表7ではそれらの村名は小字として記載されているのが、第一に注目される。したがって第二に、表2は二十二年度と記されてはいるが、合併以前に作成されたのではないかとと思われることである。第三に、郡別に比較すると、河辺、由利、仙北の三郡ではほとんど変わりが無いが、南秋田、山本の二郡では一二町、三町とそれぞれ小作地を拡大し、それが一五町の増加にながっている。

次に、表6と比較すると、南秋田で五〇町、河辺で一九町、仙北

で一〇町増加したほか、山本では新たに二二町取得し、この五年間で百町、小作面積を拡大させている。表8に見られるように、十六年から四年間の小作地率の増大は、郡により格差があるが、河辺を除けば、倍以上小作地率が増加した山本と、それに次ぐ増加率を示す、南秋田で所有地を増やしているのは、やはり松方デフレの影響の大きさと見るべきであろう。二十二年度の収納米率は十七年度とは違い、いずれの郡とも高く九割五分以上で、収納米は五三七石増の七五七石となっている。

ところで、「収入簿」では七五七石の約二割、一五四石が「湊届」と記され、「加賀谷保吉」に届けられたと記されている。「収入簿」には、請取月日順に番号が付されているが、「湊届」と記された箇所にはその番号がない。いずれも南秋田郡の村々からで、個別的に見れば、六三石から五斗までと差があるものの、一五〇石を越す大量の米が、加賀谷長兵衛の居所、秋田市上川口ではなく、土崎湊の「加賀谷保吉」に届けられていることは、注目される。

大保九年生まれの加賀谷保吉は「明治二年、秋田市上川口加賀谷長兵衛ヨリ分家セラレ、当港ニ居住、米穀其他蔵宿、醬油醸造、木材業ニ従事シ、其中木材業ハ廃止セシモ、余ハ現時ニ至ルニ継続営業中ナリ、明治三年中、旧藩主佐竹候ヨリ、山林方木材輸出御用被命、廃藩ニ際シ退職」¹⁵「当時委託商會取締役兼支配人タリ家産七万円で上ノ不動産ヲ有ス」とある。保吉が長兵衛家の分家であることを他の資料で裏付けることはできないが、このような関係のほか「米穀」

表 6 明治17年度 田徳米収入

郡 名	村 名	面 積	田 徳 米			
		町	契約米	未納米	収納米	残 米
南秋田	川尻村	0.3926				
	船橋村	3.7619	23,351		23,351	
	榎木村船橋村	0.6819	4,227		4,227	
	榎木村	9.9702	61,768		59,83	1,938
	大妻村	4.7621	24,617		23,997	0,620
	八田大倉村	3,9002	15,500		15,500	
	北川尻村	4.2900	26,660		14,784	11,876
郡 計		27.7729	156,123		141,689	14,434
河 辺	吉野村	2.7021	19,584		19,584	
	四ツ小屋村	2.4020	12,400		12,400	
	芝野新田村	2.2326	13,882		13,882	
	岩見村	3,1228	9,300		4,395	4,905
	左手子村	8,3903	37,759		9,331	28,428
郡 計		18,8708	92,925		59,592	33,333
由 利	道川村	1,4627	8,700		8,700	
仙 北	中渡川村	2,1005	8,836		9,153	-0,317
総 計		50,2209	266,584		219,134	47,450

単位：田徳米＝石

「明治17年度田徳米収入簿」

表 7 明治22年度 田徳米収入

郡 名	村 名	面 積	田 徳 米			
		町	契約米	未納米	収納米	差 引
南秋田	川尻村	1.4526	4,777		4,733	0,024
	寺内村	0,4500	3,300		3,300	
	金足村片田	1,0808	4,650		3,032	1,618
	天王村典農	1,6923	3,200		0,238	2,962
	天王村大橋	3,1011	14,429		14,429	
	豊川村舟橋	13,3227	72,951		71,246	1,705
	豊川村榎木	10,4108	64,249		63,829	0,420
	豊川村上虹川	10,2428	47,175		44,847	2,328
	上井河村大妻	9,7603	34,720		34,720	
	上井河村麻田	1,0304	6,743		6,743	
	上井河村赤沢	0,9618	4,650		4,650	
	上井河村八田大倉	1,8814	18,139		18,139	
	上井河村保野子	0,5807	4,650		4,650	
下井河村北川尻	20,8109	100,405		100,405		
郡 計		76,5206	384,038		374,981	9,057
河 辺	牛島村	7,5928	47,116		47,116	
	仁井田村	1,4001	8,682		8,682	
	四ツ小屋村	2,2816	12,400		12,400	
	豊岩村豊巻	0,2324	1,480		1,480	
	豊岩村小山	1,3029	8,120		8,120	
	川添村椿川	0,4716	2,947		2,947	
	川添村田草川	3,8502	23,865		23,611	0,254
	川添村芝野新田	2,222	13,806		13,806	
	豊島村北野高屋	1,0621	6,616		6,616	
	岩見村	3,1228	5,990		2,480	3,510
	中川村左手子	14,1222	65,081		61,203	3,878
郡 計		37,7027	196,103		188,461	7,642
山 本	鹿渡村	22,5514	119,243		113,52	5,723
由 利	道川村	1,4627	8,700		8,100	0,600
仙 北	淀川村	12,3010	71,974		71,964	0,010
総 計		150,5524	780,058		757,026	23,032

「明治22年度田徳米収入簿」

表8 小作地率の推移

郡名	16年	20年	25年	30年	35年	41年	44年
鹿角	56.1	62.1	70.1	63.5	61.4	63.5	62.9
北秋田	36.3	39.3	41.3	42.1	42.1	42.2	44.4
山本	16.5	34.3	43.4	45.9	50.0	45.1	46.8
南秋田	41.9	59.7	52.4	48.9	53.3	59.9	61.6
河辺	20.8	21.3	30.2	37.3	37.5	44.8	45.2
出利	28.5	32.7	34.3	39.4	39.4	43.4	44.9
仙北	46.7	53.1	50.8	58.0	55.1	59.7	59.6
平鹿	60.5	64.5	(88.5)	66.0	66.7	68.7	68.8
雄勝	35.6	45.6	45.2	47.6	47.4	55.3	58.2
平均	39.3	47.2	39.8	50.9	50.9	54.3	55.3

出口勝一郎「明治期秋田農業の展開」
 (『近代秋田県農業史の研究』所収)

表9 明治30年度 田徳米収入簿

郡名	村名	面積 町	田 徳 米			
			契約米	未納米	収納米	差引
南秋田	川尻村	1.1516	4.777		4.777	
	寺内村	0.4500	3.300		3.300	
	金足村片田	1.0724	5.890		5.890	
	天王村典農	1.6923	3.200		0.076	3.124
	天王村大崎	3.3228	17.705		17.705	
	豊川村舟橋	5.9413	41.804		41.804	
	豊川村槻木	10.4120	64.170		64.170	
	豊川村上虻川	10.2505	59.088		59.088	
	豊川村岡井戸	0.9628	7.130		7.130	
	上井河村大麥	10.6720	51.050		51.050	
	上井河村藪田	1.1304	7.750		7.750	
	上井河村八田大倉	6.6812	53.780		53.780	
	上井河村保野子	0.5807	4.660		4.660	
下井河村北川尻	66.5407	513.50		513.500		
郡計		120.9027	837.804		834.680	3.124
河 辺	牛島村	7.7016	76.010		75.980	0.030
	仁井田村	3.6817	22.942		22.942	
	上北手古野	1.0427	7.950		7.950	
	豊岩村豊巻	0.2324	1.480		1.480	
	豊岩村小山	2.8605	20.032		20.032	
	川添村石田	0.5826	4.562		4.562	
	川添村田草川	4.0004	30.526		30.526	
	川添村芝野新田	11.5918	82.314		82.276	0.038
	豊島村北野高屋	1.3115	9.610		9.610	
	和田村高岡	2.3918	17.300		17.300	
種平村左手子	8.8323	44.260		44.260		
郡計		44.2713	316.986		316.918	0.068
山 本	鹿渡村	22.7724	81.000		81.000	
仙 北	淀川村	14.8224	87.596		79.508	8.088
総計		202.7828	1,323.386		1,312.106	11.28

「30年度出徳米収入簿」

表10 大正元年度 田徳米収入

郡名	村名	面積 町	田 徳 米			差 引
			契約米	未納米	収納米	
南秋田	川尻村	1,1526	4,780		4,740	0,040
	寺内村	0,4907	4,950		3,600	1,350
	金足村片田	1,0808	5,900		5,900	
	天王村典農	1,1116	2,200		0,400	1,800
	天王村大崎	3,7428	24,635		20,368	4,267
	大土村上出戸	0,5807	1,000		1,000	
	豊川村舟川	5,7529	64,131		64,131	
	豊川村楓木	10,5004	93,310		93,310	
	豊川村上蛇川	10,2505	64,480		64,480	
	豊川村岡井戸	0,9628	10,630		10,630	
	上井河村大麦	8,2500	87,860		87,960	-0,100
	上井河村施田	2,4122	29,450		29,450	
	上井河村八田大倉	6,1208	79,370		76,950	2,420
	上井河村保野下	0,5807	7,910		8,200	0,290
	上井河村赤沢	0,0608	0,820		0,820	
	上井河村黒坪	0,2727	3,650		3,650	
	上井河村今戸	3,0013	38,750		38,750	
	上井河村	2,5101	26,600		26,600	
下井河村北川尻	83,6006	670,035		629,415	40,620	
下井河村坂本	0,3117	3,720		3,720		
下井河村小立花	2,2715	30,380		30,380		
郡 計		145,0812	1,254,561		1,204,454	50,107
河 辺	生島村	8,5726	90,145		52,010	38,135
	仁井田村日長田	0,2814	2,650		2,650	
	仁井田村ニツ屋	1,5129	13,500		10,700	2,800
	四ツ小屋村	2,9325	20,430		20,415	0,015
	豊富村豊富	0,2324	1,480		1,480	
	豊富村小山	2,8605	20,040		13,574	6,466
	川添村石田	0,5826	6,390		6,390	
	川添村田草川	8,2414	83,560		60,710	22,850
	川添村芝野新田	14,9119	161,000	176,470	167,016	170,454
	川添村下黒瀬	0,6907	6,930		1,203	5,727
種平村左手子	9,1521	46,230		44,927	1,303	
郡 計		50,0200	452,355	176,470	381,075	247,75
山 本		32,0322	253,190		252,790	0,400
仙 北		15,1810	89,190		88,900	0,290
総 計		242,3214	2,049,296	176,470	1,927,219	298,547

加賀谷長兵衛家の土地集積について

「大正元年度田徳米収入簿」

表11 反当収穫高の推移

年 度	作付反別	収穫高	別反収穫
明	17	89,943.8	775,801
	18	89,687.4	1,044,100
	19	91,334.3	1,220,525
	20	90,700.1	1,114,907
	21	90,750.6	887,912
	22	89,419.2	996,433
	23	89,584.2	1,110,207
	24	89,854.5	866,968
	25	90,077.4	1,148,448
	26	90,126.4	886,697
治	27	88,380.2	1,176,324
	28	85,571.4	1,128,474
	29	92,794.2	955,483
	30	88,861.9	711,992
	31	89,158.9	1,126,397
	32	97,385.1	959,477
	33	88,760.0	1,111,289
	34	89,724.7	1,305,702
	35	89,587.2	887,854
	36	89,883.5	1,224,208
大	37	89,126.2	1,155,520
	38	88,898.3	1,905,947
	39	88,966.7	1,264,800
	40	88,995.4	1,400,953
	41	89,019.3	1,448,985
	42	89,061.2	1,490,915
	43	89,291.0	1,260,811
	44	89,903.3	1,203,184
	1	88,873.3	1,318,360
	2	88,968.9	943,150
正	3	89,381.3	1,554,360
	4	89,652.7	1,528,085
	5	89,763.8	1,568,616
	6	90,374.7	1,299,028
	7	90,555.6	1,496,413
	8	91,154.8	1,603,124
	9	91,955.3	1,834,011
	10	92,448.4	1,735,104

単位：作付反別=町 収穫高=石

大正十年「秋田県統計書」(勸業)

販売業に従事していたため、「湊」居住の保吉へ届させたのではないかと、思われる。

しかしそれ以上に、長兵衛が取締役を引き受けた「物産委託商会」が、収納米の販路確保のため、どのような役割を果たしたか、あるいは果たすことを期待したかを、「同商会」の経営内容と関係させて分析することが重要である。

「明治三十年度田徳米収入簿」を整理したのが、表9である。

面積では約五〇町拡大しているが、由利郡が落ちている。(表15参照) 郡別にみれば、南秋田が四四町、河辺が七町で、「明

治二十五年田地所得標準調」(表3参照)は、この時点では必ずしも生かされているとはいえず、現実にはやはり居住地秋田市に近い村々の集積となる。郡内別に見ると、南秋田では下井河村が四四町と四一三石、河辺では川添村芝野新田が九町と七〇石、それぞれ面積、小作米とも大きく伸ばしている。収納米率も高く、次に問題となるのは販路である。

「蔵出帳」によれば、秋田市の米穀商横田勇助へ明治二十九年に、七二一石(代金五、八〇〇円)、三十年、七五〇石(七、九〇〇円)、三十一年、三五六石(五、〇〇〇円)、三十二年、七八〇石(六、六〇〇円)、三十三年、九二七石(九、四〇〇円)と、三十一年に半減するものの、順調に販売量を増やしている。しかもその三十一年だけ、物産会社へ二五〇石(三、四〇〇円)売り渡したと記されている。この帳簿は、明治二十四年から大正三年までの米穀の蔵出し記録であるが、三十四年以降はまだ整理していない。米穀商横田への販売と保吉への届けが関係するのであるか、三十年代にも一人が届けているが、五二石余で、二十二年に比べれば百石も減らしている。

本稿のテーマに直結しないにもかかわらず、販路にこだわるのは、加賀谷家の経営にとって小作米販売が重要な位置を占め、土地集積資金のみならず、経営の「鍵」を握っていると思われるからである。これは、繰り返しになるが、物産委託会社の業務を含めて、課題となる問題である。

次に、「大正元年度田徳米収入簿」を整理した表10を掲げる。約十五年の間に、面積では二割弱しか増やしていないにもかかわらず、小作米では五割以上に増やしていることが、注目される。地目別に集計していないという問題はあるが、反当收穫量が上がったからで、表11に見られるように、大正元年は、対二十二年比で、三割三分も収量を増やしているからである。

加賀谷家の小作地がある村々の小作地率や反当收穫高などを、整理した表12をの小作地率を、村別に見れば、七割を超える豊川、牛島の両村から二割五分弱の種平村まで格差は大きい。郡別に見ると、鹿渡村が二割五分と大きく上回っているのを除けば、仙北は一割近く下回り、南秋田と河辺では平均をわずかに超えるだけである。しかし、反別收穫高はそうでない。仙北がわずかに郡平均を下回るのを除けば、鹿渡村の一割九分が突出しているが、南秋田、河辺とも郡平均を超えている。小作人居住地ということにはなるが、小作地面積八〇町の下井河村が二石四斗、三三町の鹿渡村が二石二升、二〇町の上井河村が一石八斗と、集積度が高い地域の収量がほど高い傾向にある。二十五年に「田地所得標準調」を作成した際の「理念」は生かされていると見るべきであろう。

面積では四十町、小作米では七三〇石弱増やしているが、河辺郡川添村芝野新田だけで、契約小作米を一五石も上回る一七六石余の未納米(累積未納米)が目につく。しかも未納米は増える傾向にあり、この年には未納一二〇石余も増えており、収納米率は九割以上

表12 小作地率及反別收穫高

郡名	村名	自作地		小作地		面積 合計	39年 粳米			40年 粳米		
		面積	割合	面積	割合		作付反別	收穫高	反当	作付反別	收穫高	反当
南秋田	川尻村	35.9	33.3%	71.9	66.7%	107.8	70.4	1,056	1,500	71.4	1,190	1,599
	寺内村	78.3	41.9%	96.2	55.1%	174.5	110.0	2,800	2,900	110.0	2,660	1,900
	金足村	315.5	41.3%	418.8	58.7%	734.3	710.1	11,362	1,600	719.1	9,231	1,300
	天王村	193.4	41.8%	259.0	58.2%	452.4	435.6	5,107	1,200	425.6	5,107	1,200
	豊川村	98.8	29.9%	231.1	70.1%	329.9	236.8	2,131	0,900	305.7	3,439	1,125
	上井河村	181.8	40.8%	267.6	59.2%	449.4	328.8	7,891	2,400	494.7	8,905	1,800
	下井河村	189.3	32.3%	354.9	67.7%	544.2	491.3	10,317	2,100	492.4	9,658	2,400
	郡計	1,076.0	38.2%	1,759.5	61.8%	2,835.5	2,403.0	40,664	1,692	2,552.3	40,190	1,571
河 辺	生島村	52.6	30.0%	122.8	70.0%	175.4	59.4	926	1,559	59.1	911	1,541
	仁井田村	165.5	34.2%	319.0	65.8%	484.5	314.0	4,575	1,589	318.8	4,342	1,550
	四ノ小塚村	275.9	62.7%	165.6	37.3%	441.5	326.3	5,220	1,600	336.3	5,283	1,671
	豊岩村	188.6	50.0%	188.6	50.0%	377.2	301.9	4,571	1,514	297.7	4,439	1,491
	川添村	400.1	39.9%	267.8	40.1%	667.9	352.1	3,282	1,500	434.9	7,172	1,619
	種平村	215.5	76.1%	61.6	24.9%	277.1	156.0	1,872	1,200	156.0	2,310	1,500
	郡計	1,331.2	53.8%	1,145.4	46.2%	2,476.6	1,509.7	22,546	1,493	1,602.8	25,087	1,555
	山 本	2,934.3	55.1%	2,357.6	44.9%	5,291.9	3,726.6	51,415	1,490	3,876.5	60,089	1,560
山 本	鹿渡村	240.1	30.9%	535.7	69.1%	775.8	630.5	16,502	2,618	754.1	16,591	2,200
	郡計	3,162.6	54.9%	4,190.7	45.1%	7,353.3	5,368.1	130,556	1,560	8,411.1	149,762	1,781
仙 北	深田村	230.4	49.1%	239.1	50.9%	469.5	266.5	4,764	1,300	366.5	4,385	1,200
	郡計	8,571.4	40.3%	12,705.9	59.7%	21,277.3	18,151.5	532,745	1,501	19,571.8	261,404	1,349
	県	2,877.7	44.0%	3,659.7	56.0%	6,537.4	4,909.5	84,476	1,635	5,275.3	86,253	1,635
仙 北	郡計	21,511.4	44.7%	26,611.7	55.3%	48,123.1	42,848.9	612,332	1,482	43,038.9	638,013	1,482
	山 本	45,569.8	43.7%	54,050.5	56.3%	99,620.3	88,956.7	1,262,890	1,420	88,955.4	1,400,953	1,374

単位：面積、作付別＝町 收穫高＝石

明治11年「秋田県統計書」(全)

粳米作付反別は39年「秋田県統計書」(勸業)

粳米作付反別は40年「秋田県統計書」(勸業)

表13 大正10年度 田徳米収入

郡名	村名	面積 町	田 徳		米 本	取納米	差 引
			契約米	未納米			
南秋田	川尻村	1,1326	1,780			4,780	
	寺内村	0,4907	1,950			4,950	
	金足村	1,0808	2,900			5,900	
	天王村大畠	3,7227	2,400			24,400	
	天王村上出丁	1,1704	2,400			2,400	
	豊川村舟橋	2,7529	64,130		3,828	67,890	0,068
	豊川村榎木	10,8822	24,350		3,908	97,858	0,400
	豊川村上其川	10,2505	64,480			63,200	1,280
	豊川村岡井戸	0,9628	10,630		0,02	10,635	0,015
	上井河村大芝						
	上井河村宇治木						
	上井河村八田入倉						
	上井河村保野子						
	上井河村黒坪						
	上井河村今戸						
	上井河村						
上井河村北川尻							
下井河村坂本							
下井河村永井田							
下井河村							
郡計		116,7810	1,065,175	1,331,156	837,950	1,558,381	
河 辺	生島村	7,8717	86,410			85,810	0,400
	仁井田村	2,9253	29,130	2,580		29,550	2,160
	四ノ小塚村	2,8716	28,160			28,160	
	豊岩村豊森	0,2324	2,380	0,066		2,400	
	豊岩村小山	2,8605	25,800			25,800	
	川添村石田	0,5826	6,390			6,390	
	川添村寺沢	2,6915	27,210		2,129	27,960	1,679
	川添村芝野新田	24,3211	251,950	65,449		272,649	44,750
	川添村下黒瀬	0,6907	6,930		2,320	7,680	1,570
	川添村沖村	4,0319	43,940		5,475	45,235	4,180
	川添村山崎	2,5311	36,450		1,830	36,580	1,900
	川添村本田	1,4511	46,490		17,279	46,286	17,483
	川添村榊川	1,8912	16,560		0,110	15,580	0,090
	種平村金手子	0,1521	72,080			72,080	
	郡計		68,4508	678,18	97,532	702,26	73,412
	山 本		32,0322	253,190		252,790	0,400
仙 北		15,1810	89,190		88,900	0,290	
総計		267,6602	2,325,670	1,472,529	2,163,913	1,634,246	

南秋田山本両郡大正10年度田徳米収入簿

河辺仙北両郡大正10年度田徳米収入簿

加賀谷長兵衛家の土地集積について

を保つてはいるものの、地主経営にとって好ましくない傾向にある。

表13は、「南秋田 山本両郡大正十年度 田徳米収入簿」と「河
辺仙北両郡大正十年度 田徳米収入簿」から作成したものである。

今までの「収入簿」は一冊であったが、二冊になったことにまず注
目したい。

ところで、南秋田郡の上井河村大麥から下井河村まで小作米、未
納米、差引の項目を小字別に整理できなかったのは、井河村につい
ては、帳簿の記載が、次のようになっていからである。

南秋田郡下井河村今戸

中道嘉左衛門殿

同 久 助殿

長男金治名義分

田反別 参町十三歩

此小作米 参拾八石七斗五升

大正十一年五月十日 第三一五号

入 玄米 拾参石式斗

四等米 四斗入 参拾参俵

同 五月十七日 第三二六号

入 同 式拾五石五斗五升

四等米 四斗入 六拾参俵

端米参斗五升

参拾八石七斗五升

四等米 四斗入 九拾六俵

端米参斗五升

皆済

南秋田郡下井河村北川尻

伊藤養之助殿

田反別 四拾七町七反参畝式拾七歩 下井河村北川尻

外ニ 畑反別 壹反拾八歩

原野反別 拾六歩

田反別 九反八畝拾歩

(中 略)

田反別 六町六畝拾九歩 上井河村八田大倉分

外ニ 畑反別 七反拾九歩

(中 略)

合計 田反別 七拾式町九反七畝五歩六合

畑原野谷地反別 壹町式畝七歩七合

此小作米 五百六拾九石壹斗八升壹合

田地壹反歩ニ付、公課金其他諸経費小作人伊藤ニ
於テ負担契約ニテ平均七斗八升ツ、ノ定メ、畑其

他特別附属内 拾壹石壹斗八升壹合(A) 特

別容赦米

差引残米 五百五拾八石

田反別 七町貳反六畝九歩

下井河村地所

此小作米 五拾六石九斗九升 委細ハ大正五年度ニ明記有

田反別 貳町貳反四畝四歩

上井川村地所

此小作米 拾七石五斗四升

右同上

小作米 參拾六石八升五合

上下井河村明治四十四年中

小作改正増米額委細ハ大正

五年度ニ明記有

合計小作米 六百六拾八石六斗壹升五合 (B)

是ヨリ以下上井河村直小作人及長男金治名義ニテ、伊藤ノ責任取立

分、委細ハ大正五年度ニ明記有

田反別 拾六町八畝拾九歩

上井河村地所

此小作米 百八拾七石五斗四升

直小作人湊永藏外八名

(中 略)

原野反別 壹町參畝參歩

上井河村大麥地所

此小作米 六斗

長男金治分 (以下略)

合計田原野反別 參拾町貳反八畝貳歩

此小作米 參百五拾七石八斗壹升

元米 壹千百五拾七石五斗貳升七合 大正九年度貸付元米ニ

テ繰越利子米 壹百七拾參石六斗貳升九合 右元米ニ対スル

利子米壹石ニ 付壹斗五升

合計 壹千參百參拾壹石壹斗五升六合

総計 貳千參百五拾七石五斗八升壹合

(中 略)

大正拾一年壹月拾五日 第二四八号

入 玄米 拾六石八斗

請取

四等米 四斗入

四拾貳俵

(中 略)

大正十一年七月十五日

入 玄米 六拾壹石貳斗

請取

參等米 四斗入

壹表

四等米 同

百五拾貳俵

七百九拾九石貳斗

内 訳

參等米 四斗入

百貳拾六俵

四等米 同

千八百七拾貳俵

差引残米 千五百五拾八石參斗八升壹合

右米ハ大正拾年度同人口座ニ繰越貸付 坐揚

井河村についてはこれで全部である。大正元年度には彼ら三人を含めて二二人が「小作人」とされていたが、ここでは「名義」の上では三人に減っている。中道は反別、小作米ともにかわらないもの、伊藤は大きくかわってくる。合計小作米 (B) までは、かわらないが、「是ヨリ以下」の部分をつけ加えられ、ここに一九人の小作地二三町余と、元年以降の集積分七町余が加えられて、入れられたのではないかと思われる。しかもそれが「伊藤ノ責任取立分」と

され、「委細ハ五六年度ニ明記」しているところから、五年度の「収入簿」を見ると、中道は反別、小作米とも、かわらないが、伊藤は、次のように記載されている。

「責任取立人」と記された箇所は、二つに分かれ、最初は長男金治名義分、七町八反余（小作米九七石余）の、次は「直小作人分、一六町余（同一八七石余）」と記され、ここでの小作米は完納されている。ついで「伊藤養之助殿」と記され、その内容は先述した十年度の（B）までとほとんどかわらない。ただ収納米が六〇〇石余で、十年度より相当悪く、七〇石余の未納米を残しており、これら累積未納米が十年度には一、〇〇〇石を超すほどに増加する。

すでにこの傾向は三十年代に現れており、名義上では「伊藤七十郎、同重治郎、同養之助」の三人に、六六町余（五二三石余）を小作させている。二十二年程度から約四六町（四一〇石余）の反別増を期に、村落内の有力者に小作地の管理や小作料の取立などといった責任をまかせる「差配制度」を採用したのではないかと思われる。次に掲げる中道、伊藤らの地租は、その裏付けとなる。

中道嘉左衛門 地参百貳拾壹円、所八拾五円
中道 久助 地百七円、所六拾貳円
伊藤養之助 地貳百拾八円

所當百參拾五円

ところで、中道小作分は未納米はなく収納率も十割であるが、伊藤分はきわめて悪く、一ヶ年の小作米を三〇〇石も超すほどの貸付

米などがあるうえに、この年の収納米率も七割八歩に過ぎなかったため、差引残米はさらに増えていく。この十年間に、南秋田で七町河辺で一八町新たに集積し、小作地は二六七町余となるが、未納米は八倍以上、差引残米は五倍以上に増え、地主経営は大きな「危機」を迎えたと思われる。

三 加賀谷家の年度別土地集積と土地売渡

表14と表15は、次の七点の史料をもとに作成したが、最初に各史料の記載内容について説明する。

「南秋田地所計算簿」（明治十三年〜大正九年）は、村名、字名、番地、地目、面積、等級、購入年月日、売渡人氏名、地価金、地租の枚数などが記されており、このなかには「長男金治名義分」（長兵衛長男）や長男「祐治名義分」（金治長男カ）も含まれているが、その分も含めて集計した。

「南秋田地券台帳」（明治十三年〜二十一年）には、村名、小字名、番地、地目、面積、地価金、地租、購入年月日、売渡人氏名のほか購入金額が記されている。

「地券台帳」は三冊あり、「南秋田郡」分二冊の内、一冊は、明治十三年から二十一年までが購入年月日であることがわかるが、他の一冊は記載されておらず、「河辺郡」分は一部分だけが記載されている。その他は上述した「南秋田郡地券台帳」とほぼ同じである。

表14 年度別土地集積一覧

年	H1	畑	宅地	その他	合計	割合	合
明治4年	0.3315				0.3315	0.13	
10年	1.7603				1.7603	0.66	
13年	1.2606			0.0024	4.2606	1.61	
15年	8.2023	0.3926			8.6113	3.25	
16年	11.5016	0.1244	0.2927	2.1512	14.9037	5.63	11.28%
17年	18.2425	0.2827	0.1407	0.4206	20.8311	7.86	
18年	12.3109	1.7505	0.2407	0.0626	14.7227	5.56	
19年	31.1020	1.5805	0.4629	1.3427	33.2220	12.53	
20年	34.1221	1.1426	0.4926	2.2411	37.1210	14.00	
21年	13.0715	0.4105	0.3400		16.0701	6.06	46.01%
22年	2.6827	0.1007		0.0803	2.7904	1.05	
23年	7.1803	0.4705			7.7311	2.92	
24年	33.3907				33.3907	12.60	
25年	2.7215		0.0925		2.8210	1.06	
26年	3.5829				3.5829	1.35	18.99%
27年	1.5411	0.0613	0.0124		1.6518	0.62	
28年	8.6217	0.0700			8.6917	3.28	
29年	0.4709				0.4709	0.18	
30年	0.1316				0.1316	0.05	
31年	1.5116				1.5116	0.57	4.71%
32年	4.7227				4.7227	1.78	
33年	0.0506				0.0506	0.02	
34年	3.0004				3.0004	1.13	
35年	1.9626				1.9626	0.74	
36年	2.6002		0.1121		2.7123	1.03	4.70%
37年	11.3722	0.0804	0.0615		11.5211	4.35	
38年	6.0801		0.1204		6.2005	2.34	
39年	4.3029		0.0308		4.3107	1.64	
41年	0.1316				0.1316	0.05	
42年	3.8327				3.8327	1.45	
45年	0.4416				0.4416	0.17	9.99%
計	283.3429	6.4927	2.4713	6.3219	253.6428	95.68	95.68%
大正1年	2.5101				2.5101	0.95	
2年	0.5517				0.5517	0.21	
4年	0.5014				0.5014	0.19	
7年	6.1108			0.0703	6.1811	2.33	8.68%
計	9.6810			0.0703	9.7513	3.68	8.68%
昭和11年	1.7006				1.7006	0.64	0.64%
総計	249.7315	6.4927	2.4713	6.3922	265.1017	100.00	100.00%

単位：町

「南秋田郡地券台帳」「地券台帳」(2冊)「地所計算簿」
「土地台帳」(2冊)「土地買請書類」

表15 年度別土地売渡一覧

年	反別	備考	割合
明治19年	0.4001	榎木村	3.46
20年	0.2218	鹿渡村	1.95
25年	0.3305	中川村左手子	2.87
26年	0.4402	上鯉川村	3.81
27年	7.0626	道川村、岩見村	61.07
28年	0.0013	榎木村	0.04
29年	0.5912	左手子、大崎村	5.13
33年	0.2014	鉄道敷地(下井河村、鹿渡村)	1.77
38年	0.1706	鹿渡村	1.49
39年	0.1222	榎木村	1.10
計	9.5629		82.67
大正1年	0.2224	内外アスファルト会社(榎木村)	1.97
6年	0.2221	道路敷地(上井河村)	1.96
9年	0.0007	道路敷地(下井河村)	0.02
計	0.4522		3.95
昭和11年	1.5425	上井河村	13.38
総計	11.5716		100.00

単位：町

「土地台帳」は二冊とも、村名、売渡人氏名、購入年月日、地目、面積、地券枚数、地価金、地租金のほか、購入金額も記載されているが、河辺、仙北両郡を記した一冊は、明治四年から三十七年までを年限としている。由利、山本、南秋田、秋田市を記した他の一冊は、十六年から三十九年までを年限とし、「地代金及家賃木屑代共請取章」(十五年から三十八年)、「地代金請取之部」(三十六年から三十九年)も記されている。

十三年から三十九年を年限とした「土地買請書類」の記載内容は、「土地台帳」とほぼ同じであるが、このなかには、「地代金請取」(八年から三十七年)、「畑作大根之代請取」(十五年度から三十八年度)も記されている。

これらの史料は、重複している箇所もあるうえに、詳細に検討すれば、購入年月日などが異なる場合もあるので、本来であれば、表1にあげた七四六点の土地売買書類を検討する必要があったが、重複箇所を除いて作成した、この表をもとに分析する。購入金額も掲げたかったが、記載されていない箇所もあったので、断念した。地目は、田、畑、宅地と山林、秣場などをその他として整理した。昭和十一年まで集積した約二六五町の約九割五分弱の二五〇町が田地で、しかもその約五割以上が、松方デフレの影響があらわれた十五年から二十一年に集中している。

それで、この七年間の田地の土地集積を、郡別、村別、年度別に整理し直したのが表16である。人数は間違いないが、あえて掲げた

金額は、先述した理由のほか、田畑や屋敷地購入などと一括して記載されている箇所もあるから、あくまでひとつの目安であることを断っておきたい。

一三一町の五割以上が、南秋田で占められ、それに河辺が次ぎ、年度別に見ると、十九年と二十年で五割以上を占めている。個人単位で見ると、南秋田では十六年、下井河村の四町三反、十七年、豊川村の八町八反と三町七反、二十年、下井河村五町七反と売渡面積が大きいが、河辺では、十六年の岩見村の三町一反だけである。しかし、南秋田でも二十年、二十一年になると、売渡人数が多くなり、それに従って面積も細片化してきている。村別で、二〇町を超えたのは、下井河村、豊川村と山本の鹿渡村であった。

次に、これら三村の「生計ノ概況」を明治二十一年「市町村制取調事務簿」から掲げる。

下井河村 人民ノ財産ヲ有スル不平均ヲ見候ところ、故ニ敢テ貧村ナラサルモ、又富裕トスルニ定ラス、糊口ニ迫ル者ノ如キハ十中ノ一ナリトス、(中略) 概スルニ人民ハ、上ハ農業ニ拠テ立テ、中ハ小作又ハ小商ヒヲナシ、下ハ日雇或ハ漁業ヲナシテ生計ヲナセリ(以下略)

豊川村 富者稀ニシテ貧者多キハ村民モ之ヲ称シ(中略) 自己ノ田圃ノ收穫ニヨリテ生計ヲナス者ハ僅々ニシテ、概ネ小作人即チ俗ニ水呑百姓多シ、昨年来ノ状況ヲ聞クニ、小作米ト租税トヲ納メタル残額ハ皆財ノ為メニ之ヲ被引去、日用ノ米額ハ他

土地の集積（田地）

19 年			20 年			21 年			合 計		
面積	人数	金額	面積	人数	金額	面積	人数	金額	面積	人数	金額
			0.2900	1	149.000				0.5605	2	234.675
						0.4500	2	213.750	0.4500	2	213.750
6.9625	4	2,888.000	2.1800	5	750.082	1.5809	4	689.000	11.4603	16	4,657.082
			5.7203	2	1,584.500	5.0718	10	2,117.000	20.1822	15	7,188.740
3.1301	4	1,002.000	9.4210	17	2,273.250	0.4205	3	110.000	27.3926	14	7,962.005
0.4929	4	15.500	2.1826	4					2.6825	8	15.500
						0.8823	2	67.000	0.8823	2	67.000
10.6125	12	3,905.500	19.8009	29	4,747.832	8.4125	21	3,196.750	63.6314	74	20,338.752
			7.9308	6	3,658.217				7.9308	6	3,658.217
						1.4001	2	679.153	1.4001	2	679.153
			0.1222	1	38,200	0.0211	1	7,086	0.1503	2	45,286
						1.5423	3	813.120	1.5423	3	813.120
			2.2816	1	576.000				2.2816	1	576.000
									8.3903	10	3,698.000
2.7223	6	839.807	0.9921	1	339.902	1.6815	6	837.760	10.3626	16	3,533.306
									3.1228	1	500.000
									1.0621	1	232.000
2.7223	6	839.807	11.3407	9	4,612.319	4.6520	12	2,337.119	36.2709	42	13,735.082
7.5721	5	1,349.000	2.9805	6	894.000				20.0208	19	3,777.370
									1.4627	2	221.292
10.1811	3								10.1811	3	
31.1020	26	6,094.307	34.1221	44	10,254.151	13.0715	33	5,533.869	131.5809	140	38,022.696

単位：面積＝町 金額＝円

村ヨリ買入ルル者、尤多シト云（以下略）

鹿渡村ハ多クハ南秋田郡人民ノ入作ニシテ、地価金ノ大凡三分ノ一ハ、他ノ所有ナリ、而シテ村内ニテハ地租金百六十円を納ムルモノ一人、外ニ所得税ヲ納ムルモノ一名アルノミ、人民ハ専ラ農業ニ漁業等ヲ以テ生計ヲナセリ、戸数ノ三分二ハ極メテ貧民ナリ、然レトモ糊口丈ケハ漸ク取続キ居るタル有様ナリ（以下略）

四十一年の村別小作地率は、これら三村は六割七分から七割で、県平均を大きく上回っている。十七年から三十九年までの間に、公売処分された田地、二五町取得しているが、鹿渡村は十八年、七町六反、十九年、三町二反、三十七年、八町八反と記録され、しかも九町弱を処分されたのは、先に掲げた「取調事務簿」の一名答職ノ村長得ラルヘキ見込人名」にあげられていた二名の内の一人で、二十三年には村内最多額の二百円弱の地租を納めていた者であった。これに比すれば少ないが、十八年の下井川村は一町七反、二十年の豊川村は一町弱記録され、特に十八年から三年間は、農民層の分解は急激であった。

また、この間の売却した土地を整理したのが表15である。八割以上明治三十九年までの売却で、鉄道用地や道路用地は問題がないにしても、二十七年の、四町弱（道川村）と三町弱（岩見村）の売却理由が気になる。それ以外では、「懇願願出ニ付前記之代金を以永代売渡」と明記されているからである。

ところで、二十四年の三三町は、角間川の大地主本郷吉右衛門か

表16 7年間の

郡名	村名	15年			16年			17年			18年		
		面積	人数	金額	面積	人数	金額	面積	人数	金額	面積	人数	金額
南秋田	川尻村				0.2705	1	94.675						
	寺内村												
	上井河村	0.1222	2					0.5870	1	330.000			
	下井河村				4.2900	1	1,372.800	3.3125	1	1,664.440	1.7806	1	450.000
	豊川村				1.8516	3	505.280	12.5624	2	4,071.475			
	天王村												
	金足村												
	計	0.1222	2		6.4121	5	1,972.755	16.4626	4	6,065.915	1.7806	1	450.000
河 辺	牛島村												
	仁井田村												
	上北手村												
	豊岡村												
	四ツ小屋村												
	左手子村	8.0801	5	3,636.000				0.3102	5	62.000			
	川添村				4.9527	3	1,515.837						
	岩見村				3.1228	1	500.000						
北野高屋村										1.0621	1	232.000	
	計	8.0801	5	3,636.000	8.0825	4	2,015.837	0.3102	5	62.000	1.0621	1	232.000
山 本	鹿渡村										9.4612	8	1,484.570
由 利	道川村							1.4627	2	221.292			
仙 北	淀川村												
	計	8.2023	7	3,636.000	14.5016	9	3,988.592	18.2425	11	6,349.207	12.3109	10	2,166.570

加賀谷長兵衛家の土地集積について

ら二三、六二五円で購入した下井河村の田地である。明治十三年、角間川周辺の大地主らが「腐米改良」を主目的に「秋田改良社」を設立し、本郷は頭取に選出された。同社は、腐米改良資金や土地開拓資金の融資のほか、預金の受入など農村金融を行ったが、その資金にするためであったものか、ともかく、「本郷家文書目録」(秋田経済法科大学経済学部経済研究所発行)の「近代―土地・小作」に次の史料が記載されている。

130 (抵当) 証券 明治18 本郷吉右衛門 松本与右衛門宛南

秋田郡北川尻村分二十八町七反九畝七步

152 (土地書入金子借用) 控 明治21 (本郷吉右衛門) 加賀

谷長兵衛宛 土地書入七千円借用につき

153 特別契約証券 明治21 (本郷吉右衛門) 加賀

谷長兵衛宛 137につき引受保証人責務につき

十八年段階では松本与右衛門(物産委託社員)宛に、北川尻村を抵当に入れたが、実際に購入したのは、加賀谷長兵衛であった。この間の事情も関心があるが、今は指摘するだけに止めたい。

おわりに

加賀谷家の土地集積に重点をおいて、レポートしたが、分析視点が一定しておらず、まとまりをもった報告はできなかった。特になぜ、大正十年で区切ったか、郡単位の小作帳は、昭和十七年まであ

るのではないかと、問われれば、そこまで整理できなかったと答えることしかできない。十七年時点の土地所有規模を知るため、最も古い「収入簿」を最初に分析したのであり、次ぎの二十二年は、「二十二年度所得金調」と比較するために作成したのであり、それ以降はだいたい十年きざみに作成したにすぎない。

また、本来であれば、加賀谷家が「御用商人」として成長する過程を、藩権力や地方知行制の關係のなかで、捉えたいうえで、幕末・維新の変革期を、知藩事や県令とどのように關係を保ちつつ乗り切ったか、筆を進めるのが順序であつたと思ふ。

さらに、明治になってからは、年代により、重点の置き方が変わってくるが、強力な「権限」をもった「一県」や（もちろんその彼方には「国」を見据えつつ）や「地域」（小作地のみならず、上崎湊（物産会社など）や秋田市（米穀商や感恩講）との關係を視野に入れつつ追究することが必要となる。もちろん、土地集積資金をどのようにして捻出したか、その原資のひとつになつたと思われる、小作米^{II}商品の販路をどのように確保し、拡大していったかは、追究しなければならぬが、これは、最初から投資対象として土地集積にあたる「商人地主」の場合、切実な問題であつたはずである。商人地主は、一般に貸付金の返済不能を機に、抵当とした土地を取得したといわれているが、その場合でも、貸付金の出所を明らかにしなければならぬ。特に一三〇町を超える土地を短期間に集積するための資金は、いかにそのなかに、公売処分や担保とされた土地が

含まれるにせよ、資金的に余裕がなければ、無理だと思われる。土地集積のきっかけが何であつたにせよ、資金源を押さえたうえでの議論が必要となる。そのためには、商品として小作米の販路を上崎湊や秋田市内の米穀商との關係で追究すると同時に、大福帳、貸付帳、蔵入帳、蔵出帳といった経営諸帳簿を丹念に整理し、分析することが求められる。

そのほかに、土地集積が当該地域の社会、経済に与えた影響も無視できない問題で、さらに、小作地管理の問題もある。小作料収入を確実にするためには、労働力^{II}耕作者確保が前提となる。過剰労働力がプールされていれば、確かに、需要と供給の關係で貸し手^{II}地主が有利になるが、それが必ずしも小作料の安定納入に直結しないことは、大正十年度の未納米が特定の村に集中し、元年度に比すれば、差引残米が五・五倍に増えていることから明らかである。これが何に起因するものか、解明したいが、明治末年から加賀谷家は、投資の対象を土地から挽材会社や瓦斯会社にシフトしたことは、表1や表14で明らかで、さらに株式（秋田銀行、秋田農上銀行、四十八銀行のほか京釜鉄道など）や公債（軍事公債、秋田県公債、秋田市公債など）の購入も積極化し、この時期に経営方針を転換したのではないかとも思われる。

多数の農民を土地から追い出して、流民化、小作人化したのは、困であり、土地集積はその路線に従って行われたのである。だが、「瀬戸二迫ル者ノ如キハ十中ノ一ナリ」（下井河村）、「小作米ト租税

トヲ納メタル残額ハ皆財ノ為メニ之ヲ被引去、日用ノ米額ハ他村ヨリ買入ルル者、尤多シ」(豊川村)、「戸数ノ三分二ハ極メテ貧民ナリ」(鹿渡村)で、地主経営は安定するであろうか、確かに鹿渡村の収納米率は、井河村とは違い、悪くはないが、その内実を分析する必要がある。

村単位の小作帳は、明治三十八年から昭和十七年まで明治期は一冊のみで、大正期はなく、残りは昭和八年からである。伝来したのは鹿渡村と大川村を含めた上井河、下井河、両村分だけで、他は作成されたか、否かは断言できないが、耕作面積が大きい村だけ作成したとも考えられる。特に伊藤養之助の一一〇町は、小作地の管理と耕作の両面からの分析がかかせない(註②参照)。

さらに、商品としての小作米の品質向上や、耕地整理の問題もある。

明治三十二年の「耕地整理法」の制定は、「乾田馬耕」と結びつき、県でも二十四年から県費を支出するなど奨励した。国は、三十八年、整理法を改正、四十三年からは「耕地整理及び土地改良奨励費規則」を定めて、国の資金が貸し下げられるようにした。こうして、整理事業拡大の条件は次第に整備されていくが、産米の増収をもたらすほか、耕地の拡大などにもつながる耕地整理は地主にとって、関心の高いことであつたはずである。

耕地整理法に依り工事を施行する者に対しては、毎年度予算の範囲内において、本則の定むる処に依り、調査設計及工事監督を

行い、特殊工事に就いては補助金を交付す

(『秋田県農地改良史』)

これが、明治四十三年四月二十九日に出された「秋田県耕地整理奨励規則」の総則で、四条では「調査設計に要する費用は出願者より徴収せず」とされ、県では整理事業を積極的に推進している。もちろん補助金交付には、諸条件が付与されるにしても、地主にとって歓迎すべき施策であつたに違いない。大正元年の「収入簿」には牛島で七町三反、整理された記録があるが、この事業に対する取り組み方を、小作地管理の問題と重ね合わせて見ることも必要である。きわめて消化不良の報告となつてしまつたが、上述した諸問題について、より広い視点から、解決の糸口を一つでも見いだせればと思つている。

註

- (1) 秋田県公文書館所蔵古文書目録第一集『加賀谷家文書目録』
- (2) 明治二十六年「第二課農工商掛事務簿」商工之部式番
- (3) 「商業・金融」のなかの質屋関係史料は十二点、他の諸帳簿と読み合わせなければ、使用できない。
- (4) 天保十年生まれの父から、長子政治が「長兵衛」を受け継ぎ、改名した。父はその後、久右衛門を名乗る(「万日記」)。
- (5) AS三四二一五一
- (6) A六七二一一
- (7) A三一七一九
- (8) 県A一五八

- (9) 金森正也「久保田質屋仲間の組織と機能」(「秋田県立博物館研究報告」第20号)
- (10) 不動産部門では地価金に対する所得金額の割合を、小屋貸付を除いた公債証書以下の動産部門では、額面金高に対する割合を、あらわした。
- (11) 明治二十二年「第一部勸業課事務簿」商工之部二番
- (12) 明治二十一年〜同二十九年「第五課農商課事務簿」商工ノ部全
- (13) 「記録簿」による。同商会の経営の分析が前提となるが、役員辞任理由について、関心はある。奥羽鉄道開通により、同商会の役割が終わったと考えたのか、或いは年齢によるものなのか。
- (14) 「田徳米収入簿」はすべて、小作人の居住地で纏められている。面積を地目別に整理できなかったのは、
- 一 田荒畑反別合 壹反三畝拾歩 南秋田郡大麥村
此小作米六斗式升 菅生長四郎
- (以下略)
- 一 田畑山林草生地秣場反別 式町五畝十三歩 南秋田郡大麥村
此田徳米八石六斗八升 工藤久之助殿
- (以下略)
- 「二十二年度」
- (15) と、必ずしも地目別に記載されていないからである。
- (16) 保吉届けの二名は、何を基準に選ばれたのかも、明らかにしなければならぬ。
- (17) 明治二十七年「第三課農工商掛事務簿」商工之部式番
明治二十六年「第二課農工商掛事務簿」商工之部式番
- (18) この表の合計の項目の「計」は、加賀谷家所有地の計であり「郡」は、四郡の計を、「県」は秋田全部の計を意味する。
- (19) 長男金治名義分の小作人は九人、直小作人分は二一人である。
- (20) (A)の「特別容赦米」の意味や伊藤にとって「責任取立人」になるメリットなどは明確にしなければならない。また一〇町を一人で耕作できたとは考えられず、「耕作請負人」であったのではないかと考えられるが、その点の追究は今後の課題としたい。なお、特別容赦米は大正元年度には見られないが、小作米を集計すれば、拾壹石壹斗八升壹合が不足しており、これが特別容赦米に相当したものであると思う。二十二年では全く見られない。
- (21) 「差配制度」については中村政則「労働者と農民」(『日本歴史』29)による。また、税額については「秋田名譽鑑」(一名直接国税十五円以上納税名鑑)による。大正二年の税額で、地は地租、所は所得税、営は営業税である。連記されている中道は、凡例によれば一族となる。地租をもとに所有反別を算出すれば、中道は約三二町、伊藤は約一六町の所有となる。但し田の地価で計算。
- (22) 安良城盛昭「日本農業と地主制の地帯構造について」茨城農業地帯主制分析のための基礎的視点―(『茨城県史研究』13号)に「明治四十二年所得税改正は、第二種所得について新しく国債利子所得に対する無課税を定めるとともに、社債利子所得・株式配当所得についての、一律一、〇〇〇分の五〇の課税に対して、小作料所得については、(略)累進課税制をとっており、小作料所得二一、〇〇〇円に達すると社債利子所得・株式配当所得に対する課税率一、〇〇〇分の五〇を上廻る一、〇〇〇分の六〇の税率によって課税される定めになっており、(略)かくて大地主が、土地所有も集積・拡大よりは公債・株式所有の拡大に向ったことは全く疑問の余地がない」とある。
- 所得税改正が地主の土地所有拡大に対して阻止的要因のなったと

の指摘は、工業部門への投資や公債・株式の取得にむかったことと符合する。また小作米の収納率が何に起因するか、平年作より三割四十三万石減収した大正二年の冷害も、視野にいれて考えたい。

(23) 福祉事業団体である感恩講（文政十二年、那波三郎右衛門ら設立）の年番理事で、断片的な史料ではあるが、明治三十四年から四年間、年平均、百十石、二百戸弱への施米や、三十八年、加賀谷長兵衛らの尽力で児童保育園を新設し、貧困家庭の児童五人を収容するなどしている。このような民間救済団体の運営に積極的に関与した加賀谷長兵衛の地主としての立場と、社会事業家としての立場がどう調和したかを考えることも、重要な視点となる（「感恩講施米比較表」）。

(24) 労働市場が未成熟な段階では、没落農民は農村に滞留するしかなく、彼らによる小作地借入競争が、高率小作料を生み出だし、これが地主によって公債や株式などに投資される。農業の犠牲のうえに日本資本主義は成長していったといえる。しかし、これが小作争議の社会・経済的背景になったことも確かなことである。

〈付記〉

本稿で使用した史料は、ことわりのない限り当館所蔵加賀谷家文書である。

《史料紹介》

角館郷校運営に関する史料

—吉成文庫整理の中間報告—

加藤 民夫

はじめに

- 一 吉成文庫成立の経緯
 - 二 角館郷校開設期の史料
 - 三 校舎落成前後の史料
- おわりに

はじめに

本稿は平成六年六月に寄贈された吉成文庫の中から角館郷校に関する七点の史料を紹介し、既存の佐竹文庫の北家史料（整理記号A・K）との関連や秋田藩学館制度の中で占める史料的位置について考察するものである。ただし、第二節以下で詳しくのべる予定であるが、紹介史料の二点は既に活字化され、必ずしも目新しいとは言えない。だが、文庫整理の中間報告を兼る立場からして、重要史料の正しい位置づけは避けて通れない。それ故敢えて重複を承知で掲載

することにした。ご諒解を願いたい。

一 吉成文庫成立の経緯

1 史料受け入れの経緯

本県の仙北郡角館町吉成あさみ氏より、父直太郎氏が収集した古文書を県公文書館に寄贈したいとの連絡をうけたのが平成六年六月三日であった。この日から直ちに行動を開始し、同月六日に筆者（加藤）と菊池主任専門員が角館町の吉成氏宅を訪問し史料の実態を調査した。史料は物置になっている部屋とその押入れに文箱・茶箱・段ボール箱に分けてはあるが、かなり乱雑に収められていた（写真1参照）。

史料の内容は吉成家の伝来文書、吉成直太郎氏の収集文書、さらに同氏の著作原稿、書籍類など複合的な構造を持っている。ひとつとおり調査を終えた後、あさみ氏より寄贈の意図について伺った。と

くに当館では史料の現地保存を尊重する立場をとっており、角館町での保存を第一義と考えたからその間の事情を確認しておきたかったのである。あさみ氏の話では、既に角館町に再三寄贈を申し入れたが、町立図書館ではその保存に万全を期し難いので辞退することであった。また、県史編さんに携り、県機関にも馴染みが深い父の史料は、保存設備の整っている公文書館に寄贈するのが、娘としてもその遺志に添うとの考えを力説された。この意向をう

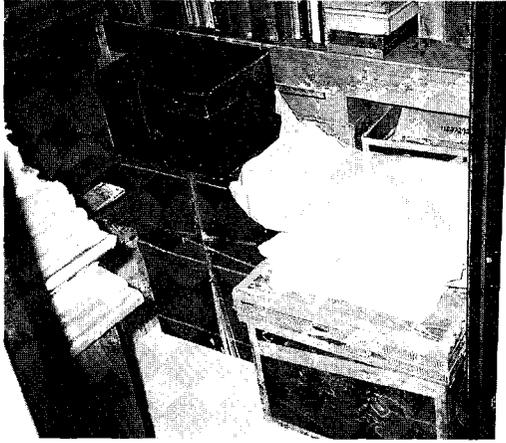


写真1 吉成家室内の保存状況

角館郷校運営に関する史料

けて六月十四日吉成一樹氏（当主で大阪府在住、あさみ氏の長男で直太郎氏の孫にあたる）と寄贈の契約手続を正式に交わし史料の入手は完了したのである。

2 史料の収納と選別

まず、段ボール四七個分の史料は二度に分けて燻蒸を行った後、貴重文書書庫の奥まった書架に置かれた。ここで古文書・書籍・原稿の三部門に荒仕分けを行い書架に整頓して再び納め、現況を写真撮影で記録した（写真2参照）。



写真2 書庫での荒仕分け後の保存状況

さて、第1次整理の初めは明治以降の書籍（刊行物）の選別である。吉成氏が研究や趣味のため入手したとみられる図書九八七冊を選別し、その書名のコンピューター入力を完了したのは同年の九月である。

表1 吉成家文書第1次整理（段ボール箱仕分け）

A		B		C		D		E		F		G		H	
束記号	点数														
A-1	7	B-1	22	C-1	18	D-1	16	E-1	15	F-1	22	G-1	41	H-1	9
2	5	2	16	2	6	2	4	2	18	2	14	2	11	2	23
3	16			3	9	3	9	3	11	3	18	3	9	3	6
4	16			4	6	4	11	4	12	4	5	4	25		
5	18			5	14	5	14			5	2				
6	23			6	16	6	10			6	9				
7	34			7	11	7	1			7	17				
8	12			8	7					8	5				
9	15			9	35					9	26				
10	29			10	3					10	35				
				11	4					11	19				
				12	2										
				13	3										
				14	8										
				15	7										
				16	2										
				17	3										
				18	12										
175		38		166		65		56		172		86		38	

総数 796点

角館郷校運営に関する史料

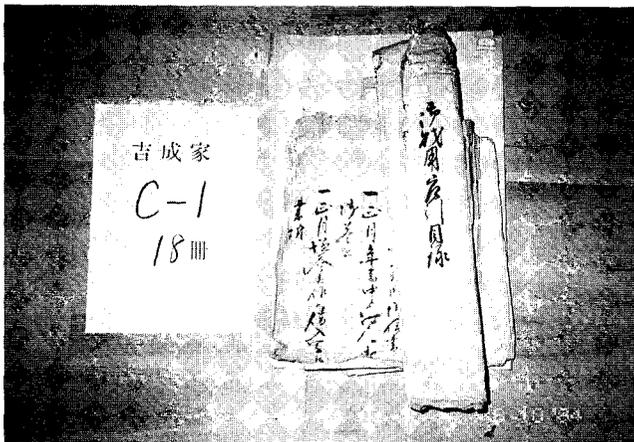


写真3 第1次整理の古文書1束の例

次に江戸期の書籍と古文書の選別作業を行なうのであるが、それに先立って、これら江戸期の史料の原形を確保する意味で、段ボールの収納順に従って史料の包みを束ねて記号を付したのである。その結果、全史料が七九六点に再仕分けされ、八つの段ボールに納められることになった（表1参照）。その一束を抽出し実例を示すと次のとおりである（写真3参照）。

さらにこれを書籍と古文書に分けて、仮表題をつける第2次整理

表2 「吉成文庫」の第2次整理に至るまでの経過

平成6年	
6/3	仙北郡角館町吉成あさみ氏より、父直太郎が収集した古文書及び所蔵の書籍・原稿を当館へ寄贈したい旨の連絡あり。
6/6	加藤課長、菊池主任専門員が吉成氏宅を訪問。史料の実態を調査し、その結果を次長に報告したうえ直ちに受け入れを希望する旨同氏に伝える。
6/8	吉成あさみ氏より当館へ寄贈したいとの正式な連絡あり。
6/14	菊池、須藤主事の両名が史料受け取りのため出張。(6/17残りの史料が宅急便で到着、全史料段ボール箱で47個が揃う。) 吉成一樹(当主)宛に寄贈の受領書を交付し、寄贈手続きを完了する。
6/21~23	史料の第1回分の燻蒸を行う。
6/23~27	史料の第2回分の燻蒸を行う。
8/10~11	史料の現況を写真撮影。(佐々木主事が担当)
8/12~29	明治以降刊本及び原稿類を書架に配列する。(")
12月上旬	古文書類の第2次整理を行い、史料を1点ずつを中性紙の封筒に収める。 (加藤、佐々木が担当)
平成7年	
4/18	吉成一樹氏(代理 吉成あさみ氏)に感謝状及び記念品を贈呈。
5/2	江戸期書籍箱類の整理作業開始。(須藤が担当)
6/6	古文書の仮表題をつけるための解読に着手。(加藤が担当)
6/9	江戸期書籍類の整理作業完了。
6/28	明治以降刊本を公文書書庫に預ける。
10/30	古文書の仮表題作業完了。

作業が十二月から開始された。このうち江戸期書籍名のコンピュータ入力力は平成七年六月に完了し、一三〇冊の書籍が登録された。さいごに同年十月までかかって古文書六〇三点の仮表題をつける作業を完了した。作業に当たっては、出来るだけ史料内容にふさわしい表題を考えたが、現実には賞、書附、書状などという抽象的なままの表題がかなり残った。第3次整理で分類記号を確定する際に改

めて表題の訂正を行いたい。

なお、整理中、書簡をはじめ書状類でかなりの断簡を目録から除外せざるを得なかった。将来、文書の利用が進んだら補完史料となるかも知れないので一括して保存することにした。また、原稿史料も公開の対象からはずれるので段ボールのまま保存することを付記しておく。以上の経過を簡潔にまとめると表2のとおりである。

3 史料群の性格と命名について

私たちがはじめてこの文書群を目にするまでは、角館町今宮組下の吉成氏の伝来文書だろうと単純に推測していたのである。

ところが、前記のように、文書、原稿、書籍が混在しており、第1次整理はその仕分けが中心とならざるを得なかったのである。

史料が混在する理由は、所蔵者吉成直太郎氏が『秋田県史』や『角館誌』の執筆者として多くの文書・書籍を収集したことによる。しかもその時代は昭和にまで下るのである¹⁾。しかも、史料は執筆利用の前後に年代別、内容別に分類された形跡は見られない。一点一点の史料についてみても包装や表紙が紛失しているものが多く、ラベル番号を付した若干の史料を除いて無秩序と言ってよい。それ故、原秩序維持の原則はここでは適用外とせざるを得ない。

つまり、収集家の典型的な複合史料群として性格規定すべきものである。そうであるならば、この史料群は当館の東山文庫(東山三郎氏収集史料)、山崎文庫(山崎真一郎氏収集史料)の例に準じて、「吉成文庫」と命名するのがもっとも史料の存在形態に忠実である

と考え、この名称に確定したわけである。今後は第3次整理によって分類と分類記号を決定し、さらに表題の修正を経て新しい目録作成へと作業を進めて行くことになる。

二 角館郷校開設期の史料

古成文庫の中から郷校関係史料を取りあげた理由は、古成直太郎氏が『秋田県史』文芸・教学編、『角館誌』北家時代編下の執筆で使用した史料がそのままこの文庫の史料として収蔵されているからである。一方、当館収蔵の佐竹文書・北家史料には『北家御日記』（AK二二二一）をはじめ郷校に関する数点の文書がある。しかも両者に同一史料は一点も存在しない。これは明らかに編さん事業の過程で北家文書が借り出されたが、何らかの事情で編さん者の手元に留めおかれたことを意味する。それだけに古成文庫の史料（番号は整理番号で仮りものである）を提示し、その空白を埋める形式の史料紹介は北家文書群の全貌を理解する一助となるであろう。なお頻出する「北家御日記」は（ ）に元号年月日を記すだけで書名は省略するので御了承いただきたい。

二 学館御条目（No.347）

文武忠孝を可稱勅事兼可被御渡といへども、其道に達する事余、

聖賢之教に依らずしては、其義を難得候、依之学問之儀は、從御先代御取建被成置候事故、今般御代々之御遺旨に基き、猶学問之力無之候ては、時務に達兼候儀も可有之、因ハ人才教育之為を存候而、学館建立し教導之役々申付候間、向後何も致出情、身を修才を養政を賛る之儀、專要に心懸候様にと冀もの也
（寛政五年）八月

この史料は秋田藩が学館を建立した後に出した基本法令と言ってよい。ただし、同時に公布された「執達」別紙書付の「寛一の三点がセットになって具体的効力をもつのである。公布の年月日は「寛政五廿年八月十九日於秋田御座之間御出座之上左之通被仰出候」とあるように寛政五年八月十九日である。この日、直ちに仙北筋に上使として岡甚之助、駒木根数馬の両名が御条目以下の書状を持って出発している。藩主の言葉^{（1）}を直接地方の所預（在方の行政支配者）^{（2）}に伝えるためである。角館の所預佐竹義躬には八月二十一日岡甚之助が持参している。北家の当主佐竹義躬は「以御条日被 仰渡候趣意は、御学館被建置教導之役々被 仰付候間、已後学問出精可務由ニ候、右御条目を以塩谷左膳へ申渡、夫方御請申上候」（寛政5・8・21）とのべるように、藩主から支配下の教導役を命じられた中心に自分を置いている。

確かに、御条目はその点に触れているが、「猶学問之力無之候ては、時務に達兼候儀も可有之」という点を置かれている事を留意して

いるのである。しかも「教導の役々付候間一は義躬自身ではなく、新しい学館職員に選抜された藩士を指すものでこの点でも感覚のズレが認められる。藩首脳部は前年から在方の藩士の学校勤番を制度化しており、所預らも藩校についてかなり共通理解ができていて考えていた。しかし、それは大きな誤算であった。御条目が一度出されたぐらいで、門閥意識の強い所預たちが藩が意図する全藩士教育のスケールを読みとることは上台無理であった。

たとえば、同日の持参した書状の一つで、匹田斎ほか三名の年寄が連署で示した内容に「在々給人とも迄も御城下諸士同様ニ、猶更文武之道可相励勿論之儀ニ御座候得共、是迄は学問之儀指而御取立之儀不被仰渡候故、自今は組下給人之内学力有之者ハ、書院教授と申名目ニ而会口建置、於表座敷講習可為致旨被仰出候」という郷校開設にかかわるものが含まれていたのである。そして、別紙には書院教授の候補として佐瀬源五左衛門と常代頼母の両名を挙げ、差支えがなければ義躬が直接任命するように通達している。なお、書院教授の身分は組頭並とし、御合力年々銀一枚と規定している。

ところが、在々の所預や藩士は前年から藩が命じた御学校への勤番出仕についても、その内容を熟知していなかったせいか、きわめて消極的であった。角館の場合について、その間の事情を「北家御日記」によって追ってみよう。まず御用所において寛政四年（一七九二）四月二十三日、学校へ六十日詰勤番をする人物を推薦せよとの指令が出され、「是迄学問好致候面々思慮致候も可有之、又は兼

而学問不致候ても学問致度候者も可有之候故、是等之儀を御吟味、其人物名前書出可被成由ニ御座候」（寛政4・4・27）という方針が届いたのである。

さっそく家老どもと協議した義躬は、翌月五日までの期限を考慮し、緊急に勤番を選抜することを決めたが、手当の二人扶持は少なすぎることに疑問を感じている。やはり懸念されたように出仕の希望者はなく、「与下共一統申出候ハ、此度学校勤番之義被仰渡候得共、何も学問未熟之義故、罷登之義御免被成下度旨申出候、仍而明日久府へ申遣候由申聞候」（寛政4・5・3）というように辞退の報告を行う結果となった。この所預義躬の処置に対して、藩はその論旨に反論を加え布達に従うよう厳しく命じている。結局、組頭からの推薦をやめ、家老らが直接指名を行って勤番人数は次のように定まった（同4・5・17及び5・19）。

常代頼母 佐瀬源五左衛門 平沢祐助 畑源助（畑嘉一郎に代る） 石井喜代松 森田周助 糸井伊兵衛 糸井万四郎 宮崎祐藏（竹村小市郎に代る） 以上九名

この後、彼ら九名による勤番が始まったが、その模様を一北家御日記から跡づけると次のようになる。

- ① 佐瀬源五左衛門 七月二十日迄に出勤を命じられる。
 - ② 糸井 伊兵衛 九月一日よりの出勤を命じられる。
 - ③ 森田 周助 十月一日より晦日までの勤務を命じられる。
- 翌寛政五年分については、宮崎祐藏以下十二名を定めたが（同4・

12・22)、この年より角館分の勤番は二名となっている。二月は④金丸喜四郎、⑤畑嘉一郎が出府した(同5・2・6)。しかし、河原田数馬、吉成兵庫は病身を理由に勤番辞退を申し出るなど、在方藩士の学問への熱気はそれほど伝わってこない(同5・3・2及び、3・16)。その後の動きはやゝ不明であるが、六月分には⑥常代頼母、⑦石井喜代松の二名が割当てられている(同5・5・4)。

この間、学館の体制は着々と整い、八月からの従来の勤番の出動を停止し、新規に一六名の勤番を発表した(同5・7・26)。そして彼らのほとんどが七月二十四日の人事異動で学館職員となった。これを一覧にすると次のようになる(表3参照)。なお、糸井伊兵衛は勤番発表にさきがけて出府を命じられ、八月一日に成田茂吉と共に教授並に任命されている。人事の追加は続き翌二日は大野正治が教授並、同九日には角館本御家中梅津只之丞が教授に任じられている。一年間の勤番の成果を基に城下久保田の学館への人材抜擢が

表3 勤番の学館職員配置一覧
(寛政5年8月)

高橋 十兵衛(教授)	豊田 八右衛門(勤番)
平井 良蔵()	近藤 平蔵(なし)
細井 兵吉()	芳賀 兵馬(勤番)
安東 才吉(なし)	石井 源吾()
野上 藤藏(勤番)	信田 惣助()
後藤 永治(なし)	関口 半八()
益田 治右衛門(勤番)	黒沢 文内()
平沢 小七郎()	岸 団四郎()

始まったのである。

話は戻るが、前記の郷校書院教授による郷校運営が軌道に乗るにはかなりの歳月を要することになった。まず、角館では、義躬自身の意識にもきわめて保守的傾向が認められる。まず年寄宇都宮小膳宛の書状で一郷の教導について「拙者義兼而甚不学、殊昨年之頃方家督ニ相成兼而困窮之義ニ候得ハ、只管財用取扱之義而已相拘、聖賢之道相学候間も無之、空敷四拾五年之春秋を相過候、然は今般結構之 思召被 仰出候義ニ候得ハ、当時方学問修業も可仕之所、兼而上昇症ニ而書籍等披見致候義相成兼候」(同5・8・22)と明らかに学館御条目の方針に抵抗を示している。決して不学でもない彼が拗るのは、天明元年、角館帰城を命じられて以来、若い藩主義和を擁し、門閥層を抑えて新政策を強力に指示してくる年寄衆のやり方に大きな不満を抱いたからであろう。彼は同じ書状の中で「閑居御暇申上候外無之所存候」と引退まではめめかしている。

しかし、学館制度を推進する藩の方針は揺らぐことなく、常代頼母のほか所預が追加で推挙した平沢三郎右衛門、畑源助を加えた三名を書院教授として承認し郷校の運営を促している(同5・9・1)。このように種々の問題をはらみながら、寛政五年九月七日、表座敷において平沢三郎右衛門による大学講釈が行われ開校となったのである。当日は又四郎(義躬の嫡男)、塩谷又太郎をはじめ、組下家中が出席している。とくに角館郷校の場合、家臣団の構成が複雑で北家家臣のほかに本御家中(旧式部家家臣で寛政九年角館住居と改

称)、塩谷又太郎組下(旧今宮撰津守組下)が同居していることによつて生ずる問題も多かった。例えば、角館書院教授の講釈に本御家中も出席するよう定めたが、わずか二十日もたらず「十六日豊田宇左衛門を以書院教授講日之節、本御家中出席之義、先日被仰渡候へとも、右被仰渡ハ御引上之由ニ候一(同5・10・19)と撤回している。義躬らが年寄衆に本御家中の出席を断る申出を行った結果によるもので、家臣団同志の対立の深さを窺わせる。

寛政六年には助教小野岡織負が教授細井兵吉を伴い仙北への督学を行っている。六月に一般的布達をなし、七月の布達で具体的内容が示されたのである。後者の口達書は北家史料「督学派遣の口達書」(AK三七二一)として残されている。翌七年十月には在々書院教授は学館勤番の役支配となり、所預の人支配から脱する方向が明確となる⁽¹⁰⁾。この間、角館の場合は義躬と学館の間が依然ギクシャクしたままである。それを反映してか、書院教授も精彩を欠いて、全員が病気で講釈中止となる始末である(同6・10・17)。もっとも、畑源助は致道館、平沢三郎右衛門は麗沢館とそれぞれの家塾の経営者でもあり、全精力を傾注できなかったものと考えられる。

寛政八年の十月十七日、書院教授の講釈に火鉢を使用する件が持ちあがり、同二十三日、十一月二日、十一月十九日と「北家御日記」はこの問題にふれている。寛政九年には「教授共申出候ハ、会読詩会之節出人甚不足、会日潰ニ相及候事も有之候、仍而贅学と也勤学と也申付候而、十人斗も申渡候様ニ致度由ニ候」と会読、詩会の不

振を訴えている。これに対し郷校建築計画を考える義躬は当分このままの状況を容認し、教授らの怠慢とはしない旨答えている(同9・1・14)。いよいよ、校舎建築が具体化するが、この点は次節に譲りたい。

三 校舎落成前後の史料

寛政十年「常代金石衛門願書を以、当地へ郷校相建候御入用銀十貫献上致度由申出候、明日久保田へ申立候様ニ平治右衛門へ申付候」(同10・3・14)との記事によつて郷校建築計画は事実上スタートしていることが判明する。さらに同年四月八日には、御組下大野直記の空屋敷に建立することも定まったのである。この工事は十月までかかつて一応落成にこぎつけたものとみられる。これに関わる一連の史料を紹介したい。

Ⅱ 中山文右衛門の達書(午八月廿五日達式通之内)

(A) 覚 (No. 342)

一 講釈之節主計殿へ文臺火鉢可差出苦

一 講釈始メ、終り之節御一拝之事

一 北家二男、塩谷父子上坐之事

(B) 覚 (No. 343)

申上候迄も無之義故、御指出役のため私共迄嘶候御由ニ而、中山

文右衛門申条左之通

- 一 於郷校講積之節此方様江御文臺并寒氣之節ハ御火鉢可被指出と申義は、於御屋敷講積之節ハ御見臺御煙草盆被指出候様承候得共、御学館江 屋形様被為出候而、御講積之節も、御見臺、御煙草盆ハ不被指出候故、右之通ニ可被成由の事
- 一 講積始メ終之節、御一拜可被成と申儀は、於御学館 屋形様右御一拜被遊候事故、右之通ニ被成置へくと申義、且御講積致候者へ之御禮ニは無之候、御書物江之御禮之事の由の事
- 一 御二男様、御三男様御出席之節、塩谷左膳殿父子江御上座之義ハ、又太郎殿此表へ御登合故、御同人江も被仰渡候由の事
- 一 講積之節、此方様御脇指御取可被成と存候、御学館ニ而 屋形様御講積之節は、御脇指御取被遊候事故、右之通ニ可成置と申条の事
- 一 郷校之門前ニ而、御下乗可被成置と存候、於御学館 屋形様御中門之前ニ而、御下乗被成置候御事故、右之通ニ可成置と申条の事

この二点の史料は明らかに前節で寛政六年以来、義躬が問題としてきた郷校での所預のマナーについて一つの結論を示したものと見えよう。すなわち、見臺・煙草盆は不要、講積の前後は一拜、席次は塩谷父子より上位、講積のさいの脇差はとること、郷校門前での下乗はすること等が決定したのである。これらは新校舎落成を目前

にして緊急を要する決断であった。

Ⅲ 角館郷校落成につき教諭書 (No. 346)

此度郷校落成之上ハ学問勤励之儀ハ勿論礼誼遜讓を專にし、一統敦厚の風儀に相趣き候様ニ有之度候、其地ニハ住居組下等之分も有之候得共、郷校之儀ハ何方之為め被相設候と申儀ニ無之、角館一統御風教之礼場ニ候故、相互和順ニ申合、時ニ奇難会得事有之候而も、篤と申会順理ニ相帰候様論解可有之候、此等之儀ハ校中に不相限、一郷ハ皆御風化之下ニ罷有候面々之事ニ候故、常之参会之節も此等之儀申会、自然ニ争端等不相生様ニ有之度候

一 校中之諸事教授贊学遂相談相極可申、手元限ニ而難相決儀は御学館江可相伺候、惣而少壮之輩ハ老成を敬崇し、老成の輩ハ少壮を督責誘掖之勢威を以不相陵、互ニ恭順を專に心懸候ハ、同僚自然ニ輯睦し、其風一郷にも可相及候ハ、実に学業御取立之可奉愜御本志ニ候 (写真4参照)

本史料は既に公表済みのものである。^②しかし、ここで再掲載するのは史料群の復元のためばかりではない。第二節でとらえた角館地方の特異性を考慮に入れて解釈を仕直す必要を感じたからである。何故なら、『角館誌』はこの問題について「また角館郷校落成の際交付された次の教諭は、角館一統御風教之礼場」である旨を強く戒

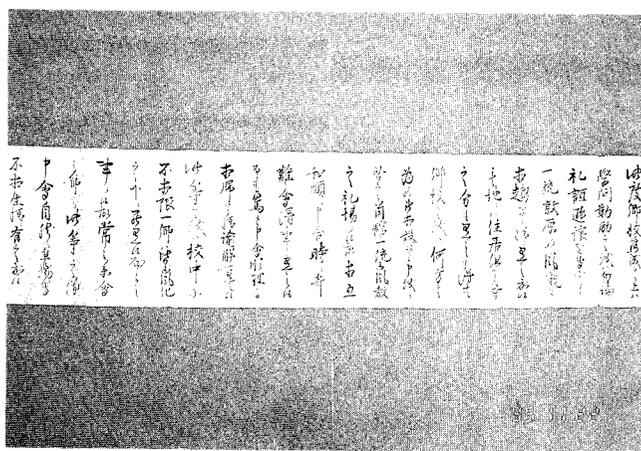


写真4 角館郷校落成につき教諭書 (部分)

めている。すでに記したように北家と今宮(当時は塩谷)組下との対立感情がまだ解けなかったので、藩庁では郷校の運営にも支障があると憂慮しているものようである」と教諭書布達の主因を組下同志の対立とみなしている点である。

確かに文面はそうのように受けとれるが、実は、問題の根底は第二節でふれたように学館(＝藩庁)主導の郷校か所預が或る程度独自の方針で運営できる郷校なのかという点にある。もとより前者が藩

の方針であり、所預はその良き協力者であるべきと考えられた。しかし、所預は寛政七年の郡奉行の設置によって行政支酌権が縮小されたうえに、管轄内の郷校においても脇役に位置づけられることは我慢がならなかったとみられる。

「当十四日被仰渡之次第就有之親類老人差出候様ニ豊田宇左衛門申渡候故、掃部助頼登城之所齋申渡候ハ此度角館へ郷校建立於同所学業取立候様被 仰付候、仍而ハ我等主立出精可致、無左候へハ何も怠も有之事故出精申候而、角館住居之廻座を始何も右郷校へ出席学問出精致候様ニ可致、右之趣ハ住居之廻座へも可中伝由ニ候」(寛政10・4・16) このように藩年寄の重鎮田齋定常から義躬が率先して郷校の勉学に励むよう指小され、角館住居(前年角館本御家中を改称)の家臣の郷校出席も義務づけられた。これに対し義躬は「十六日申来候郷校主立候而取扱候様ニ被 仰渡候義 如何とも我等器量ニ難相及、仍而病氣申立御訴訟候旨、又四郎八郎へも遂相談候間」(同10・4・19)と徹底的に拒否する構えを見せののである。

しかし、最終的に藩は「郷校取扱御免之様ニ相成度旨小膳へ掛合候所、いか程願候而も相濟候事ニ無之旨被申候出ニ候」の態度を崩さず、同日の小田内又左衛門の手紙でも「数度願申立候而之上、強而被仰渡有之相勤候事ニ而ハ、却而見悪き事ニ候故」(同10・6・2)願書の差出しは延期したいと申し送ってきたのである。このようなトラブルを考慮に入れて教諭書を読み返すと、布達の理由を単に組下相互の感情的対立に矮小化できないことが明らかとなる。

〔IV〕 角館郷校運営に関する達書（寛政十年九月六日）

(A) 覚（No.344）

郷校講釈之節、組頭被指出候様ニ被仰渡候、右は一片人数指引之ためニ候間、其旨相心得出席致候様御申渡可成候、因而此度絵図面を以着席被相定候事

一 主計殿郷校江出席被致候節、教授其玄閑迄送迎ニ罷出、外郷校係役之者ハ椽通迄罷出候事

但組頭ハ係役ニハ無之候故、送迎ニハ罷出候事

一 郷校勤番之儀、主計殿ニ而御吟味被仰付候而十人餘も被仰付可申事

九月（六日）

(B) 覚（No.345）

書院教授被仰付候節、是までハ御学館ニ而御吟味被成、或は其支配ニ而吟味之上人物申上候事も在之候得共、此已後御学館ニ而御吟味之上、其支配江御取合可被仰付候間、此旨兼而被仰知候、已上

九月（六日）

(C) 角館郷校絵図（No.176）

『北家御日記』の記述では、史料IVのA、Bは、九月六日付の教

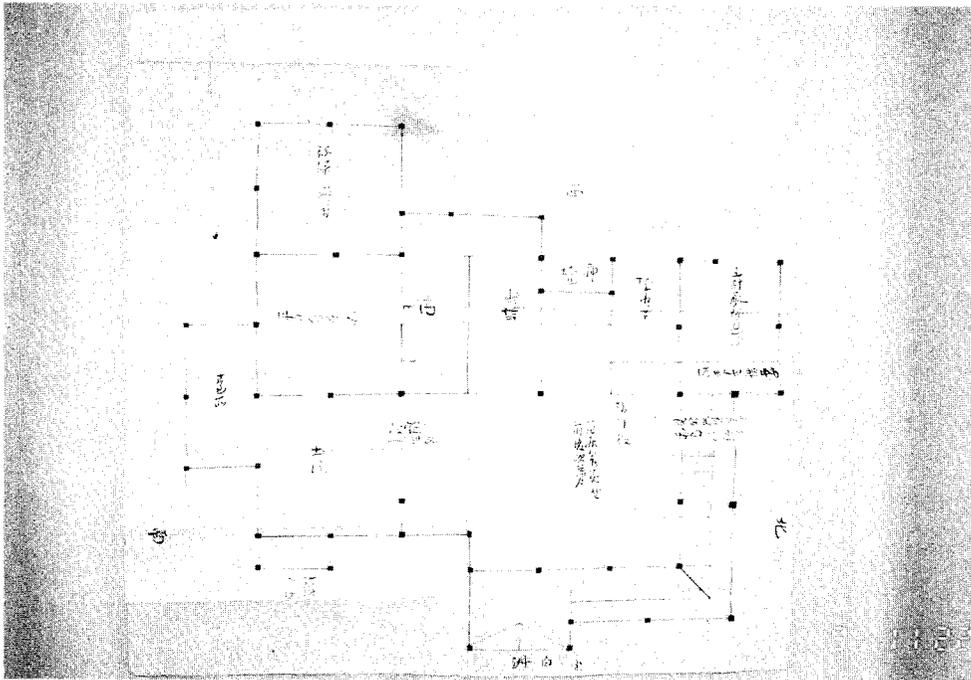


写真5 角館郷校絵図

論書に連続する一連の箇条としてとらえている。しかし、現実の史料は明らかに単独の「覚」として別箇に存在する。なおCについてはAの記述にある郷校での着席を定めた絵図に充当すると推定される。A、B共に郷校運営の維持強化のため、講釈への組頭の出席奨励をはじめ、郷校勤番の任命権を所預に与える一方で、書院教授だけは学館が実質的に吟味し、それを所預が当人と交渉し形式的に任命するということを決めたのである。また、郷校に於いて教授以下による所預の送迎を規定し、講釈のさいの所預以下全員の座席も明確にした(写真5参照)。これによって郷校運営はやっと軌道に乗りはじめたのである。

翌寛政十一年(一七九九)一月二十三日、かねて僭越な振舞いが多いとみられていた、東家の佐竹将監(義府)が出動指留めとなり(同寛政11・2・4)、藩主義和を中心とする体制は一段と強化されていった。義躬も御隠居願を藩に差し出し政治の世界を離れる決意を示している(同11・5・29)。だが、一方では、石井文蔵が書院教授に任命されたが、所預の自分に知らせがないのは何故か問合わせよう指示し、薄の集権的方针に苦言を呈し改めて報告させている。

六月四日には書院教授の要望によって郷校へ学館教授を派遣するよう申し出ている。いわゆる提学の申し出である。六月十一日これも正式な書面で願書を提出させられている。七月三日には教授平沢三郎右衛門が病身ゆえ辞任を申し出て、八月十六日に認められている。

る。同十八日には学館教授瀬谷小太郎が到着し、講義が開始されたが、「此度久ばたより参候教授我等郷校へ参候ハ、出迎見送等も可致哉之旨」(同11・8・24)を学館へ問い合わせている。その結果は学館教授は所預の送迎には及ばずとの結論であった。義躬の意向はここでも受け入れられずに終わった。

義躬の死去した寛政十二年一月以後は、義文の時代となる。享和元年(一八〇一)八月「郷校養老式執行ニ付被仰渡書」が出され、その中に「昨年迄ニ七ヶ處郷校相備候ニ付、養老式在々も御学館ニ相准今年より左之通ニ被相致候」とあり、以後養老式は各支配ごとに実施するよう委譲している。郷校のある七ヶ所(院内・湯沢・横手・角館・松山・大館・十二所)以外の在所では、組頭宅に書院教授が出席し執行するよう定めている。角館郷校もこれに准じて養老式を行ってゆくことになる。附箋や朱書のある吉成文庫「養老式の次第」(No.348、文化13・8・27)はこの式典が学館の方式を踏襲していることを裏づけるものである。

文化八年(一八一)は梅津藤十郎が御学館頭取、金宇平治が二代目祭酒となった画期の年である。「郷校係り役任命手順変更の覚書」(AKK三七二一)はこの文化八年四月の史料である。その内容をまとめると、塩谷右膳の組下を郷校の係り役に任命するさい、従来は評定所で塩谷右膳に申し渡し、右膳から当人に伝達してきたが、以後は教授については北家当主に申し渡しそれから当人へ伝達する。また、教授以下の役は北家が学館と交渉し任命する。この旨

表4 角館郷校関係史料の構造

I	学館御条目 (No. 347)	寛政5. 8. 19
	①角館書院教授任命并授業ニ付達書 (AK 372-5)	〃
	②督学派遣の口達書 (AK 372-1)	寛政6. 7.
II	中山文右衛門の達書	寛政10. 8. 25
	(A) 覚 (No. 342)	
	(B) 覚 (No. 343)	
III	角館郷校達者落成につき教諭書 (No. 346)	寛政10. 9. 6
IV	角館郷校運営に関する達書	〃
	(A) 覚 (No. 344)	
	(B) 覚 (No. 345)	
	(C) 角館郷校絵図 (No. 176)	
	① 郷校養老式執行ニ付被仰渡書 (AK 372-2)	享和1. 8. 8
	② 養老式の次第 (No. 348)	文化13. 8. 27
	③ 郷校係り役任命手順変更の覚書 (AK 372-3)	文化8. 4.
	④ 郷校係り役の処分に付伺書扣 (AK 372-4)	文化8. 7.

「北家御日記」(AK三二二一)

を塩谷右膳に伝達する。つまり、郷校職員の任命において塩谷氏の関与を除き、一本化を図ったのである。

同年七月に出された「郷校係り役の処分に付伺書扣」(AK三七二―四)はその適用として注目される。包紙の説明に「塩谷右膳殿組下吉成小早人、大野直記郷校俗事方勤中不屈之筋有之、右膳殿へ御断被成置候処、同人方御挨拶申来候書付也」とあり、吉成、大野の両名を「御学館江不都合之義申立御指揮形ニ相拘候」につき訴えるに当り、北家の義文は彼らの支配役塩谷右膳に対し事前に報告している。史料はそれに関する右膳からの返書で、両名に事情を聞いた結果「兩人致方不調法之至、御憤御尤至極ニ御坐候得は、聊御取

以上、吉成文庫整理の過程の中から、角館郷校に関する七つの史

おわりに

抱可致筋も無御坐候得共」と弁解の余地はないとしている。ただし、藩主の御巡回の折柄、事を大きくしないために、「当人共倦怠之病名ヲ以返役為致候間」穩便に取り計らうよう伺っている。このように角館の支配下の家臣団も学館制度の進展を契機に、角館住居(本御家中)、塩谷右膳組下の独立性は抑えられ、文字通り「角館一統」風教の礼場としての郷校組織へ確実に組みこまれていったのである。

料を選びだし、当館所蔵の佐竹文庫北家史料との対照を行いその史料的位置づけを行ったのである。これをわかりやすくまとめると、表4のようになる。

なお、吉成文庫の古文書整理は現在進行中であるが、大別すれば江戸時代の文書と明治時代以降となる。前者の公的文書の中には知行地の異動、白岩堰に関するもの、蝦夷地出兵、町絵図・屋敷絵図があり、私的文書には吉成家をはじめとする在方藩士の系図・由緒書から、家計・金銭貸借、教養（詩歌・武術）、祭事・交際、家督・養子縁組・親族、誓約・起請など日常生活全般に及ぶ史料が数点ずつある。

後者の明治以降の公的文書には圧倒的に戊辰戦争に関わる記録・書簡が多い。他に公務留書、諸通達、地租・地券に関する史料がある。私的文書は江戸期とほぼ同じジャンルで仕分けできると思われる。

いずれにせよ、平成8年度以降、史料整理の完了に伴い作成される目録は、在方藩士に関するさまざまな研究の基礎的文献の一つとなると考えられる。その刊行の一日も早からんことを念じて筆をまとめることにする。

註

- (1) 吉成直太郎氏の業績については将来作成される『吉成文庫目録』の解題で詳細にのべられるであろう。
- (2) 『秋田県史』文芸・教学編 六三七頁に全文が紹介されている。

- (3) 寛政五年 被仰出并執達写一(AH三七二二)
- (4) 『御龜鑑』第六卷(秋田県公文書館、一九九四年) 秋府十年八月十九日条
- (5) 一館書院教授任命并授業ニ付達書一(AK三七二一五)
- (6) 拙稿「初期秋田藩校の運営構想」(『全国地方教育史研究』第七号所収) 一一〇頁以下参照。
- (7) 原武男校訂『佐竹家譜』中(東洋書院、一九八九年) 八五二頁、天明元年七月十七日条
- (8) 結局、義躬の主張は藩によって却下されている。(『北家御日記』寛政五年十月一日条)
- (9) (10) 『秋田藩町触集』中(未来社、一九七二年) 参照。
- (11) 『角館誌』第四卷 北家時代編下 一頁以下参照。
- (12) 『秋田県史』文芸・教学編 六九八頁及び『角館誌』第四卷 北家時代編下 二二八頁に続く口絵に掲載されている。
- (13) 『角館誌』第四卷 北家時代編下 二二頁参照。
- (14) 匹田定常と学館のかかわりについては、拙稿「匹田定常とその時代」(『出羽路』一一四号所収)を参照されたい。
- (15) 翌日、家老とも相談のうえ、義躬は七日より郷校に出勤することと決着した。(『北家御日記』寛政十年六月三日条)
- (16) 渡辺喜一編『新編佐竹七家系図』(加賀谷書店、一九九三年)には、義躬は六月致仕となっている。だが、実権は大殿様として、翌寛政十二年一月死去の直前まで掌握していたとみられる。
- (17) 拙稿「初期秋田藩校の職員構成」(『秋大史学』三十二号所収) 一六〇頁以下にのべられている。
- (18) AK三七二二一
- (19) 『角館誌』第四卷 北家時代編下 二七頁以下にその実施状況を詳しくのべている。(古文书課長 かとう たみお)

彙報

(平成七年度)

一 展示

○公文書課企画展示

「明治十年代 秋田の勸農政策」

前期 八月二十五日(金)～九月二十一日(木)

後期 十一月二日(木)～二十二日(水)

公文書課では今年度、県の農業部門の勸業政策すなわち勸農政策をテーマに企画展示を行なった。明治十年代を取り上げたのは、この時期に秋田県が積極的に勸農政策を推進したこと、当館がこの時期の勸農関係の簿冊を豊富に収蔵することによる。

展示では、農業技術史三コーナーと勸農行政史二コーナーに大きく分け、両面より明治十年代の勸農政策に迫る構成をとった。

「勸業試験場」のコーナーでは、西洋農法や県外先進農法の普及拠点であった各種の試験場を取り上げた。八橋植物園の試作西洋作物や試験田などに関する簿冊の他、苜蓿試験場や牧畜試験場に関する簿冊も展示した。

「腐米改良事業」のコーナーでは、稲架掛け方法の改良によって稲の乾燥を徹底し、秋田産米の品質向上を図った事業を紹介した。

「養蚕業の進展」のコーナーでは、川尻組など蚕種(蚕卵紙)製造組合の活動を中心に、養蚕試験場と天蚕試験場の経営も取上げた。

「農業統計のはじまり」のコーナーでは、各地の農産物の実態掌握のための報告書と関連資料を紹介した。「物産表」、「農産表」、「農商務統計調査」などを展示した。

「勸農推進の仕組み」のコーナーでは、高橋正作や石川理紀之助など勸業掛の老農に光を当てつつ、大農区・小農区の勸農行政区画の設置、勸業諮問会・勸業会、種苗交換会・農談会の変遷を簿冊でたどった。

また、明治十一年に十和田山中で発見された「野生綿樹」(実はドロノキ)の綿と種子のサンプルも展示し衆目を集めた。

展示期間中、県内テレビ数局により展示会場の様子が報道された他、秋田魁新報の文化欄に小特集の読み物を五回に渡り連載し、普及効果を挙げることが出来た。

(柴田 知彰)

二 講座

○古文書解説講座

一昨年、昨年とそれまで県立秋田図書館が実施していた古文書解説研究会を継承していた。昭和四十六年から始まり、県北・中央・県南と県内の三地区で行うこの講座は昨年来

で二四回を数えた。しかし、最近では県内各地で解説研究会が発足し独自の活動を行っていることから、今年度からは地区開催を止め、各地の研究会から依頼があった場合に、当館職員を講師として派遣する形をとった。また、当館を会場とする二講座を実施した。

一、入門講座

前年度実施した「初めて学ぶかたのための古文書解説講座」を改称したものである。

期日 八月二日～四日

会場 秋田県公文書館三階多目的ホール

参加者 四五名

内容と担当者

講座① 近世文書の文体(候文)の特色を知る [湊健二郎]

講座② 近世文書に頻出する漢文的な用例と用語を知る [伊藤勝美]

講座③ 特色ある当て字の用例と異体字の例を知る [越中正一]

講座④ 演習 近世文書を読むⅠ [幸野義夫]

講座⑤ 演習 近世文書を読むⅡ [菊池保男]

講座⑥ 講義 古文書の保存と活用 [加藤民夫]

短期集中の開催日程や使用テキストの精選、受講者が公文書館の利用者にならないことなどが今後の課題である。

二、専修講座

中上級者向けに、単に古文書を読むだけではなく、古文書活用の重要性などについても理解を深めてもらおうという趣旨のもとで実施した。

期日 十一月二十八日・二十九日

会場 秋田県公文書館三階多目的ホール及

び研修室

参加者 六六名

内容と担当者

講座① 佐竹義和の逝去について

〔湊健二郎〕

講座② 大館・十二所境塚について

〔伊藤勝美〕

講座③ 秋田領絵図書き誤り訂正について

〔越中正一〕

講座④ 戊申戦争の戦況等について

〔菊池保男〕

「専修」の意味がわからないままに申し込んだ受講者も多く、今後は「応用講座」等名称の変更が必要であろう。

三、研究会への講師派遣

各地区の解読研究会へ職員を派遣した講座は以下の通りである。

十二月七日 大曲古文書解読研究会

〔菊池保男〕

十二月十二日 角館町解読研究会

〔湊健二郎〕

一月十六日 山本町郷土史講座

〔湊健二郎〕

(須藤 健吉)

三 研修・協議会

○全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会

平成七年十一月十五日から十七日まで和歌山県で開催されたこの大会へ出席した。

大会テーマが「災害と史料保存」というこ

とで、年始めに起こった阪神・淡路大震災での活動状況の報告を中心に討論された。実際に救済活動へ参加した方々から具体的な活動方法、問題点などが指摘され、今後の災害時における教訓になったと思われる。そして、

「史料保存機関の史料を守る」の研究会においては、被災してしまつた資料の救済方法などが、スライドを利用した分かり易い説明で非常に参考となった。

また、各コース別の研修会では、どの公文書館でも課題となっているものをテーマとして取り上げていたが、ほとんど「これにはこの方法しかない」といった決定的な解決策は無く、どこの館でも苦勞していることが窺えた。まだまだ歴史的に浅い公文書館が、これからも日々努力、研究していかなければならないことを改めて感じた。

なお、来年の大会の開催地は秋田県となっているので、この大会に引き続き成功できるように頑張りたいと思う。

○史料管理学研修会〈短期研修〉

史料館が主催する史料管理学研究会〈短期研修〉は十一月六日から十一日まで広島市で行われた。自分のような文書館の職員だけではなく、大学図書館や企業からの受講者もあり、史料管理学に対する関心の高さが伺われたとともに、史料とは自分が職場で目にして

いる古文書や公文書のみを指すものではなく、多岐にわたるものであることを痛感させられた。

研修会では、自分もっていた疑問が解消されたと共に、自分の館の今後の課題を見つけることもできた。また同じ課題を持つている他県文書館との情報交換の場としても大変有益であったように思う。

受講後、他の参加者から期間を延長してほしいという要望がだされたが同感である。コンピュータの導入等、長期講座の中にも受講したい講義が多くあった。

また、ある県で、タクシーの運転手に文書館に言ってほしいといったところ、どこの旅館ですかと言われたという話は印象に残った。当館もまだまだ知名度が低く、今後史料管理学研修で学んだ成果を実務に反映させていく

は、

は、

は、

は、

は、

は、

は、

のは勿論のこと、館の知名度を上げていく努力も必要になるだろう。

(須藤 健吉)

○公文書館等職員研修

第八回公文書館等職員研修会は十一月六日から十日まで国立公文書館を会場にして行われた。

口頭、単調になりかちな業務の中で物事を多角的にかつ掘り下げて考えることが苦手な私にとって、他館、各省市等の多種多様な立場にいる方々と共に本研修に参加出来た事は貴重な体験となった。

各界をリードされている方々の講話は豊富な知識と経験を感じさせるもので、示唆に富んだその内容は、これからも館業務を続けるにあたって館職員としてどのように文書に接し考えていくべきなのか、そのヒントを与えてくれたように思われた。ある講師の「公文書館界のOA化は遅れている」という鋭い言葉が印象に残った。

一方、国立公文書館職員の講話では館業務全般にわたる説明の他、国立公文書館の置かれている現状、問題点、検討事項まで率直に出していただき、更に館内見学、展示見学もさせていたことからも一層理解を深める事が出来た。

その他、古文書の修復の実務、神奈川県立公文書館見学等盛りだくさんの内容だった。

他の受講者との交流を図ることが出来たのも大きな収穫となった。

充実した五日間の成果を今後の業務に生かしていきたいと思った。

(佐々木 清友)

○市町村史料保存に関する実務担当者会議

今年度初めての試みとして、六月二十三日当館多目的ホールを会場に行われた。市町村史編纂室や展示施設で日常史料と接している人を対象とするもので、伝達講習と全体協議を行った。県内三〇市町村から四四人が参加し、地域史料の保存に対する関心の高さが伺われた。

一、伝達講習

史料管理学研修を受講した当館職員が史料管理学の考え方を紹介した。内容と担当者は以下のとおりである。

講習Ⅰ…史料整理の諸問題

〔菊池保男〕

講習Ⅱ…史料保存の改善について

〔伊藤勝美〕

二、全体討議

古文書課長を司会とし、次のような討議となった。

テーマに基づいて情報交換を交えながら話し合ってみたい。

テーマ① 史料の保存・利用の改善・充実のための取り組みについて

司会… それぞれの施設の構造や史料管理の方法について現状と問題点を述べてほしい。

秋田市〔佐竹史料館〕… 施設は千秋公園の上であり美術館を転用したものである。この美術館は昭和三十三年に建築されたもので、当時空調設備はつくられなかった。平成二年の開館にあたって施設の改修を行い空調を導入したが、空調を動かすと湿度が不足するという問題があり、夏と冬の温度変化に館が対応出来ていないというのが現状である。また、夜間は無人となるため機械を動かさず、日中との温度差・湿度差が問題である。

司会… 佐竹史料館は施設的にめぐまれている方だと思うが、それでも夏と冬・昼と夜の温度・湿度差が解消できないという問題を抱えている。

仁賀保町〔齊藤守一郎記念館〕… 鉄筋コンクリート四階建ての一階にある。空調設備も整っており、温度・湿度管理で問題となることは特にない。しかし書庫内に史料の他に一般の可燃物もいれており、防災面では問題が残っ

ている。

小坂町「小坂町立総合博物館」… 空調・照明・防災問題ともクリアした建物であるが、築後一五年が経過し空調設備の老朽化が問題となってきた。また、空調設備の保守に予算の多くを割かれるため、保存箱購入といった保存のための策を講じられないという問題がある。

司会… 設備が良いということは、それだけ保守にお金がかかるということでもある。保存に手がまわらないという問題を抱えている市町村も多いのではないか。

矢島町… 「矢島町郷土文化保存伝習館」 昭和六十年に完成した建物である。展示室は三部屋あるが、最後にできた展示室は空調がきかない。他の施設の展示室や収蔵庫をみると温度や湿度の設定がその館ごとに違っているようだが、どのくらいに設定するのがいいのか。

伊藤（当館職員）… 古文書を保存する場合、気温二二〜二四℃・相対湿度五五%前後が一応の目安となるが、極端な変化が生じないようであれば大丈夫であろう。また、マイクロフィルムの場合は条件が異なり、気温は二〇℃を超えない程度、相対湿度は三〇%より大

きくならないようにするのが理想である。

司会… 展示室の場合は今の条件よりも温度・湿度ともゆるくなるのではないか。また、展示室が建設前から考慮されている施設に対して、後に他の部屋を転用したような施設では温度・湿度管理は難しくなる。しかし、そのような場合でも温湿度計を設置するなどして、管理を行う努力も必要である。

阿仁町… 「阿仁町郷土文化保存伝承館」 展示室が二部屋あるが換気の出来ない施設であり、史料を長期間に渡って展示するには不安がある。

羽後町… 「羽後町歴史民俗史料館」 施設は耐火構造になっており、展示室・収蔵庫等の空調設備も完備している。古文書は地域の旧家からの寄託を受けたものが、五千点近くある。その他に明治以降の町の行政文書も収蔵庫にいており、収蔵庫が狭くなってきた。今後の受け入れに体制に不安がある。

司会… 収蔵庫のスペースの問題は多くの市町村で抱えているのではないか。当初大きなスペースを確保したつもりつもりでも、何年後には受け入れに問題が出てくる。また収蔵庫に古文書史料だけではなく、民俗資料も

一緒にいれるようになると思います当初計画通りではいなくなってくる。

テーマ② 市町村史編纂前後における史料の収集・整理・保存のあり方について

司会… 市町村史を編纂する際に、原史料の収集が困難な場合がある。その場合マイクロコピー等の代替物による収集が必要となるが、どのような代替物によって収集を行ったか、またそれをどのように活用したかということをお聞かせください。

十文字町… 『十文字町史』の編纂に際して一〇数万点のコピーをとった。その方法は六〇人近くの協力を動員して地区内にどのような史料があるか確認を行い、所在日録を作成してコピーをとるというものである。

時間と予算のない小さな町では保存上の問題はあつたものの、コピーによる収集が最も手軽な方法である。湯沢市で導入されている光ファイバーの装置が数年前に四〇〇万円台を切り、市町村レベルで手の届く範囲になった。十文字町でも導入を考えたが、予算の関係で実現しなかった。他の市町村でも余裕があれば新しい機器の導入を考えてもいいのではないか。

また、明治末から戦前までのガリ版刷りの史料が相当数あつた。かなり貴重な史料も多

いが、所蔵者が墨で書かれたものでなければ大切にしないという傾向があり、既に処分されてしまったものも少なくない。中には寄贈を受けたものもあるが、紙質が悪く長期の保存には耐えられない。今後そのような史料をどのように保存していくかが切実な問題となっている。

司会… 墨で書かれたものだけでは市町村史は出来ない。明治以降の史料の保存に関してもPRしていく必要があるのではないか。

湯沢市… 『佐竹南家日記』の出版事業に際し、光ファイルの機械を導入した。これは史料の痛みが激しいために、翻刻作業用の複製本を作る必要があったためである。費用は当時八〇〇万円程した。容量はCD一枚に一冊二五〇丁ほどのものが一五〜六冊分入る。

司会… 市町村史を編纂する場合、その前後の史料管理が問題となる。特に編纂が終わった後、収集した史料をどうするか。所蔵者に返してそのままというケースもある。

本荘市… 以前史料所在調査を行い目録を作成したが、その後個人所蔵のままですら働きかけをしないでいた。現在市史編纂室が出来て、いざ編集委員が史料を見せてもらおうと

所蔵者宅へ行くと、代替わり等で史料が失われている場合も少なくない。また、寄託を受けた史料を保管していた公民館が焼失して史料が失われた例もある。以前の調査では史料をリストアップしただけであったが、その際にある程度コピー化しておけばと感じている。

司会… 史料の保存は編纂事業と同時進行でなければ後で差し障りが生じてくる。

能代市… 現在まで二四冊の史料集、及び史料目録を作成している。五年前から市史編纂事業に取りかかっているが、収蔵施設が無いため原史料の収集は行わず、昨年導入した光ディスクでの収集を考えている。

秋田市… 現在市史の編纂が進行中であるが、公文書を保存する書庫が狭いという問題がある。また、学制に関わる史料は現地保存されているが、建物を移築する際に焼かれたりしている状況にある。史料の保存等は上層部の意向に左右されることが多いため、公文書館から市町村の上層部に対して史料保存の重要性を訴えてほしい。

司会… 今回の会議は史料の実務担当者の会議である。普段史料に接している皆さんの手で史料をとりまく環境の改善を訴えていくこ

とも必要なのではないか。

以上、第一回ということもあり各市町村の実情を聞く程度であったが、情報交換自体有意義だったのではないかと。尻切れトンボというところもあるが今回はこれで終了したい。

今後も継続していくことによって、史料の現地保存の体制が整備されることが望まれる。

(須藤 健吉)

○都道府県・政令指定都市公文書館実務担当者会議

平成七年度の会議は、八年二月二十一日から二十三日までの三日間、国立公文書館を会場として一九館一九名の参加により行われた。各館の実務担当者による事例発表を中心とした情報交換と、公文書館の諸問題についての協議と討論が会議の目的である。

今回、私は事例発表3において、「秋田県公文書館における企画展小活動の実際」と題し、七年度の企画展「明治十年代 秋田の勤農政策」を中心に、当館の展示活動についての報告を行なった。かつて文書館学において展示論は空白に近い状態であったが、近年は研究も進み積極的な展示活動の位置付けも見られるようになった。発表に対する質問と討論において、各館の事例から展示論について掘り下げがなされ、私にとっても勉強の機会になったと思う。

(柴田 知彰)

四 図書

○寄贈図書(本館所蔵資料の出版掲載等の許可を受けた分)

秋田藩佐竹氏歴代藩主と当時の漢詩人をたたえて

秋田県吟剣詩舞道総連盟

菅江真澄と男鹿

田口昌樹

出羽路(114号)

秋田県文化財保護協会

馬頭町中世文集

馬頭町教育委員会

企画展「炭の民俗誌」解説資料

秋田県立博物館

秋田市史研究(4号)

秋田市史編さん室

道の文化史(景観・旅・交流)

榎おうふう

企画展「秋田藩の杉と白銀」リーフレット

秋田市立佐竹史料館

市史せんだい(vol.5)

仙台市博物館

○各公文書館からの受入れ図書

国立公文書館

北の丸(第27号)

国立公文書館年報(第24号)

外務省外交史料館

外交史料館報(第8号)

国文学研究資料館史料館

史料館研究紀要(第26号)

史料館所蔵史料目録(第61集)

北海道立文書館

研究紀要(第10号)

エドウィン・ダン関係公文書目録

北海道立文書館史料集(第9号)

北海道立文書館所蔵公文書件名目録(10)

北海道立文書館所蔵資料目録(10)

福島県歴史資料館

歴史資料館収蔵資料目録(第25集)

歴史資料館収蔵資料目録(第26集)

福島県歴史資料館研究紀要(第17号)

千葉県文書館

収蔵文書目録(第7集)

千葉県行政資料増加目録

企画展「房総の年貢、企画展「房総の記録を残す」アーカイブズの世界」(カセットテープ)

企画展「房総の記録を残すⅡ(点字版)」

千葉県文書館報「朝光」(第7号)(点字版)

茨城県立歴史館

資料利用の手引

茨城県立歴史館報(第22号)

茨城県史研究(第75号)

栃木県立文書館

栃木県立文書館年報(第9号)

群馬県立文書館

群馬県立文書館年報

群馬県行政文書件名目録(第7集)

群馬県立文書館収蔵文書目録(13)

群馬県史収集複製資料目録(第2集)

双文(第12号)

ぐんま史料研究(第5号)

東京都公文書館

東京都公文書館 内田祥三資料目録(Ⅱ)

埼玉県立文書館

文書館研究紀要(第8号)

神奈川県立公文書館

神奈川県立公文書館年報

新潟県立文書館

新潟県立文書館年報(第3号)

新潟県立文書館研究紀要(第2号)

新潟県公文書簿冊目録(第2集)

富山県公文書館

富山県公文書館年報(第8号)

富山県公文書館文書目録(歴史文書11)

長野県立歴史館

長野県立歴史館研究紀要(第1号)

岐阜県歴史資料館

岐阜県行政文書目録

岐阜県歴史資料館報(第18号)

愛知県公文書館

愛知県公文書館年報(第9号)

京都府立総合資料館

資料館紀要(第23号)

中世の契約

和歌山県立文書館

和歌山県立文書館紀要(創刊号)

鳥取県立公文書館

鳥取県立公文書館年報(第5号)

広島県立文書館

広島県立文書館資料集(2)

山口県文書館

年報

山口県文書館研究紀要(第21号)

山口県内所在史料日録(第22集)

行政文書日録

山口県立文書館諸家文書日録(2)

香川県立文書館

香川県立文書館収蔵文書日録(第1集)

藤沢市文書館

藤沢市史研究(第28号)

藤沢市文書館紀要(第18号)

八潮市立資料館

寺子屋

八潮市史研究(第16号)

八潮市史研究(第17号)

八潮の地域新聞日録

大阪市公文書館

大阪市公文書館研究紀要(第7号)

大阪市公文書館年報(第7号)

尼崎市立地域研究史料館

地域史研究(第25巻第1号)

広島市公文書館

広島市公文書館紀要(第18号)

広島市公文書館所蔵資料日録(第19集)

東京大学史料編纂所

東京大学史料編纂所報(第29号)

東京大学史料編纂所研究紀要(第5号)

学習院大学史料館

学習院大学史料館紀要(第8号)

学習院大学史料館所蔵史料日録(第11号)

滋賀大学経済学部附属史料館

史料館概要

研究紀要(第27号)

特別展「惣村の自立と生活」図録

和歌山大学紀州経済史文化史研究所

紀州経済史文化史研究所所蔵古文書日録

(その1)

○当館刊行物

平成6年6月 年報(第1号)

平成7年6月 事業年報(第2号)

平成7年3月 所蔵古文書日録第1集『加賀谷家文書日録』

平成7年3月 研究紀要(創刊号)

平成7年2月 御亀鑑(第7巻)

平成6年10月 公文書館だより(創刊号)

平成7年3月 公文書館だより(第2号)

平成7年10月 公文書館だより(第3号)

○パンフレット関係

平成5年11月 館蔵資料で語る秋田の歴史

平成6年11月 秋田藩の修史事業

平成6年8月 公文書で読む明治の学校教育

平成7年8月 明治十年代秋田の勸農政策

秋田県公文書館研究紀要 第二号

平成八年三月二〇日発行

編集 秋田県公文書館

秋田市山王新町一四三二

郵便番号 〇一〇

電話(〇一八八)六六一八三〇一

印刷 太陽印刷株式会社

秋田市卸町一丁目二一五

(題字 寿松木 毅)

